

第 67 回総会第 3 委員会記録

房野 桂 作成

2012 年 10 月 8 日(月) 午前 第 1 回会議

議事項目議 5: 主要委員会役員選挙: 第 67 回総会副議長及び報告者の選出

議事項目 131: プログラム企画

項目 27: (a)社会開発世界首脳会合及び第 124 回特別総会の成果の実施 (b)世界の社会状況, 青少年, 高齢者, 障害者, 家族に関連する問題を含む社会開発 (c)国際高齢者年のフォローアップ: 第 2 回世界高齢者問題世界会議

提出文書

1. 第 67 回定期総会の組織・議事の採択・項目の配分(A/67/250), 総会議長より第 3 委員会議長宛ての 2012 年 9 月 21 日付書簡(A/C.3/67/1), 第 3 委員会作業組織に関する事務局メモ(A/C.3/67/L.1)
2. 社会開発世界首脳会合及び第 24 回特別総会成果の実施(A/67/179)
3. 国際ボランティア年実施のフォローアップ(A/67/153)
4. 第 2 回高齢者問題世界会議のフォローアップ(A/67/188)
5. ミレニアム開発目標及び障害者のための国際的に合意された開発目標の実現: 2015 年とそれ以降に向けた障害者を含めた開発アジェンダ(A/67/211)
6. 2014 年国際家族年 20 周年(A/67/61-E/2012/3)

主要委員会役員選出: 第 67 回総会副議長と報告者の選出

総会手続き規則 99(a)に従って, 第 3 委員会ビューローのその他の役員を選出を延期することで合意

His Excellency Henry L. Mac-Donald(スリナム)開会ステートメント

作業組織

議長は, 第 3 委員会への項目の配分に関する総会議長からの書簡(A/C.3/67/1), 作業組織案(A/C.3/67/L.1)及び委員会に提出された公式文書(A/C.3/67/L.1/Add.1/Rev.1)並びに文書(A/67/360)に含まれている関連する勧告に委員会の注意を引いた。

Otto Gustafik 書記が, 作業組織案を口頭で修正。

委員会は, 議事項目 69(b)(人権と基本的自由の効果的享受を改善するための代替取組を含めた人

権問題)下に, クメール・ルージュ裁判に関する事務総長報告書を含めることにも同意。

委員会は, 文書(A/C.3/67/L.1)及び A/C.3/66/L.1/Add.1/Rev.1 に含まれている暫定作業計画を口頭で修正してコンセンサスで採択。

発言者リストはそれぞれの議事項目の下で維持されることを委員会に報告。

人権理事会特別手続きマンデート保持者及び条約機関または作業部会議長への招待

委員会は, 書記が読み上げたように, 本セッションで委員会に報告書を提出し, 対話にかかわるために, 人権理事会の特別マンデート保持者及び条約機関または作業部会議長数名を招待することに決定。

プログラム企画

2014-2015 年の戦略的枠組み案のプログラム案のプログラム 20(人権)に関する折衝を促進するために, 議長は, Mr. Roberto de Leon(メキシコ)と Mr. Monzer Selim(エジプト)を任命。

開会ステートメント

Wu Hongbo 経済社会問題局事務次長

議題紹介ステートメントと報告書の紹介

1. Daniela Bas 経済社会問題局社会政策開発部長
2. Jordi Llopart ニューヨーク国連ボランティア・プログラム事務所所長の代理

一般討論

アルジェリア(G77/中国を代表), カメルーン(アフリカ諸国を代表), マレーシア(アセアンを代表), セント・ルシア(カリブ海共同体を代表), ボツワナ(南部アフリカ開発共同体を代表), 欧州連合(加入国クロアチア, 候補国旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国・モンテネグロ・アイスランド・セルビア, 安定・連合プロセス候補可能国アルバニア・ボスニア・ヘルツェゴヴィナ並びにウクライナ, モルドヴァ共和国, アルメニア, グルジアも代表), チリ(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)

作業組織

議長ステートメント

10月8日(月)午後 第2回会議

議事項目 27(継続)

一般討論(継続)

エジプト(アラブ・グループを代表)、ヴェネズエラ、中国、フィリピン、エジプト、スイス、ブラジル、オーストラリア、マレーシア、ニカラグア、ロシア連邦、ドイツ、スウェーデン、タイ、オランダ、オーストリア、キューバ、モロッコ、フィンランド、韓国、イラン・イスラム共和国、ノルウェー、セネガル、コロンビア

作業組織

議長ステートメント

10月9日(火) 午前 第3回会議

議事項目 27(継続)

一般討論(継続)

チリ、メキシコ、リビア、ベラルーシ、ケニア、スロヴァキア、パキスタン、タンザニア連合共和国、日本、イスラエル、ラオ人民民主主義共和国、ボリヴィア、ナイジェリア、マラウィ、イラク、クウェート、ペルー、ウクライナ、モルディヴ、シリア・アラブ共和国、インドネシア、テュニジア、サンマリノ、ブルキナファソ

日本のステートメント(鷲見八重子日本政府代表

団顧問) 経済的・社会的不平等、不利な雇用条件、経済機会の欠如が、多くの人々から力を奪っています。先進諸国を含め、貧富の差が拡大しています。社会の分極化が進行しています。国際社会は全体として、包括的にこのような課題に対処する必要があります。

特にこれらの問題は、脆弱なグループに悪影響を与えます。私たちは、個人のすべての人権と基本的自由を尊重し、社会の多様性を考慮に入れて、エンパワーメントを可能にする社会を築くべきです。

社会に参画する青少年の力は、中東と北アフリカ並びにその他の世界中の国々で昨年明確に認められました。国際社会は、青少年がその可能性を発揮し、社会に参画することのできる社会を生み出す必要があります。

この点で、若者の失業が、現在世界中で深刻な問題となっております。これは社会に建設的に参画する機会を若者から奪うのみならず、社会の安

定を破壊し、経済成長を妨げる可能性もある新たな問題です。現在の世界的な経済の不安定と金融不安がさらにこの問題を悪化させています。

2012年6月に、日本政府は、「青少年雇用戦略」を開発しましたが、これは、青少年が自分で労働生活を達成するよう奨励するために立案された長期・長期的戦略です。この戦略に基づいて、組織的なキャリア教育が、高校、大学及びその他の教育機関で教育活動を通して導入され、強化されます。高校と大学は、雇用機関と協力して、雇用のミスマッチをなくそうとしています。さらに地方の青少年雇用支援事務所が、キャリア開発を目的として設立されます。

障害者の権利を推進する勢いが増しています。2006年に総会で障害者の権利条約が採択されて以来、条約を批准した国の数は着実に増えていきます。日本政府は2007年に条約に署名し、目下条約締結プロセスの途上にあります。例えば、日本は、2011年7月に、国の障害者基本法を改正しました。改正された法律の下で、2012年5月に、「障害者政策委員会」が設立されましたが、その機能には国内政策の実施の監督が含まれております。さらに障害者がこの委員会の委員に含まれております。

2013年9月に、総会は、障害と開発に関する高官会合を開催します。開発努力のあらゆる側面への障害者のアクセス可能性と包摂を確保する努力を強化するために、私たちは積極的に討議にかかわります。

日本社会における高齢者の数の急速な増加に対して準備するために、私たちは、高齢者の人権とエンパワーメントを推進することのできる社会を実現しなければなりません。マドリード高齢者問題国際行動計画は、高齢化する世界とうまく折り合っていくという特別な目標を持った政策策定と実施のためのガイドラインを提供しています。私たちは、来年のマドリード行動計画の第2回見直しを大変に重視しております。

人間の安全保障の概念に関しましては、9月の総会本会議での、人間の安全保障についての共通の理解のすべての加盟国による採択は大きな成功でした。人間の安全保障は、個人を中心として、多面的に、包括的に人々の生存、生計、尊厳に対する深刻で広範な脅威に対処する取組であります。人間の安全保障は、自分で脅威に対処する可能性を発揮できるように、個人をエンパワーするのみならず、個人を保護することを提案しております。合意された共通の理解に基づいて、平和と安全保障、開発と人権---国連の3本柱である---は、相互に関連し、相互に補強しあうものであることを

認めて、人間の安全保障を推進することが重要であります。この点で日本は、国連人間の安全保障信託基金を通して、約 1,000 万米ドルの援助を寄付することを発表いたしました。

ヴォランティア活動は、社会への参画を推進し、人対人の関係を深めることができるでしょう。ブラジル日本は、来る 10 年間にヴォランティア活動を主流化し、推進することに関して、第 3 委員会に決議案を提出しました。この決議は、ヴォランティア活動の政策調整を主流化し、強化することを強調しております。さらに多くの国々が、この決議を支持して下さることを望んでおります。

私たちの社会で、グローバル化と相互依存性が深まる中で、国際社会は全体として、脆弱なグループを支援し、その社会統合とエンパワーメントを推進することが必要です。日本は、この重要な課題に貢献し続けるつもりであります。

作業組織

議長ステートメント

10月9日(火)午後 第4回会議

議事項目 27(継続)

一般討論(継続)

コンゴ民主共和国、トルコ、バングラデシュ、エリトリア、グルジア、ドミニカ共和国、スーダン、サウディアラビア、カザフスタン、ヴェトナム、キルギスタン、インド、カメルーン、アゼルバイジャン、アルジェリア、ブルガリア、マルタ、イエーメン、ベルギー、ジャマイカ、ジブティ、エルサルヴァドル、エクアドル、エチオピア、スリランカ、ILO

10月10日(水)午前 第5回会議

議事項目 103: 犯罪防止・刑事司法

議事項目 104: 国際麻薬統制

経済社会理事会より推薦の決議文書

1. 第 12 回国連犯罪防止・刑事司法会議のフォローアップ及び第 13 回国連犯罪防止・刑事司法会議の準備(A/C.3/67/L.3)
2. 移動者・移動労働者及びその家族に対する暴力を根絶する努力の推進(A/C.3/67/L.4)
3. 特に国際組織犯罪・麻薬取引との闘いに対する国連システム全体の取組に関連する領域の法の支配と刑事司法機関改革の強化(A/C.3/67/L.5)

4. 刑事司法制度の法的支援へのアクセスに関する国連原則とガイドライン(A/C.3/67/L.6)

5. 囚人の待遇のための標準最低規則(A/C.3/67/L.7)

提出文書

1. 犯罪防止・犯人の処遇のための国連アフリカ研究所(A/67/155)
2. 国連麻薬・犯罪事務所(UNODC)の技術協力活動に特に関連する国連犯罪防止・刑事司法プログラムのマンデートの実施に関する事務総長報告書(A/67/156)
3. 第 12 回国連犯罪防止・刑事司法会議のフォローアップ及び第 13 回国連犯罪防止・刑事司法会議の準備と題する事務総長報告書(A/67/97)
4. 腐敗慣行の防止と闘い及び国連腐敗防止条約に従った違法な出所の資産の引き渡しと特に違法な出所国へのそのような資産の返還に関する事務総長報告書(A/67/96)
5. 2011 年 10 月 24-28 日にモロッコのマラケシュで開催された第 4 回国連腐敗防止条約締約国会議の報告書を伝える事務総長メモ(A/67/218)
6. 世界麻薬問題に対する国際協力に関する事務総長報告書(A/67/157)

議題紹介ステートメント

Sandeep Chawla 国連麻薬犯罪事務所副事務局長

一般討論

ジャマイカ(カリブ海共同体を代表)、スワジランド(南部アフリカ開発共同体を代表)、カザフスタン(集団的安全保障条約機関(CSTO)加盟諸国を代表)、欧州連合(加入国クロアチア、候補国旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国・モンテネグロ・アイスランド・セルビア、安定連合プロセス候補可能国アルバニア・ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、並びにウクライナ、モルドヴァ共和国、グルジアを代表)、タイ、リヒテンシュタイン、エジプト、中国、米国、ブラジル、オーストラリア、マレーシア、キューバ、メキシコ(コロンビア、グアテマラも代表)、日本、アラブ首長国連、ニカラグア

日本のステートメント(久島直人公使): 2012 年 9 月に採択された法の支配に関する総会高官会議宣言が、世界麻薬問題と国際組織犯罪と闘うための強化された国際協力の重要性を強調していることを歓迎する。国際社会には共通の責任があるが、それぞれの国家が、犯罪と闘うための司法制度を強化する個々の責任を有する。一国で生み出される抜け穴が、近隣諸国に悪影響を及ぼし、その結

果、国際法的枠組みの効果を損なう。この点で、日本は、麻薬乱用に対するノン・トレランスの採用している。麻薬関連活動の非犯罪化したりまたは合法化さえするような議論については特に用心する必要がある。

10月10日(水)午後 第6回会議

議事項目 5, 103, 104(継続)

役員選出

Ms. Fatima Alfeine(カメルーン), Ms. Dragana Scepanovic(モンテネグロ), Mr. Georg Sparber(リヒテンシュタイン)を副議長に、Mr. Suljuk Mustansar(パキスタン)を報告者に選出。

副議長 Ms. Dragana aScepanovic(モンテネグロ)が、北京宣言と行動綱領のフォローアップに関する議長テキストの折衝を促進することを委員会に報告。

一般討論(継続)

モロッコ、ノルウェー、アルジェリア、アフガニスタン、タジキスタン(独立国共同体(CIS)を代表)、イスラエル、ベラルーシ、ケニア、ナイジェリア、ウクライナ、ラオ人民民主主義共和国、パキスタン、コスタリカ、カタール、シンガポール、シリア・アラブ共和国、タジキスタン、韓国

答弁権行使

シリア・アラブ共和国: 今朝のリヒテンシュタイン代表のステートメントに関して、これは現在検討中の議題からの甚だしい逸脱である。シリアで今起こっていることの重要な部分は、テロリストの行為を含め、国際犯罪と考えられなければならない。今述べたテロリズムが、ここ数日間で2度もダマスカスを攻撃し、アルカーイダとつながっている集団が、それら行為に対して責任があると主張している。英国外務大臣の今日の発表とオーストラリア政府の最近の発表を含め、その他の国の政府が、攻撃行為に加担するためにシリアにやってくる外国の戦闘員についての知識を示したことをリヒテンシュタイン代表に思い出してもらいたい。

10月11日(木) 午前 第7回会議

議事項目 103, 104(継続)

一般討論(継続)

マレーシア(アセアンを代表)、リビア、セネガル、ロシア連邦、ヴェネズエラ、モルディヴ、バングラデシュ、キルギスタン、インド、アルバニア、ペルー、チュニジア、スーダン、ヴェトナム、インドネシア、エリトリア、ウガンダ、南アフリカ、ボリヴィア、国際労働機関、国際移動機関

組織上の問題

議長(コモロ)ステートメント

10月15日(月)午前 第8回会議

議事項目 28: 女性の地位の向上, (a)女性の地位の向上, (b)第3回世界女性会議及び第23回特別総会成果の実施

提出文書

1. 女性に対するあらゆる形態の暴力を撤廃する努力の強化(A/67/220)
2. 女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者 Rashida Manjoo 報告書を伝える事務総長メモ(A/67/227)
3. 女性性器切除をなくすことに関する事務局メモ(A/C.3/67/L.2)
4. 女子差別撤廃委員会報告書(A/67/38)
5. 女性と女兒の人身取引に関する事務総長報告書(A/67/170)
6. 産科フィステュラ(瘻孔)をなくす努力の支援に関する事務総長報告書(A/67/258)
7. 人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者 Joy Ezeilo 中間報告書を伝える事務総長メモ(A/67/261)
8. 北京宣言と行動綱領及び第23回特別総会の成果の実施のフォローアップにおいて取られた措置と遂げられた進歩に関する事務総長報告書(A/67/185)
9. 国連システムにおける女性の地位の改善に関する事務総長報告書(A/67/347)

議題紹介ステートメント

1. Lakshmi Puri ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)政府間支援戦略パートナーシップ事務局長補:

第3委員会は、世界中の女性と女兒にとっての大きな希望と機会の時期に開かれているが、根強い課題と遅い進歩の失望の時期でもある。歴史上のいかなる時期よりも多くの女性が、政治や企業でリーダーシップを発揮している時期でもあり、昨年、委員会は、女性と政治参画に関する画期的決議を採択し、議会における女性30%の目標に達

した国々の数は、27 国から 33 国に増えた。

しかし、継続して限界に挑み、ジェンダー・エンパワーメントの基準と規範を高めていく必要がある。北京宣言と行動綱領及び第 23 回特別総会成果の実施のフォローアップにおいて取られた措置と達成された進歩に関する報告書(A/67/185)は、総会に提出された報告書のわずか約 3 分の 1 にしかジェンダーの視点が含まれていないことを明らかにしている。とりわけ、女性と女兒への言及を含めるだけでは十分とは言えない。委員会が 2015 年以降の開発アジェンダを検討する時、ジェンダー平等と女性エンパワーメントをすべての枠組みの最前線と中心に置くことを要請する。

すべての国々と地域において広がり、継続する女性に対する暴力が、重大かつ普遍的な問題であることが、女性に対するあらゆる形態の暴力を撤廃する努力の強化に関する報告書(A/67/220)で明らかにされている。先週、女兒の教育への権利と暴力からの自由を唱えたことで、銃を持った男たちが、スクール・バスにいたパキスタンの 14 歳の Malala Yousufzai を狙撃した。この事件は世界に衝撃を与えたが、女性に対する暴力は毎日のように目撃されている。世界中の女性 10 人中 7 人までもが、その生涯のある時点で身体的・性的暴力を経験したと報告している。

最も広がった形態の暴力は、親密なパートナーの暴力であり、これは、沈黙と刑事責任免除のマントの下に隠され、しばしば死に至る重大な身体的傷害と心理的結果につながっている。女性に対する暴力は、女性と女兒の差別と力の喪失の最も厳しい表現となっている。これは民主主義、平和、安全保障に対する脅威であり、持続可能な開発への障害であり、驚くべき人権侵害であり、暴力の根底にある心的傾向とステレオタイプを変えることによって善循環を生み出し、こうして暴力を防止することを要請する。

女性に対する暴力を撤廃するには、調整された、組織的な取組が必要であり、資金提供され、実施され、監視されることが必要である。このことは、女性と女兒の人身取引に関する報告書(A/67/170)でも明らかである。人身取引は、最も早く増加するインパクトの強い犯罪であり、性的搾取のすべての被害者の 98%が女性であり、人身取引を防止し、これと闘い、対応するには、包括的で、専門的で、ジェンダーに配慮した戦略必要とする。

主要な価値を基盤とする基準設定機関として、国連には、手本を示すことによって指導する特別な責任があるが、国連システムの女性の地位の改善に関する報告書(A/67/347)は、進歩がさまざまであることを示している。事務総長は、女性を上

級の地位に昇格させるためにこれまで以上のことをしてきたが、国連システムにおける女性の全体数は、39.9%から 40.7%とわずかに伸びただけであり、女性数の範囲は依然として不均衡であり、システムの外の労働市場を反映している。上級管理職に説明責任を持たせるために UN Women が開発したシステム全体の行動計画が、ジェンダー同数のアジェンダを推進する有力なツールになるものと信じている。

ここ 2 年で、UN Women は、30 国以上と大変に集中して取り組んでおり、これからも継続した支援を要請する。委員会には、決議と政治的・財政的支援を通じた協力をお願いしたい。昨年、委員会は、これまでの支援に感謝しつつ、UN Women への資金提供を増額して下さるよう各国に要請する決議を採択したが、UN Women の資金の 90%は、任意の寄付であるが、そのマンデートを果たすために追加の資金が必要である。

2. Nicole Ameline 女子差別撤廃委員会副議長:

女性はしばしば、暴力、紛争、差別の第一の被害者であり、同時に公正な開発の主たる牽引者でもある。今年、女子差別撤廃委員会の 30 周年であり、つつましい委員会の始まりから、委員会は女子差別撤廃条約、そしてその後その選択議定書のダイナミックな解釈を提供するまでに成長したことを想起する、今日、委員会は、いたるところにいる女性と女兒の権利のための強力で、国際的に尊重される声となっている。

この記念の年にあたり、委員会は、7 月にニューヨークで周年行事を開催したが、この行事は、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)と UN Women の支援を受け、女性の政治参画を中心テーマとした。もう一つの行事が、OHCHR と国際フランス語圏団体の支援を受けて、フランス語圏アフリカにおける武力紛争と紛争後における女性の人権を中心テーマとして、10 月 18 日に開催される。条約機関の強化を含めたいくつかの未決の問題を推進するために、11 月にトルコも周年行事と委員会の研修会の開催国となる。

国内法において進歩が遂げられ、女性の権利に関して世界的合意が達成されたにもかかわらず、共通の闘いを維持する必要がある。進歩を当然のことと思ってはならない。政治的・公的生活における女性の数の少なさ、紛争後の再建努力における女性の周縁化、有害な慣行、暴力、人身取引のような課題と闘う際に用心を続けることがきわめて重要である。共通の努力は、条約の実施に新たな勢いをつけることを目的としなければならない。このことを念頭に置いて、委員会は、現在まで、

400以上の国別報告書を検討し、各国政府との建設的対話を通して、当該国における女性の状況の改善に関してガイダンスを提供してきた。選択議定書の下でのその法体系は新たな重要な領域であり、国際的な女性の権利の法体系を生み出す際に有力であることが分かった。

条約と選択議定書に関しては、187か国が条約の締約国であり、残る国々もこれに加わるよう奨励する。選択議定書…重大または組織的な侵害の申し立ての嘆願書及び審査を検討する権限を女子差別撤廃委員会に与えている…には、104の締約国が加入している。コートジボワールが、2012年1月20日に加入した最も新しい国である。その他の問題に関しては、委員会は、提出が10年以上遅れているすべての報告書を検討または検討を予定している。年間平均して24の報告書を検討しているが、最近提出の速度についていけなくなっている。43の報告書が検討を待っている。選択議定書の下で、委員会は個々の通報を調査しており、6件の審査…審査の要請を含め…が未決である。

資金に関しては、事務局から非常に質の高い支援が提供されていることは認めるが、使命を遂行できるようにする資金によって強化されるべきその支援については大変に懸念している。条約機関の強化に関しては、この問題に関する人権高等弁務官の報告書を歓迎する。この報告書は、委員会が積極的な役割を果たしているすべての関係者の間の3年に亘る協議プロセスを締めくくるものである。その提案は、国際人権基準の実施に関する独立した検討とガイダンスのより効率的で、包摂的な条約機関制度を創設することを目的としている。委員会としては、「アディスアベバ・ガイドライン」を…原則として…支持する決議を採択した。委員会はこの問題の討議を継続するつもりである。

高等弁務官の報告書と締約国の見解に含まれている提案に照らして、その作業方法を見直すことにより、委員会は効率性を高める措置をとってきた。締約国との建設的対話と条約実施のための調整を強化することにも完全にコミットしてきた。さらに、NGO、国内人権機関、議員、及び国連の計画・基金・専門機関を含めたその他の行為者のインプットを奨励している。委員会は、UN Womenと特別な協力関係にあり、これは新しい機関の下にまとめられたジェンダー関連の機関との伝統的な連携に基づくものである。協力を強化するために、関連する特別マンデート保持者とも会合を開いている。

2012年7月20日に、委員会は、7月の会期がニューヨークからジュネーブに移動することを高等弁務官から伝えられたが、これがニューヨーク

にいる重要な女性の権利行為者との委員会の意見交換にこの決定が与える「深刻な有害なインパクト」についての懸念となった。この決定は、予算上の問題、特にニューヨークでの委員会の会議サーヴィスの経費が10万ドル足らず不足するというものにのみ基づいていたようである。条約は、委員会がそのような決定にかかわることを明確に規定していることが注目されるべきである。この問題は、継続中の条約機関強化プロセス内で取り上げられるべきであり、決定は、そのような評価があつて初めて行われるべきであることを主張する。

最後に、第3委員会との実り多い協働を望み、何よりも連携を強化し、国連内での委員会の役割を強化することの重要性を強調する。特に公共政策の開発に関連して、条約の実施の問題に関する調整を改善し、条約機関強化プロセスの実施における努力を統合することも望む。女子差別撤廃委員会は、女性の権利を改善する努力も強化したいと思ひ、ニューヨークでの会期を維持する際に、第3委員会の支援を希望する。

質疑応答セッション

日本: 災害中のジェンダーに配慮した努力に関する理解を深めることが重要である。女子差別撤廃委員会が、この問題でその考えを分かち合ってくださいることを楽しみにしている。一つの勧告は、勧告の実施を推進する現地事務所を有するUN Womenと協働することであったが、女子差別撤廃委員会は、どのように他の関連機関との関係を発展させることができるのか。

欧州連合: 欧州連合は、女子差別撤廃委員会と今年の夏に非公式説明会を開催したが、委員会の進歩は見事であった。委員会の活動は印象的であり、400以上もの国別報告書を検討し、条約機関強化においても役割を果たした。委員会は、OHCHRの報告書に含まれている条約機関強化に関する勧告をどのように組み入れているのか。

スロヴェニア: 我が国が女性の地位の向上を重要視していることを強調する。最も根強い女性差別の形態とこの点での改善の傾向または後退したところについてMs. Amelineに質問する。

コスタリカ: ニューヨークよりはむしろジュネーブで委員会を開催することのインパクトについて質問する。

Ms. Ameline: 委員会は、避難民に関する新しい一般勧告、さらに気候変動の問題にどのように結びつけるかに関して幅広い考察を始めたところである。紛争状況にある女性に関して方法論を持つことも重要であろうし、地域団体をその作業に巻

き込むことも成功を保証する助けとなろう。委員会は、各国や地域の行為者とのより強力な協働を求めている。可視性をもっと高めることが最も重要である。

委員会の進展に関しては、作業部会が設立され、効率を高めることを目的とするいくつかの措置が開発されている。委員会は、結論と勧告報告書の書式を変えさらに時間を節約しようとしている。条約機関強化プロセスは、そのような努力において大変に重要である。地域団体との更なる協力が緊急に必要とされ、委員会はそのための準備は完全にできている。

スロヴェニアの努力に関しては、条約実施のための評価・フォローアップ・メカニズムを設立することが基本である。

UN Women は新しい機関であり、その努力と連携することが最も重要であるので、委員会は、ニューヨークでの会期を続けたいと思っている。

Ms. Puri: 様々なやり方で女子差別撤廃委員会と協力するのが UN Women の優先事項である。その関係は、強力な有机的関係であるという点で、「へその緒」と描写する。委員会は、国家が遵守する規範が現地で実施されることを保障する主要な場である。一般勧告を通して、知識と最高の実践例が確立されている。委員会との関係は、大変に強力で効果的な関係であり続けるであろう。

コンゴ民主共和国: UN Women と女子差別撤廃委員会は、わが国でも活動しており、安全保障理事会決議 1325(2000年)と女性を政治・和平プロセスに包摂する能力の強化との間の関連性を確立する際に支援を求めている。我が国は、子どもと女性が大変に苦しんでいる国の東部で問題に直面し続けている。平和などない。委員会と UN Women がコンゴ民主共和国の女性に重点を置き、国が条約を実施するメカニズムを開発する手助けをする決定をするよう要請する。

Ms. Ameline: 紛争下の女性の問題は、誰もの念頭にあり、問題はこの問題を克服するためにどの措置を取るかを決定することである。委員会はこの問題に関する一般勧告を作成しており、この点で、委員会と UN Women との関係が役立つものであることを強調する。

Ms. Puri: UN Women は現地に存在しており、特に女性が平和構築から利益を受けることを保障するために、ジェンダー顧問を通じた女性の支援が平和構築の一部であり、紛争及び紛争後の状況に必要な保護を受けている。状況が未だに大変に紛争の影響を受けている東部コンゴ民主共和国で UN Women がその作業を強化していることを改めて公約する。

議題紹介ステートメント(継続)

3. Anne-Birgitte Albrechtsen 国連人口基金 (UNFPA) 副事務局長:

産科フィステュラをなくす努力の支援に関する事務総長報告書に関して、毎日約 800 名の女性が妊娠併発症で亡くなっている。亡くなる女性 1 名につき 20 名かそれ以上が傷害または障害を負っており、出産の最も重大な傷害の一つが産科フィステュラ、適切な医療ケアの欠如による分娩停止によって起こる産道の孔である。その結果、赤子は死産になるかまたは生後 1 週間で亡くなり、女性は、永久的な失禁になる傷害を受け、辱められ、排斥され、孤独になる。フィステュラになった女性と女兒の多くは、コミュニティ生活から排除され、夫や家族には捨てられ、所得源を維持することが困難になり、従って貧困がひどいものになる。

産科フィステュラは、先進国では文字通り根絶されたが、開発途上国では、推定 200 万人から 350 万人の女性と女兒が未だにこの状態で暮らしており、毎年 5 万件から 10 万件の新たなフィステュラが発生している。産科フィステュラは、予防も治療もできるものである。被害者は、普通、保健ケアへのアクセスが限られている貧しい、非識字の人々である。この状態の根強さは、女性と女兒が直面するより幅広い経済的・社会的課題も反映している。つまり、貧困、ジェンダー不平等、学校教育の欠如、子ども結婚と早期出産が機会を妨げ、他方で予防ケアの不在が彼女たちの基本的人権を侵害している。

報告書に関しては、この 2 年で、主として効果的な介入、強化されたデータ収集とアドヴォカシー・プログラムによる進歩があり、妊産婦と新生児保健及び産科フィステュラへの対処に注意が集まった。機関間「H4+」グループ---国連子ども基金(ユニセフ)、UNFPA、国連エイズ合同計画 (UNAIDS)、UN Women、世界保健機関(WHO)、世界銀行がかかわっている---が、妊産婦・新生児・子ども保健を推進するために各国政府と協力している。さらに、2003 年には、UNFPA とそのパートナーは、世界初のフィステュラをなくすキャンペーンを開始した。しかし、産科フィステュラをなくすには、国内・地域・国際レベルでの「広大な強化」努力が必要である。

女性と女兒が産科フィステュラに罹る要因は、妊産婦死亡と罹病を引き起こすものと同じであり、つまり、ジェンダー不平等、人権保護の欠如、生涯を通じた切れ目のない保健ケアへのアクセスの欠如である。より多くの資金をミレニアム開発目標 5(妊産婦保健)に出し、産科フィステュラを根絶

し、2015年までにリプロダクティブ・ヘルスへの普遍的アクセスを保証するようとの国際社会への呼びかけにおいて、事務総長に加わる。もし、女性と女児の健康と権利を優先事項とするならば、すべての妊娠と出産を安全なものにし、いたるところで産科フィステラを根絶できることを主張する。

一般討論

アルジェリア(G77/中国を代表)、カメルーン(アフリカ諸国を代表)、マレーシア(アセアンを代表)、ガイアナ(カリブ海共同体(CARICOM)を代表)、マラウィ(南部アフリカ開発共同体(SADC)を代表)、チリ(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、エジプト(アラブ・グループを代表)、欧州連合(加盟国クロアチア、候補国旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国・モンテネグロ、セルビア、安定・連合諸国と候補可能性国アルバニア・ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ウクライナ・モルドヴァ共和国、アルメニア、グルジアを代表)、リヒテンシュタイン、エジプト

作業組織

議長ステートメント

10月15日(月)午後 第9回会議

議事項目 28(継続)

一般討論(継続)

中国、ヴェネズエラ、フィリピン、米国、スイス、ブラジル、オーストラリア、マレーシア、オランダ、レバノン、ナイジェリア、ノルウェー、ジブティ、韓国、メキシコ、ロシア連邦、ミャンマー、リビア、ベラルーシ、アラブ首長国連邦、キューバ、モロッコ、フィンランド、イスラエル、ニカラグア

韓国のステートメント(Shin Dong-Ik): 不可譲の権利、持続可能な開発の前提条件としての女性の権利がますます認められるようになっているにもかかわらず、まだまだ行く手は遠い。女性は、継続して世界の貧困者の大多数を占めており、暴力と差別の不相応な悪影響を受けている。不平等は、根強いジェンダー賃金格差と教育と労働市場への限られたアクセスにも見られる。しかし、女性に対する暴力を根絶するという任務に言及しないではジェンダー平等の議論は完結しないであろう。ジェンダーに基づく暴力は、この時代の最も広がった人権侵害の一つである。

さらに困ったことには、このような嘆かわしい暴力が根強く続くことを許す刑事責任免除の広まった文化によって、加害者が保護される一方で、暴力被害者が、害悪と汚名のコストを担っていることである。女性に対する暴力に効果的に対処するためには、より包括的な対応が必要であり、韓国代表団は、暴力の防止、暴力を受けた女性の保護、被害者のための矯正策を中心とした人権理事会の決議の採択を評価している。最もひどい形態の人権侵害の一つである紛争中の性虐待にも関心を向けている。第二次世界大戦中に軍により性奴隷を強いられた「慰安婦」については、この事件は依然として未解決であり、被害者の計り知れない痛みと苦しみがまだ対処されていない。韓国政府は、このような犯罪をなくすために更なる努力を払うよう国連とすべての加盟国に要請したい。

答弁権行使

日本(児玉和夫大使): 日本は、慰安婦の問題が多数の女性の尊厳に対する重大な侮辱であることを認め、日本政府は女性たちに謝罪を表明してきた。第二次世界大戦に関連する賠償、財産権、支払い請求の問題は、法的に解決している。1995年に、日本とその国民は、共同で元慰安婦を支援するために、アジア女性基金を設立した。日本は、償い金の提供を通して、基金の活動に最大限の支援を提供してきた。

韓国: 韓国政府は、誠実にこの問題に対処するようとの繰り返される国際的呼びかけを無視して、日本が、元慰安婦に対するその法的責務を否定し続けていることを深く懸念している。日本の行為は、国際人道法の下での戦争犯罪となり、人道違反の犯罪となるかもしれない。慰安婦の問題は財産権や支払請求権の解決では対処されなかったし、これを定める協定でも対処されていない。

この状況で、それぞれ、女性に対する暴力に関する特別報告者と組織的レイプ、性奴隷及び武力紛争中の奴隷のような慣行に関する特別報告者による1996年と1998年の報告書に注目していただきたい。特別報告者たちは、サンフランシスコ条約もこれに続く条約もこの慣行をカバーしていないと述べている。報告者たちは、日本が被害者に補償するべきであることを勧告した。2007年の拷問禁止委員会、2008年の人権委員会、2009年の女子差別撤廃委員会の勧告を含めたその他の勧告は、慰安婦の問題は依然として未解決であることを再確認した。韓国は、法的責任を認め、被害者に対して適切な措置を取るよう日本に要請する。

日本(児玉和夫大使): 日本は、詳細な反駁をするつもりはない。日本の立場は以前述べたとおりで

ある。

韓国: 韓国は、特別報告者たちと人権条約機関による勧告を想起する。問題は、日本が様々な人権メカニズムに沿って、その法的責任を受け入れて初めて対処できる。

作業組織

副議長(モンテネグロ)ステートメント

10月16日(火)午前 第10回会議

議事項目 28(継続)

総会議長ステートメント

His Excellency Yuk Jeremie(セルビア)第 67 回
総会議長

第3委員会議長回答

Henry L. Mac-Donald(スリナム)

一般討論(継続)

リベリア, セネガル, チリ, コロンビア, イラン, **日本**, アルジェリア, パレスチナ, ケニア, パキスタン, ドミニカ共和国, エクアドル, タイ, シリア・アラブ共和国, クウェート, ウクライナ, モンゴル, イラク, インドネシア, テュニジア, ブルキナファソ, コンゴ民主共和国, トルコ

日本のステートメント(驚見八重子政府代表団顧問)

問: 日本政府は、2011年1月に正式に活動を開始した UN Women が、その6つの戦略目標のそれぞれにおいて、現地で具体的な成果を達成していることを歓迎します。私たちは、UN Women が、SWAP の開始のような努力を通してシステム・レベルでも、国レベルでもジェンダー問題に関する国連システムの努力を指導していることも称賛します。日本は、UN Women 執行理事会理事国として、継続してこの問題に積極的にかかわるつもりです。

日本は、2011年3月に日本を襲った東日本大震災の回復プロセス全体を通して、女性も男性も平等に参画することに重点を置いています。この経験に基づいて、私たちは、第56回婦人の地位委員会に、「自然災害における男女平等と女性のエンパワメント」に関する決議を提出しました。私たちは、2010年12月に採択された「第3次男女共同参画基本計画」に基づいて、ジェンダー平等社会の達成にもコミットしております。私たちがかなりの進歩を遂げてきた計画の中の様々な要素の中で、私たちは、フォローアップ報告書の中で、一時的特別措置を強化する努力を女子差別撤廃委員会に報告し、委員会から高い評価を受けました。

さらに、日本は、女性の社会経済的エンパワメントの推進が、回復プロセスにとって不可欠であると考えております。この点で、閣議中に日本政府は、「女性のエンパワメントを通じた経済回復行動計画」を採択いたしました。この行動計画は、男性の意識向上、徹底したポジティブ・アクションの実施、これら努力を指導する手助けをするよう公務員を奨励することという3本柱より成っております。「日本再生包括戦略」のロードマップは、具体的な行動が提案されている「行動計画」の要素をいくつか反映し、「行動計画」の残りは、今年末までに作成されるもう一つのロードマップを通して実施されます。

国際社会は、2015年までに、ジェンダー関連の問題を含めたミレニアム開発目標を達成する努力を続けております。この努力の一部として、日本は、2011年から5年にわたって、35億ドルの教育支援を提供することを発表いたしました。「万人のための学校」モデルを通して、学校、地域社会、地方自治体は、女子学生を含め、すべての子どもに質の高い教育環境を生み出す学習環境を共同で改善することが期待されています。日本は、2011年から5年にわたって、50億米ドルにのぼる保健分野への寄付も発表しました。その他のパートナーと共に、日本は、妊娠から出産後までのケアの連続を確保する"EMBRACE"と呼ばれる妊産婦保健支援プログラムを通して、43万人の妊産婦の命を救うことを目的としています。

日本は、外交の柱として人間の安全保障を推進しています。人間の安全保障についての共通の理解で合意するために加盟国をまとめた第66回総会での決議の採択は、この点でのかなりの前進を表しています。人間の安全保障の精神に従って、女性と脆弱な個人を保護し、その豊かな可能性を開発し、社会に積極的に参画する能力を強化するために、日本は、国連人間の安全保障信託基金を通して、いくつかのプロジェクトに資金を提供しています。例えば、2011年に承認された「インドネシアの人身取引被害者の保護と能力開発」に関するプロジェクトは、同時に教師と地域社会指導者のための意識啓発活動を行いつつ、政府、NGO、医療職員の能力を強化しています。このプロジェクトは包括的取組に基づき、これら活動を通して、被害者に適切な保護を提供し、そのような犯罪を防止するために、地域社会の能力を強化することを目的としています。

女性・平和・安全保障に関する安全保障理事会決議1325の実施は、国際社会が直面している最も差し迫った問題の一つであります。事務総長によって設けられた指標が時宜を得て世界的にも国

レベルでも利用されること願っております。さらに私たちは、政治的・経済的移行のプロセスのみならず、憲法や法律を策定し改正する様々な努力に女性の参画を確保する重要性にも十分に気づいております。この点で、私たちは、スタッフの行政能力を強化し、日本国際協力機関(JICA)を通してアフガニスタンの貧困女性の社会・経済的状況を改善するために、アフガニスタンの女性課題省を10年以上に亘って支援しております。

最期に、日本は、加盟国、国際団体、市民社会と共に、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを達成することにコミットしていることを申し上げます。

作業組織

副議長(モンテネグロ)ステートメント

10月16日(火)午後 第11回会議

議事項目 28(継続)

一般討論(継続)

ペルー、スーダン、レソト、キルギスタン、イエメン、ジャマイカ、南アフリカ、エチオピア、カザフスタン、インド、パナマ、ジンバブエ、モルディヴ、カタール、マーシャル諸島、アイスランド、バングラデシュ、スリランカ、アンゴラ、ボツワナ、ラオ人民民主主義共和国、コスタリカ、タンザニア連合共和国、ザンビア

答弁権行使

イスラエル: パレスチナ代表がガザ地区のことは言うが2007年にガザ地区を支配したテロ組織のハマスのことを言わないのを不思議に思う。ハマスは、政策としてパレスチナ女性を服従させている。離婚した女性は子どもの後見の権利を失っている。女性は自転車に乗ることもできない。ガザ地区と西岸では名誉殺人が増えている。

ある調査によると、既婚のパレスチナ女性の30%が、生涯でDVに直面していたことがわかったが、この数字は、ガザ地区では50%に達している。それにもかかわらず、パレスチナ代表は、ハマスと真の抑圧の問題については一言も述べていない。もし女性のことが本当に心配なら、その状態を悪化させている要因を無視することはないであろう。ゴラン高原の女性についてのシリアの懸念にも驚く。委員会は、ホムス、サナ、ダマスカスの女性の状態の方により関心が高いであろう。

シリア: イスラエルの人種主義的政策が、シリアとその他の国の代表団に対して行われた。イスラエル代表団は、シリアで起こっていることを歪

曲し、イスラエルの慣行から注意をそらそうとした。テロリスト機関を代表するイスラエル代表団は、イスラエルの占領下で暮らしているパレスチナの女性と女兒に対して暴力を加え続けている時に、説法をしたり非難したりするべきではない。パレスチナ被占領地の多くの女性は、イスラエルの慣行のために安全に出産することもできない。

作業組織

副議長ステートメント(コモロ)

10月17日(水)午前 第12回会議

議事項目 28(継続)

一般討論(継続)

ネパール、アルゼンチン、ボリヴィア、ガボン、タジキスタン、ヴェトナム、サウディアラビア、モナコ、ナミビア、カメルーン、アゼルバイジャン、ハイティ、モンテネグロ、コンゴ、オマーン、グルジア、セルビア、カーボヴェルデ、エリトリア、マルタ、バーレーン、トーゴ、ニジェール、スワジランド、東ティモール、国際移動機関(IOM)、国際赤十字委員会(ICRC)、国際赤十字赤新月社連盟、列国議会同盟、マルタ騎士団、国際労働機関(ILO)

議題 28 の下での一般討論数: 113

国グループによるもの: 8
 各国によるもの: 99
 国際団体によるもの: 6
 女性によるステートメント: 62(54.9%)
 男性によるステートメント: 51(45.1%)

議題 28 の下でのステートメント内容

内容	数
女性と女兒に対する暴力 ¹	95
ジェンダー平等	63
女性と女兒のエンパワーメント	61
政治・意思決定への参画	60
教育と訓練 ²	54
保健 ³	50
女性の地位の向上	41
開発 ⁴	36

¹ 女性と女兒に対する暴力の中で、多く取り上げられたのは人身取引(25)、DV(24)、被害者保護の問題(17)、女性性器切除(14)であった。

² 教育・訓練では就学率、ICTの利用能力、識字率等が取り上げられた。

³ 保健については、妊産婦保健(14)、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス(10)、HIVとエイズ等が取り上げられた。

⁴ 開発については、ミレニアム開発目標(17)、持続可能な開発

国内法整備	36
制度的メカニズム	35
労働 ⁵	35
農山漁村女性 ⁶	31
UN Women	29
女子差別撤廃条約・CEDAW 委員会	26
女性差別	25
貧困	25
人権と基本的自由	23
北京宣言と行動綱領	23
司法制度	17
国際協力 ⁷	15

答弁権行使

イスラエル: サウディアラビア代表は、我が国に対して根拠のない申し立てをした。最も基本的な人権すら否定する国が大胆にも女性の権利について発言するとは、お笑い種である。サウディアの女性は投票権も運転する権利も認められていない。レイプの被害者は、知らない男性に攻撃されると警察に告訴されるかも知れない。ある調査によれば、サウディアラビアは、ジェンダー平等に関しては134か国中130位に位置付けられている。女性の政治的エンパワーメントは零点である。サウディアラビアには、レズビアンが学校や大学に通うことを妨げる法律があり、ホモセクシュアルは石投げの刑または死刑すら宣告されている。

サウディアラビア: パレスチナ女性の「不安定な」状態に関する国連報告書に注意を引きたい。そういった女性たちに注意を集中するべきである。

作業組織

副議長(モンテネグロ)ステートメント

10月17日(水)午後 第13回会議

議事項目 65: 子どもの権利の推進と保護 (a)子どもの権利の推進と保護 (b)子ども特別総会の成果のフォローアップ

提出文書

1. 子どもの権利委員会報告書(A/67/41)
2. 子どもの権利条約の状態に関する事務総長報告書(A/67/225)

(10)、2015年以降の開発枠組(9)が取り上げられた。

⁵ 労働問題では、雇用(16)、失業(8)、出稼ぎ労働者(7)賃金格差等が取り上げられた。

⁶ 農山漁村女性では、土地の所有権が最も多く取り上げられた。

⁷ 国際協力に関しては、ODA(10)、負債救済、技術支援が取り上げられた。

3. 子どもと武力紛争のための事務総長特別代表報告書(A/67/256)
4. 子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表年次報告書(A/67/230)
5. 子どもの売買と性的搾取を防止しこれと闘う際の重要な要素としての子どもの参画に関する事務総長メモ(A/67/291)
6. 子ども特別総会のフォローアップに課化する事務総長報告書(A/67/229)

議題紹介ステートメント

1. Anthony Lake 国連子ども基金(ユニセフ)事務局長

質疑応答セッション

キューバ、ペルー、Mr. Lake

2. Leila Zerrougui 事務次長・子どもと武力紛争のための事務総長特別代表

質疑応答セッション

ドイツ、ノルウェー、欧州連合、カナダ、日本、スロヴェニア、イラン、スイス、オーストリア、アルゼンチン、米国、Ms. Zerrougui

日本(鷲見八重子政府代表団顧問)の発言: 元特別代表のご努力のおかげで、行動計画が署名されたが、作業は極めて重要なものである。日本は、特別代表の作業を継続して支援するつもりである。

3. Marta Santos Pais 子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表

質疑応答セッション

ヨルダン(友好国グループを代表)、日本、エルサルヴァドル、欧州連合、オーストリア、スロヴェニア、Ms. Pais

日本の質問(鷲見八重子政府代表団顧問): 子どもに対する暴力の危険を分析するデータ収集に関する国際的な方法論がないので、どのような種類の具体的な行動がこの課題を克服することができるのか? 第二に、財源の欠如にもかかわらず、加盟国はどのようにして暴力を禁止する努力を強化できるのか?

日本の質問に対する Ms. Pais の回答: この現象の規模を測定できる場所は多くある。ほとんどの場合、そこには多くのギャップが根強くあり、保健・福祉・司法制度からのデータを分類できないでいる。その結果、強力な子ども保護の制度でさえうまくいっていない。

4. Jean Zermatten 子どもの権利委員会議長

質疑応答セッション

マレーシア、パキスタン、ノルウェー、リヒテンシュタイン、スイス、チリ、キューバ、欧州連合、Mr. Lake, Mr. Xermatten

一般討論

マレーシア(アセアンを代表), チリ(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)

作業組織

議長ステートメント

10月18日(木)午前 第14回会議

議事項目 65(継続)

議題紹介ステートメント(継続)

5. Najat M'Jid Maalla 子どもの売買, 子ども買春, 子どもポルノに関する特別報告者

質疑応答セッション

欧州連合, モロッコ, コスタリカ, Ms. Maalla

一般討論(継続)

バルバドス(カリブ海共同体(CARICOM)を代表), モザンビーク(南部アフリカ開発共同体(SADC)を代表), エジプト(アラブ・グループを代表), 欧州連合(加入国クロアチア, 候補国旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国・モンテネグロ・セルビア, 安定連合プロセス候補可能国アルバニア・ボスニア・ヘルツェゴヴィナ, ウクライナ・モルドヴァ共和国・アルメニア・グルジアも代表), リヒテンシュタイン, エジプト, ニカラグア, タイ, 中国, 米国, ブラジル, マレーシア, フィリピン, スリランカ, ヴェネズエラ, ロシア連邦, ナイジェリア, 日本, キューバ, サウディアラビア, モロッコ, ノルウェー

日本のステートメント(驚見八重子政府代表団顧問)

問: 今日ここニューヨークで子どもの権利の推進と保護を討議している間に, 何人の子どもが容認できない危険な状況にさらされていると思われませんか? 残念なことに, あまりにも多くの子どもたちです。子どもの安全と福利に対する脅威の原因は, 虐待と犯罪を含めた暴力から子ども労働, 性的搾取, 貧困, 武力紛争への徴兵に至るまで様々あります。

国際社会は, 子どもを保護しこれら問題と取り組むために, 子どもの権利条約のような法的構造を打ち建てました。さらに MDGs がミレニアム宣言に基づいて策定され, 教育, 保健, 衛生のような領域で子どもの生活に目に見える改善をもたらすために, 時間制限のある目標が設置されました。

これらメカニズムが成功するかどうか国際社会

がその目標を達成できるかどうかは, それぞれの国の努力にかかっています。大勢の子どもたちは, 未だに理想とは程遠い生活を強いられており, 私たちは更なる努力を払う必要があります。

私たちの努力にもかかわらず, 新たな脅威が出現しています。事務総長特別代表の Ms. Marta Santos Pais が私的されているように, 国際社会は, 情報技術の開発とグローバル化のために, 国境を超えたところで子どもの権利侵害に直面しています。

日本は, 国連国際組織犯罪防止条約を補う, 人, 特に女性と子どもの人身取引を防止し, 抑制し, 罰するための議定書の精神に沿って, 人身取引を防止・撤廃し, 被害者の保護に向けた措置と協力を強化しています。2009年12月に, 私たちは既存の声道計画を改定し, 「2009年人身取引と闘う行動計画」を開発しました。さらに, 増加する子どもポルノの課題に対処するために, 日本政府は, 民間セクターと協力して, 制定された「子どもポルノ根絶のための包括的措置」に基づいて, この問題を根絶する措置を推し進めています。この努力は, 子どもが犠牲になることを防止し, インターネットでの子どもポルノの配布とアクセスを断ち, 被害者の早期発見と保護を可能にし, 既存の規制を強化することを目的としています。

国際社会全体を通して, 子どもの権利と保護を推進してはいますが, 時にはあるグループの子どもたちの権利, 特に社会の比較的脆弱なメンバーである女兒と障害を持つ女兒が, 複雑な文化的・社会的・経済的理由のために, 完全には尊重されていません。この問題を克服するには, 家族, 地方のコミュニティ, 社会全体を含め, 様々なレベルでの努力がきわめて重要です。各国政府は, 様々なレベルでこういった努力を支援する措置を実施すべきです。

これに照らして, 日本政府は, 地方レベルの活動に支援を提供しています。例えば, 乳幼児の成長と発達のための健全な環境を確保するために, 乳幼児を持つ家庭への戸別訪問, 保育者や乳幼児を持つ他の家庭との交流の場を提供する育児支援プロジェクトを支援しております。

健全な未来を願うならば, 社会の未来である子どもたちが, 彼らに値するすべての権利を享受できる社会を建設しなければなりません。子どもが希望を持つことのできる社会を建設することが私たちの責任であり, 日本政府は, 加盟国, 国際団体, 市民社会と協力して, そのような社会を実現することにコミットしております。

作業組織

10月18日(木)午後 第15回会議

議事項目 27(b), 103, 28(a), 65(継続)

決議案紹介

1. 次の10年間のためのヴォランティア活動の主流化(A/C.3/67/L.8)

主提案国: ブラジル, 日本

共同提案国: エルサルヴァドル

2. 2015年とそれ以降に向けた障害者のためのミレニアム開発目標及びその他の国際的に合意された開発目標の実現

主提案国: フィリピン, タンザニア連合共和国

共同提案国: エルサルヴァドル, パナマ

3. 国連犯罪防止・刑事司法プログラム, 特に技術協力能力の強化(A/C.3/67/L.15)

主提案国: イタリア

共同提案国: デンマーク, ロシア連邦, ウクライナ, チェコ共和国, ハイチ, アイスランド, カザフスタン, ケニア, キルギスタン, モロッコ, パナマ, サンマリノ

4. 人身取引を禁止する努力の調整の改善(A/C.3/67/L.16)

主提案国: ベラルーシ

共同提案国: バングラデシュ, インド, カザフスタン, ケニア, フィリピン

決定の採択

1. 女性性器切除をなくす(A/C.3/67/L.2)---PBI なし

経済社会理事会提案

コンセンサスで決定を採択。

決定内容

総会は、2001年12月19日の決議56/128、2003年12月22日の決議58/156、2005年12月16日の決議60/141、2007年3月9日の婦人の地位委員会決議51/2、2010年3月12日の婦人の地位委員会決議54/7、並びに委員会の合意結論及びその他のすべての関連決議を想起し、女性性器切除をなくすことに関する事務総長報告書⁸及びそこに含まれている勧告に留意し、「女性の地位の向上」と題する議事項目の下で、第67回総会で、女性性器切除をなくす問題を検討することを決定する。

決議の採択

1. 第12回犯罪防止・刑事司法国連会議のフォローアップ及び第13回犯罪防止・刑事司法国連会議の準備(A/C.3/67/L.3)---PBIあり

経済社会理事会提案

コンセンサスで決議案を採択

2. 移動者・移動労働者及びその家族に対する暴力を撤廃する努力の推進(A/C.3/67/L.4)---PBIなし

経済社会理事会提案

採択前ステートメント: エルサルヴァドル

コンセンサスで決議案を採択

3. 法の支配と特に国際組織犯罪・麻薬取引との闘いに対する国連システム全体に亘る取組に関連する領域での刑事司法制度改革の強化(A/C.3/67/L.5)---PBIなし

経済社会理事会提案

コンセンサスで決議案を採択

4. 刑事司法制度における法的支援へのアクセスに関する国連原則とガイドライン(A/C.3/67/L.6)---PBIあり

経済社会理事会提案

コンセンサスで決議案を採択

5. 囚人の扱いのための標準最低規則(A/C.3/67/L.7)---PBIあり

経済社会理事会提案

コンセンサスで決議案を採択

一般討論(子どもの権利)(継続)

アルジェリア, セネガル, ジブティ, イスラエル, ベラルーシ, ウルグアイ, ケニア, パキスタン, スリナム, マラウイ, 韓国, イラク, ウクライナ, シリア, テュニジア, パレスチナ, ブルキナファソ, ヨルダン, チリ, スーダン

答弁権行使

イスラエル: もしイスラエルの近隣諸国が、自国の子どもたちのための教育・保健・福祉に投資すれば、より地域の利益になるであろう。パレスチナ代表が、憎悪の吹込みが行われていることを述べないのは驚くべきことである。雑誌は自爆テロリストになることを子どもたちに奨励して、パレスチナの子どもたちは、憎むことを教えられつつある。ハマスは、国連近東パレスチナ難民救済活動機関の経営する学校でホロコーストについて教えることに繰り返し反対してきた。

⁸ E/CN.6/2012/8。

このそそのかしが、イスラエル人、学校、病院、家屋に向けた何万個というロケット弾の発射に繋がった。パレスチナ暫定政府は、パレスチナ人の子どもの状態がよくなることについて心配するべきである。自国政府の犯罪から注意をそらそうとするシリア代表の根拠のない嘘も耳にした。もしシリアが子どもに関心があるのなら、自国の子どもたちの殺戮を止めることから始めるべきである。

パレスチナ: 国連報告書と 2004 年の国際司法裁判所の諮問的意見が、事実を示した。占領軍には子どもに関心はなく、占領を長引かせることに関心がある。ガザ地区では大勢の子どもが栄養不良である。学校や子どもたちは、しばしば占領軍によって人間の盾として利用されている。「近隣政策」は、占領軍が地域に入る前に状況をチェックするために、子どもたちを危険な状況に追いやっている。「事実をみればわかる」である。

シリア: イスラエル代表は、大胆なステートメントを行った。イスラエルの革新的な教育プログラムを自慢する代わりに、とりわけゴラン高原における「人種主義の」壁とか、ゴラン高原の原っぱで遊んでいる 2 人のシリア人の子どもが今月初めに地雷で亡くなったこととかを話すべきであった。「占領軍」が犯した拘禁、大量殺戮、集団虐殺、及びその他の数えきれないテロ行為が提起されるべきであったもう一つのテーマである。

10月19日(金)午前 第16回会議

議事項目 65(継続)

一般討論(継続)

カザフスタン、レソト、モンテネグロ、エチオピア、南アフリカ、東ティモール、アイスランド、カタール、キルギスタン、ボツワナ、オマーン、コスタリカ、ザンビア、アルバニア、モルディヴ、イラン、シンガポール、インド、ドミニカ共和国、アンゴラ、ラオ人民民主主義共和国、インドネシア、モナコ、ボリヴィア、ジャマイカ、マルタ、コモロ、バングラデシュ

作業組織

副議長(リヒテンシュタイン)ステートメント

10月29日(金)午後 第17回会議

議事項目 65(継続)

一般討論(継続)

スイス、アイルランド、ネパール、ハイティ、オーストラリア、コンゴ、リビア、トーゴ、コートジボワール、バーレーン、グルジア、エクアドル、ミャンマー、エリトリア、ヴェトナム、アゼルバイジャン、トリニダード・トバゴ、国際赤十字委員会(ICRC)、マルタ騎士団、国際労働機関(ILO)

答弁権行使

フィンランド: 昨日のロシア連邦のステートメントに答えるが、条約第 3 条に沿って、子どもの最高の利益が第一に考えられなければならないというのがフィンランド政府が徹底して従う原則である。フィンランドはその国際責務に縛られており、子どもまたは後見人の国籍や地位にかかわらず、差別なく子どもの権利を尊重している。

ロシア連邦: 家族から子どもを捕えることは子どもの福利に否定的インパクトを与えることを繰り返して述べる。そのような慣行は、特に様々な出自を持つ家族の状況では大変に用心して適用されるべきである。

作業組織

副議長(リヒテンシュタイン)ステートメント

10月22日(月)午前 第18回会議

議事項目 66: 先住民族の権利 (a)先住民族の権利 (b)第二次国際世界先住民族の 10 年

提出文書

1. 第 2 回国際世界先住民族の 10 年の目標と目的の達成において遂げられた進歩の評価に関する事務総長報告書(A/67/273)
2. 先住民族の権利に関する事務総長メモ(A/67/301)
3. 国連先住民族任意基金の状態に関する事務総長メモ(A/67/221)

議題紹介ステートメント

1. Ahamshad Akhtar 経済社会問題局(DESA)経済部事務総長補佐
2. James Anaya 先住民族の権利に関する特別報告者

質疑応答セッション

ペルー、欧州連合、エルサルヴァドル、米国、ボリヴィア、コスタリカ、チリ、Mr. Anaya

一般討論

欧州連合(加入国クロアチア、候補国旧ユーゴス

ラヴ・マケドニア共和国・モンテネグロ・セルビア、安定連合候補可能国アルバニア・ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、並びにアルメニア、グルジアも代表)、ベリーズ(カリブ海共同体(CARICOM)を代表)、中国、米国、ブラジル、オーストラリア、マレーシア、ニカラグア、スリナム、ロシア連邦、日本、キューバ、チリ、デンマーク(北欧諸国を代表)、ボリヴィア、エクアドル、ニュージーランド、メキシコ

日本のステートメント(鷲見八重子政府代表団顧問)

日本は、2008年の国会での満場一致でのアイヌ民族を先住民族として認める決議の採択を含め、アイヌ民族の人権を保護・尊重する包括的政策を打ち立てています。これに応じて、政府は、独自の言語、宗教、文化を持つアイヌ民族を認め、彼らが日本の北部、特に北海道の先住民族であることを認めています。政府は、2009年に、今後のアイヌ政策のための諮問会議を設立しましたが、この会議は、アイヌ民族の代表を含めた数名の高官専門家より成っています。2009年7月に、諮問会議は、アイヌ政策のためのいくつかの基本原則を提案し、教育・文化の復興・産業開発のような領域での措置を勧告する報告書を提出しました。

アイヌ政策推進会議は、2009年12月に創設され、その作業部会は、初めての2つの大きなプロジェクトに関して報告しています。第一のプロジェクトは、民族的調和のための象徴的スペース---アイヌ文化の尊重と復興を推進する国立センターです。7月に、政府は、このプロジェクトのマスター・プランに着手しました。会議の第二のプロジェクトは、北海道以外のアイヌ民族の生活状態に関する国の調査研究です。初めて行われたこの調査は、北海道以外にいるアイヌ民族とその他の日本人との間の所得や教育における既存のギャップを説明しました。政府は、そのギャップに対処する政策措置を開発しているところです。

10月22日(月)午後 第19回会議

議事項目 66(継続)

一般討論(継続)

コンゴ、ナミビア、コロンビア、ネパール、ヴェネズエラ、アンゴラ、国際労働機関(ILO)

作業組織

副議長(コモロ)ステートメント

10月23日(火)午前 第20回会議

議事項目 69: 人権の保護と推進 (a)人権条約の実施 (d)ウィーン宣言と行動計画の包括的实施とフォローアップ

提出文書

1. 人権理事会報告書(A/67/40(Vol.I), A/67/40(Vol.II))
2. 拷問禁止委員会報告書(A/67/44)
3. すべての移動労働者とその家族の権利保護委員会報告書(A/67/48/Corr.1)
4. 障害者の権利条約とその選択議定書の状態(A/67/281)
5. 国連現代の形態の奴隷制度に関する任意基金の状態に関する事務総長報告書(A/67/269)
6. 国連拷問被害者任意基金に関する事務総長報告書(A/67/264)
7. 国際人権条約の下での報告義務を含めた国際人権条約の効果的実施に関する事務総長メモ(A/67/222)
8. 拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いはまたは懲罰に関する特別報告者中間報告書を伝える事務総長メモ(A/67/279)
9. 国連人権高等弁務官報告書(A/67/36)

議題紹介ステートメント

1. Juan Mendez 拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いはまたは懲罰に関する特別報告者

質疑応答セッション

ノルウェー、シンガポール、スイス、欧州連合、リヒテンシュタイン、モロッコ、米国、ロシア連邦、タジキスタン、エジプト、Mr. Mendez

2. Claudio Grossman 拷問禁止委員会議長

質疑応答セッション

スイス、キューバ、欧州連合、Mr. Grossman

3. Malcolm Evans 拷問防止小委員会議長

質疑応答セッション

欧州連合、チェコ共和国、デンマーク、Mr. Evans

4. Ronald Mccallum 障害者権利委員会議長

質疑応答セッション

中国、ニュージーランド、欧州連合、Mr. Mccallum

一般討論

エジプト(アラブ・グループを代表)、エジプト、欧州連合(加入国クロアチア、候補国旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国・モンテネグロ・セルビア、

安定連合プロセス候補可能国アルバニア・ボスニア・ヘルツェゴヴィナ並びにウクライナ・モルドヴァ共和国・アルメニア・グルジアも代表), ロシア連邦, ヴェネズエラ, 中国, サウディアラビア

作業組織

議長(スリナム)ステートメント

10月23日(火)午後 第21回会議

議事項目 28(a), 103, 69(a)(d)(継続)

決議案の紹介

5. 女性と女児の人身取引(A/C.3/67/L.20)

主提案国: フィリピン

6. 産科フィステュラをなくす努力の支援(A/C.3/67/L.22)

主提案国: カメルーン, セネガル(アフリカ諸国グループを代表)

7. 国連腐敗防止条約に従って, 腐敗の慣行と違法な出所の資産の移転の防止及びこれとの闘い, そのような資産の特に出所国への返還(A/C.3/67/L.18)

主提案国: コロンビア

議題紹介ステートメント(継続)

5. Ariranga G.. Pillay 経済的・社会的・文化的権利委員会議長

質疑応答セッション

中国, 欧州連合, Mr. Pillay

6. Zonke Zanele Majodina 人権委員会議長

質疑応答セッション

南アフリカ, 欧州連合, Ms. Majodina

一般討論(継続)

モンテネグロ, 日本, アルジェリア, タイ, ニカラグア, リビア, イラク, スーダン, カタール, コスタリカ, ニューージーランド, モンゴル, バングラデシュ, イラン, キルギスタン

日本のステートメント(驚見八重子政府代表団顧問)

日本は国際人権条約を忠実に実施しています。日本は, 今年, 市民的・政治的権利国際規約に関する報告書を提出し, 経済的・社会的・文化的権利国際規約の第13条に付していたある留保条件を撤回しました。普遍的に人権を推進する際の人

権理事会の役割に感謝いたします。対話と協力を通して, 加盟国の人権状況の改善を奨励する際に, 普遍的定期的審査の重要性を強調し, 我が国が2011年に任意のフォローアップを行ったことを述べます。日本は, 今月末に予定されている第2回審査中も協力を継続するつもりです。

我が国は, 2007年に障害者権利条約に署名し, 現在, 障害者とその家族の見解を考慮に入れつつ締結の準備をしているところでしょう。我が国政府は, 2011年7月に, 障害者基本法も改正し, 今年5月に障害者に関する政策委員会を設立しました。基本法は, 障害者に対する差別を禁止するために, 社会的障害を除去する必要かつ合理的配慮が提供されるべきことを規定しています。これは, 条約の精神を反映して, 合理的な便宜の概念を導入した国内法で初めての規定です。委員に障害者を含めたこの委員会は, 国内政策の基本計画に関する勧告を行い, その実施を監視します。

答弁権行使

エジプト: モスクワ総司教区のステートメントの中のエジプトのキリスト教徒に関する不正確な申し立てに驚いているが, これはそのような根拠のない申し立てを支持する証拠を示さないものであった。エジプトはその申し立てを拒否し, エジプトのコプティック・キリスト教徒は, 何千年もエジプト社会の不可欠の部分であり, 昨年民主化革命の前後もいかなる差別も受けていないことを指摘する。

さらに, エジプト憲法は, 平等権と万人のための宗教または信念の自由を保証しており, 政府はすべてのエジプト人が宗教の自由への権利を有することを保障している。エジプトは, そのような自由が, チェチェンの人々のみならず, ロシア連邦のムスリム・マイノリティにも利用されることを希望する。

ミャンマー: サウディアラビア代表の言及に応えたい。ミャンマーにおける宗教の自由は, 世界中でよく知られており, 政府はすべての宗教に平等な待遇を提供している。宗教への憲法上の権利は, 仏教の五重の塔, キリスト教の教会, ムスリムの寺院, シーク教の寺院が国中で並んで見られるという事実が証明している。

イスラム教の信者の場合は, 伝統的な巡礼がミャンマー政府によって毎年便宜を与えられている。ラカイン州の暴力は, 今年5月と6月に, 2つのコミュニティが引き金となり, 双方が人命と財産を失い, 政府は独立調査委員会を含め, 大変な注意と寛大さを持って必要な措置をとった。政府は, この問題を解決するために, 宗教指導者やコミュ

ニティの指導者とも協力し、国連職員やその他の高官もこの地域をたびたび訪問した。全体的な状況は平常に戻りつつあり、ラカイン州で勃発した暴力は、2つの宗教グループの間の争いでもなければ人道的問題でもない。

ナイジェリア: 急進的なイスラム運動ボコ・ハラムがナイジェリアでキリスト教徒を根絶やしにしているとのモスクワ総司教区のコメントに答えたい。ナイジェリア政府は、ボコ・ハラムに反対していることをモスクワ総司教区代表に伝えたい。このグループは、キリスト教徒を標的にしているだけでなく、ムスリムを含めたすべての宗教も標的にしていることもモスクワ総司教区に伝えたい。実に、すべての善意のナイジェリア人は、ボコ・ハラムの活動を非難している。代表には正確な情報を求めるよう勧めるが、ナイジェリア代表団は、いつでもそれを提供する用意がある。

イラク: モスクワ大司教区は、イラクの宗教的マイノリティのことを述べた。キリスト教的要素は、すべてのイラク人と同じ影響にさらされている。盲目的なテロリズムがアルカーイダのようなグループによって行われている。イラクは、礼拝の場所での強化された保護と安全に宗教を行うことの保証を通して、宗教的マイノリティを保護する措置を取っている。

さらに、イラクは、教会の安全を確保する手段をとっており、大統領に通報し、キリスト教徒に対して行われる不正行為について完全な知識を身に着けるキリスト教問題事務所を創設する命令が出されている。憲法第7条は、民族的動機を持ち、そのような行為をほめたたえるあらゆる形態の人種主義を禁止している。

シリア: サウディアラビアによって嘘が我が国に浴びせられた。イスラム教徒を怒らせる急進主義の根は、サウディのワッハブ派の思想にあり、これが世界中のムスリムを害し、イスラム教と矛盾している。これは文明的後退である。さらにサウディアラビアは、シリアに反対する何千人もの「おとり捜査官」を抱えている。サラフィー主義は、シリアの街をそそのかし、偏狭な煽動の種を播いている。

サウディの代表が、サウディアラビアはテロや急進的考えとの闘いに勝利したとどうして主張できるのか不思議に思う。サウディの示威運動者は、抗議が組織されたサウディ地域を包囲した。平和裏に意見を表明し、平和的に集会を開いた人々への旅行禁止に加えて、サウディの刑務所には3万人以上の政治犯がいる。シリアで認められているサウディの偽善は実際にサウディアラビアでは禁止されている。サウディの指導者は自国民を抑圧

し、その魔の手はシリア人に武器を提供している。

リビア: リビアで暮らしているキリスト教徒のことを述べたロシア正教に答える。我が国は経済的・社会的・文化的権利国際規約の締約国である。リビアで暮らしているキリスト教徒の状況を正確に反映していない迫害の申し立てがあった。リビア人は、その寛容の精神と平和的共存で知られている。

作業組織

副議長(コモロ)ステートメント

10月24日(水)午前 第22回会議

議事項目 69: 人権の推進と保護 (b)人権と基本的自由の効果的享受を改善するための代替取組を含めた人権問題 (c)人権状況と特別報告者・代表の報告書

提出文書

1. 朝鮮民主人民共和国の人権状況に関する事務総長報告書(A/67/362)
2. ミャンマーの人権状況に関する事務総長報告書(A/67/333)
3. イラン・イスラム共和国の人権状況に関する事務総長報告書(A/67/327)
4. 朝鮮民主人民共和国の人権状況に関する特別報告者報告書(A/67/370)
5. 1967年以来被占領のパレスチナ地域の人権状況に関する特別報告者報告書(A/67/379)
6. ミャンマーの人権状況に関する特別報告者報告書(A/67/383)
7. イラン・イスラム共和国の人権状況に関する特別報告者報告書(A/67/369)
8. 司法外・即決・恣意的刑の執行に関する特別報告者報告書(A/67/275)
9. 裁判官・弁護士の独立に関する特別報告者報告書(A/67/305)
10. 女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者報告書(A/67/227)

議題紹介ステートメント

1. Navi Pillay 国連人権高等弁務官

質疑応答セッション

スリナム、リヒテンシュタイン、チリ、欧州連合、マレーシア、ロシア連邦、アルジェリア、コスタリカ、中国、カザフスタン、シリア・アラブ共和国、パキスタン、モロッコ、ノルウェー、スイス、米国、カメルーン、テュニジア、英国、南アフリカ、パレスチナ、キューバ、バ

ングラデシュ、イラン・イスラム共和国、イラク、ベラルーシ、エリトリア、アンゴラ、Ms. Pillay

作業組織

議長ステートメント

10月24日(水)午後 第23回会議

議事項目 69(b)(c)(継続)

議題紹介ステートメント(継続)

2. Ahmed Shaheed イラン・イスラム共和国の人権状況に関する特別報告者

質疑応答セッション

イラン・イスラム共和国、モルディヴ、中国、カナダ、ノルウェー、欧州連合、英国、米国、チェコ共和国、ブラジル、スイス、Mr. Shaheed

3. Christof Heyns 司法外・即決・恣意的刑の執行に関する特別報告者

質疑応答セッション

スイス、ノルウェー、シンガポール、欧州連合、米国、ケニア、ロシア連邦、ブラジル、ヴェトナム、Mr. Heyns

4. Gabriela Knaul 裁判官と弁護士の独立性に関する特別報告者

質疑応答セッション

モルディヴ、ロシア連邦、米国、欧州連合、Ms. Knaul

5. Rashida Manjoo 女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者: 私の報告書は、最近の活動に関する情報を提供し、障害を持つ女性に対する暴力の問題に重点を置いたものである。この点で、ジェンダー、障害及びその他の要因が結合した結果のインパクトは、これまで十分に注目されておらず、障害を持つ女性に対する暴力は、ほとんど対処されないままである。女性と障害者の人権の双方に関する規範的枠組みの進展及び障害を持つ女性が世界人口のかなりの部分を占めているという事実にもかかわらずこの状況が継続している。障害を持つ女性は、女性及び障害者に対するステレオタイプの態度を経験している。

障害を持つ女性と女兒に対する暴力の表れは、家庭、地域社会を含めた様々な領域で見られ、超国家的領域のみならず、国家によっても行われ、

大目に見られている。障害を持つ女性は、障害のない女性の2倍DVを経験する可能性が高く、比較的長期にわたって虐待を経験し、暴力の結果、比較的重大な傷害を受ける可能性がある。さらに、障害を持つ女性は、しばしば、セクシュアル・リプロダクティブ・チョイスを管理できないまたは管理するべきではないとして扱われている。彼女たちは、裁判所が能力のある証人として彼女たちを組織的に認めることができないことを含め、司法制度におけるいくつかの障害にも直面している。この排除は、苦情を申し立てる証人が、起訴に必要な重要な証拠を提供するかもしれない性的攻撃またはその他の形態のジェンダーに基づく暴力の場合に特に問題である。

障害者権利条約、女子差別撤廃条約及びその他の関連地域条約の批准が広がっているにもかかわらず、障害を持つ女性に対する暴力の防止と対応に関しては、それら条約の効果的実施を評価することは難しい。多くの国々で、障害者一般または特に障害を持つ女性のための特別で包括的な法律・政策・プログラムも欠如している。今年人権理事会に出した報告書が、発生が増えているジェンダー関連の女性の殺害---家庭内、コミュニティ内で起ころうとも、または国家によって行われ、大目に見られるものであろうとも---を中心にしたことを想起する。この報告書は、ジェンダー関連の女性の殺害とこの問題に関連する国際人権法と判決記録の世界的傾向と形態の全体像を提供している。これには、親密なパートナーの暴力の結果としての女性の殺害及びとりわけ「名誉」殺人が含まれている。

報告期間中に行った国別ミッションについては、女性の地位が徐々に変化しているヨルダンへの2011年11月の訪問を説明する。今日、女性たちは、政治参画、教育、雇用に関して男性と平等な権利を原則として享受している。しかし、多くの建設的な法的努力にもかかわらず、現在の法律は未だにとりわけ国籍と市民権のような問題に介して女性を差別している。

2011年12月に訪問したソマリアでは、特に国内避難民女性に悪影響を及ぼしている性暴力、DV、女性性器切除、強制・早期結婚のたびたび繰り返される事例について学んだ。そのような暴力の実体的な通報の欠如、女性と女兒の暴力被害者のための説明責任メカニズムと専門サービスの不在が明らかである。しかし、ソマリア政府の女性に対する暴力に対処する「一時的努力」を推奨する。これには、プントランド当局による女性性器切除を禁止する法案、移行連邦政府によるジェンダーに基づく暴力に関するタスク・フォースの創設及

びその他の活動が含まれる。訪問中に、国連機関、ドナー国、その他の人道関係者のプログラムと政策の分裂に気づいた。これは持続可能で効果的な開発に対する障害となる。

2012年1月にはイタリアを訪問しDV、女性殺し、ロマ人、シンティ人、その他の移動女性を含め、重複し、重なり合う形態の差別に直面している女性に対する暴力を含めた問題を調査した。とりわけ根強く底辺にある女性に対する不平等と差別の構造的原因のために、暴力は依然として重要な問題である。法的枠組みが、女性に対する暴力に大きく保護を提供しているが、この保護も依然として分裂しており、加害者の不適切な処罰と効果的矯正策の欠如が、ほとんどの会見で気づいた懸念である。実際、DVは、国全体でイタリア人女性に悪影響を及ぼし続けている最も広がった形態の暴力である。

質疑応答セッション

英国: 人身取引された障害を持つ女性への報告書の言及を懸念している。処女との性交がHIV/エイズを治すという誤解を克服するために国連には何ができるのか?

リヒテンシュタイン: 紛争後のプロセスで、女性代表の数が少ないが、そのプロセスに女性を含めることが確認されたのかどうか?

オーストリア: 我が国は障害を持つ女性を支援し、彼女たちに向けられる暴力を明らかにすることを目的にしている。司法制度において障害を持つ女性が直面する障害について、及び司法セクターをそのニーズにより対応できるようにするにはどうすればよいかについて質問する。

ノルウェー: 10名中7名までの女性がその生涯で身体的暴力または性暴力を経験している。男性と男児がその虐待と闘うことに貢献できる。男性・男児をかかわらせる取組について、そのアジェンダを国内的にまた国連でどのように推進するかについて質問する。

日本(久島公使): 一方で女子差別撤廃委員会とその他のマンデート保持者がジェンダーに対処し、他方で、障害者権利委員会が障害者に対処している。これをどのように協働させるのか?

ヨルダン: 報告書には事実の基づかない主張が含まれている。ヨルダンは、難民に保健ケアまたは公教育への権利を否定していない。ヨルダンは、イラク、シリア、パレスチナ難民の受け入れ国として重荷を担っている。

特別報告者は、その報告書の中で、障害者の虐待からの保護に関連する憲法改正が、保護を必要とする人々としての女性の伝統的考えを奨励していると述べている。ヨルダンはその解釈

には同意しない。ヨルダンは、テキストが女性の権利を検討する重要な法的基礎と考えている。この地域の女性を支援する際のアラブ女性団体の評価を求める。

カナダ: カナダは障害を持つ女性と女兒が直面している課題を認め、障害を持つ女性の暴力からの保護に関する最高の実践例を求める。

欧州連合: 報告書は、障害を持つ女性が必ずしも和解後のプロセスに含まれていないと述べている。特別報告者は、紛争中の性暴力に関する特別代表と協力しているのかどうかと思う。また、分類されたデータ収集をどのように改善して、国々の間で比較できるものにするのか尋ねたい。

ケニア: ケニアは、「私たちの戸口から女性に対する暴力を除去する」特別報告者のマンデートと作業を支持している。ソマリアにおいて女性を保護する特別報告者の作業を推奨する。ソマリア難民の中には障害で苦しんでいる者もいる。ケニアには100万人近い難民がおり、政府は彼らに物資を提供するために一生懸命活動している。障害を持つ女性に更なる保護を提供するためのガイダンスとこの点での国際社会の役割について聞きたい。

スイス: 障害を持つ女性は、DVの被害者になる可能性がより高い。障害を持つ女性に対する強制不妊手術に注意を引きたい。これが違法と考えられていない国々もある。すべての女性と女兒は、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスに完全にアクセスできるべきである。好事例について聞きたい。

Ms. Manjoo: 移行の時期と紛争の時期が障害がおこる時である。課題は、紛争時に人道支援に女性を含めることである。便宜(accommodation)とは世界の多くの部分で、スペースの点で物理的宿泊と理解されているようであるが、市民権のすべての基盤が無視されている。強制不妊手術のようなものを意思決定に含めることは、インパクトを受ける人による情報を得た同意とは考えられないであろう。支援には、紛争であろうと紛争後であろうと特別予算を通してさざげられる資金が必要であるが、ほとんどの調査でこれは見たことがない。

規範的枠組みと価値が対処されているのかどうかは、高等弁務官の庁では不明であり、学界の調査は、人権の取組は規範というよりもむしろ例外である。

関連するマンデートをどのように補うかという問題に関しては、私が提起しているのは女性に対する暴力、その原因と結果の特異性であり、

これがこの領域の他のマンデートを強化しているが、これが代わって他のマンデートの特異性に関する私のマンデートを強化している。

さらに、価値、便宜、支援に関しては、これらは規範ではない。また、障害者に対する司法制度の出発点は、彼らは非常に問題があり、有用な証人ではないということである。処女との性交がエイズを治療すると信じている人々についての質問に関しては、そのような事例には情報を得た同意があるはずがなく、これは神話として知られていることを確実にするためのより幅広い努力が必要である。

ソマリアでは、障害者は不可視的であることは明らかであり、女性の参画も不可視的である。前進する時に、女性は政治プロセスの一部となる必要がある。ヨルダンのコメントに関しては、報告書に関して1対1の討議を提案する。

イラン・イスラム共和国: いわゆる人権チャンピオンと言われる小グループが、我が国を名指しで辱めるために第3委員会を誤用しようとしている。人権の享受に関しては彼らには乏しい記録しかない。彼らのステートメントは、人権を推進するためではなくて、イラン人の品位を落とすために行われている。ますます大勢の人々が、強制労働のために英国で人身取引の被害者になっているという欧州会議の報告書を引用する。カナダ、欧州連合、米国の状況についても討議したい。

10月25日(木)午前 第24回会議

議事項目 69(b)(c)(継続)

提出文書

11. ミャンマーの人権状況に関する事務総長報告書(A/67/333)
12. 1967年以來被占領のパレスチナ地域の人権状況に関する特別報告者報告書(A/67/379)
13. 国内避難民の人権に関する特別報告者報告書(A/67/289)
14. 強制失踪からのすべての人々の保護のための国際条約に関する事務総長報告書(A/67/271)
15. ミャンマーの人権状況に関する特別報告者報告書を伝える事務総長メモ(A/67/383)
16. 宗教または信念の自由に関する特別報告者中間報告書を伝える事務総長メモ(A/67/303)
17. 移動者の人権に関する特別報告者 Francois Crepeau 報告書を伝える事務総長メモ(A/67/299)

議題紹介ステートメント(継続)

6. Richard Falk 1967年以來被占領のパレスチナ地域の人権状況に関する特別報告者

質疑応答セッション

パレスチナ、欧州連合、ノルウェー、セネガル、エジプト、モルディヴ、シリア・アラブ共和国、イラン・イスラム共和国、Mr. Falk

7. Chaloka Beyani 国難避難民の人権に関する特別報告者

質疑応答セッション

スイス、欧州連合、カナダ、ノルウェー、オーストリア、アゼルバイジャン、シリア・アラブ共和国、Mr. Beyani

8. Emmanuel Decaux 強制失踪委員会議長

質疑応答セッション

欧州連合、Mr. Decaux、アルゼンチン、Mr. Decaux

9. Oliver De Frouville 強制または任意によらない失踪作業部会議長

質疑応答セッション

チリ、欧州連合、Mr. Frouville

作業組織

議長(スリナム)ステートメント

10月25日(木)午後 第25回会議

議事項目 69(b)(c)(継続)

議題紹介ステートメント(継続)

10. Tomas Ojea Quintana ミャンマーの人権状況に関する特別報告者

質疑応答セッション

ミャンマー、マレーシア、欧州連合、韓国、カナダ、インドネシア、ノルウェー、米国、チェコ共和国、日本、英国、タイ、スイス、アルゼンチン、Mr. Quintana

日本の発言: 特別報告者のマンデートを支持し、良心の囚人の釈放が実体的発展であると思う。米国との人権対話を含めたミャンマーの対話を歓迎する。日本は、ミャンマーの国内レースを含め、プロジェクトを実施し、10月に会議の開催国となり、そこで日本は「未払金清算活動」を実施すると発表した。日本は、ミャンマーが早く国際社会とかかわれるよう継続して役割を果たすつもりである。

11. Heiner Bielefeldt 宗教または信念の自由に関する特別報告者

質疑応答セッション

カナダ、欧州連合、オランダ、米国、リヒテ

ンシュタイン、英国、オーストリア、中国、ドイツ、イラン・イスラム共和国、ヴェトナム、
Mr. Birlgrlft

12. Francois Crepeau 移動者の人権に関する特別報告者

質疑応答セッション

メキシコ、欧州連合、バングラデシュ、セネガル、スイス、ナイジェリア、Mr. Crepeau

13. Mr. El Jamri すべての移動労働者とその家族の権利保護委員会議長

作業組織

議長(スリナム)ステートメント

11月2日(金)午前 第26回会議

議事項目 69(b)(c)(継続)

提出文書

18. 国籍または民族・宗教・言語マイノリティに属する人々の権利宣言の効果的推進に関する事務総長メモ(A/67/293)

19. 民主的で公正な国際秩序の推進に関する独立専門家 Alfred de Zayas 中間報告書を伝える事務総長メモ(A/67/277)

20. テロ対策中の人権と基本的自由の推進と保護に関する特別報告者 Ben Emmerson 報告書を伝える事務総長メモ(A/67/396)

21. 食糧への権利に関する特別報告者 Olivier De Schutter 報告書を伝える事務総長メモ(A/67/268)

22. 朝鮮民主人民共和国の人権状況に関する特別報告者 Marzuki Darusman 報告書を伝える事務総長メモ(A/67/370)

23. 文化的権利の分野の特別報告者 Farida Shaheed 報告書(A/67/287)

24. 真実、正義、賠償、再発なしとの保証に関する特別報告者 Publo de Greiff 報告書を伝える事務総長メモ(A/67/368)

25. 人権擁護者の状況に関する特別報告者 Margaret Sekaggya 報告書を伝える事務総長メモ(A/67/292)

26. 適切な水準の生活への権利の構成要素としての適切な住居への権利及び非差別への権利に関する特別報告者報告書を伝える事務総長メモ(A/67/286)

27. 人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者 Joy Ezeilo 報告書を伝える事務総長メモ(A/67/261)

議長ステートメント

Henry L. Mac-Donald(スリナム): ニューヨークを襲った嵐の被害を受けた人々にお見舞い申し上げる。委員会は来週も引き続き作業を行う。

議題紹介ステートメント(継続)

14. Alfred De Zayas 民主的で公正な国際秩序の推進に関する独立専門家

質疑応答セッション

ロシア連邦、キューバ、Mr. De Zayas

15. Ben Emmerson テロ対策中の人権と基本的自由の推進と保護に関する特別報告者

質疑応答セッション

スイス、メキシコ、パキスタン、イラン・イスラム共和国、欧州連合、米国、英国、リヒテンシュタイン、Mr. Emmerson

16. Rita Izsak マイノリティ問題独立専門家

質疑応答セッション

欧州連合、ロシア連邦、オーストリア、イラン・イスラム共和国

17. Olivier De Schutter 食糧への権利に関する特別報告者

質疑応答セッション

欧州連合、カメルーン、ハイティ、キューバ、ケニア、ノルウェー、バングラデシュ、Mr. De Schutter

18. Tamara Kunanayakam 開発への権利作業部会議長・報告者

作業組織

議長(スリナム)ステートメント

11月2日(金)午後 第27回会議

議事項目 69(b)(c)(継続)

議題紹介ステートメント(継続)

19. Marzuk Darusman 朝鮮民主人民共和国の人権状況に関する特別報告者

質疑応答セッション

欧州連合、韓国、日本、チェコ共和国、ベラルーシ、米国、英国、ノルウェー、スイス、カナダ、キューバ、朝鮮民主人民共和国、中国、Mr. Darusman

日本の発言: 朝鮮民主人民共和国から迫害を逃れてきた人々を帰国させることを控えるよう近隣諸国に要請する。「軍事第一」の政策を考えなおす必要性に関しては同意するが、更なる詳細を知りたい。日本は重大な懸念の問題である17名の日本国民を拉致被害者として明らかにしており、特別報告者が引き続きこの問題に重点を

置かれることを求める。

20. Farida Shaheed 文化的権利の分野の特別報告者

質疑応答セッション

欧州連合, キューバ, Mr. Shaheed

21. Puvan J. Selvanathan 人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関する作業部会議長

質疑応答セッション

ノルウェー, スイス, 米国, ロシア連邦, Mr. Selvanathan

22. Pablo De Greiff 真実・正義・賠償・再発なしの保証の分野における特別報告者

質疑応答セッション

チリ, モロッコ, 欧州連合, スイス, ノルウェー, Mr. De Greiff

23. Margaret Sekaggs 人権擁護者に関する特別報告者(Mr. Shaheed がステートメントを代読)

24. Raquel Rolnik 適切な水準の生活への権利の構成要素としての適切な住居に関する特別報告者(Mr. Shaheed がステートメントを代読)

25. Joy Ngozi Ezeilo 人, 特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者(Mr. Shaheed がステートメントを代読)

作業組織

議長(スリナム)ステートメントに続き, 以下の作業計画を決定

11月5日(月)午後 議事項目 69(b)(c)を継続。議事項目 67(人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容)及び議事項目 68(民族自決権)の一般討論

11月6日(火)午後 議事項目 69(a)(d)の一般討論。
議事項目 69(b)(c)一般討論。

11月5日(月)午前 第28回会議

議事項目 67: 人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容の撤廃 (a)人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容の撤廃 (b)ダーバン宣言と行動計画のフォローアップの包括的实施
議事項目 68: 民族自決権

提出文書

1. 第78回・79回人種差別撤廃委員会報告書を伝える事務総長書簡(A/66/18)
2. 今年度人種差別撤廃委員会報告書を伝える事務総長書簡(A/67/18)
3. 国際人種差別撤廃条約の状態に関する事務総長報告書(A/67/321)
4. 人種差別撤廃委員会の財政状況に関する事務

総長報告書(A/67/322)

5. 総会決議 66/143 の実施に関する現代の形態の人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容に関する特別報告者中間報告書を伝える事務総長メモ(A/67/328)

6. 民族自決権に関する事務総長報告書(A/67/276)

7. 人権を侵害し民族自決権の行使を妨げる手段としての傭兵の使用に関する作業部会報告書を伝える事務総長メモ(A/67/340)

議題紹介ステートメント

1. Maarit Kohonen Sheriff 国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)ニューヨーク事務所副所長(Ivan Shimonov 人権事務総長補佐代理)

2. Mutuma Ruteere 現代の形態の人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容に関する特別報告者

質疑応答セッション

ロシア連邦, ケニア, 欧州連合, スイス, Mr. Ruteere, バングラデシュ, Mr. Ruteere

3. Jose Francisco Cali Tzay 人種差別撤廃委員会副議長

質疑応答セッション

イラン・イスラム共和国, スロヴェニア, Mr. Tzay

4. Faiza Patel 民族自決権の行使を妨げる手段としての傭兵の使用に関する作業部会議長

質疑応答セッション

リビア, キューバ, スイス, ロシア連邦, Ms. Patel

一般討論

アルジェリア(G77/中国を代表), アンティグア・バーブダ(カリブ海共同体(CARICOM)を代表), ジンバブエ(南部アフリカ開発共同体(SADC)を代表), 欧州連合(加入国クロアチア, 候補国旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国・モンテネグロ・セルビア, 安定連合プロセス・候補可能国アルバニア・ボスニア・ヘルツェゴヴィナ, ウクライナ, モルドヴァ共和国, アルメニア, グルジアも代表), エジプト, 中国, ブラジル, オーストラリア, シンガポール, ニカラグア, ロシア連邦

作業組織

副議長(コモロ)ステートメント

11月5日(月)午後 第29回会議

議事項目 69(b)(c), 67(a)(b), 68(継続)

提出文書

28. 極貧と人権に関する特別報告者報告書を伝える事務総長メモ(A/67/278)

29. 到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の享受への万人の権利に関する特別報告者報告書を伝える事務総長メモ(A/67/302)

30. 意見と表現の自由への権利に推進と保護に関する特別報告者報告書輪伝える事務総長メモ(A/67/357)

31. 教育権に関する特別報告者報告書を費える事務総長メモ(A/67/310)

32. 国家の外国の負債及びその他の国際財政責務がすべての人権、特に経済的・社会的・文化的権利の完全享受に与える影響に関する独立専門家報告書輪伝える事務総長メモ(A/67/304)

議題紹介ステートメント(継続)

26. Magdalena Sepulbeda Carmona 極貧と人権に関する特別報告者

質疑応答セッション

チリ、ブラジル、欧州連合、ヴェトナム、Ms. Sepulveda

27. Magdalena Sepulbeda Carmona 極貧と人権に関する特別報告者(Anand Grover 到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の享受への万人の権利に関する特別報告者の報告を代読)

28. Magdalena Sepulbeda Carmona 極貧と人権に関する特別報告者(Frank La Rue 意見と表現の自由の推進と保護に関する特別報告者の報告を代読)

29. Magdalena Sepulbeda Carmona 極貧と人権に関する特別報告者(Catarina de Albuquerque 安全な飲用水と衛生への人権に関する特別報告者のステートメントを代読)

30. Magdalena Sepulbeda Carmona 極貧と人権に関する特別報告者(Kishore Singh 教育権に関する特別報告者のステートメントを代読)

31. Magdalena Sepulbeda Carmona 極貧と人権に関する特別報告者(Cephas Lumina 国家の外国の負債とその他の関連国際財政責務がすべての人権、特に経済的・社会的・文化的権利の完全享受に与える影響に関する独立専門家のステートメントを代読)

質疑応答セッション

ベラルーシ

32. Ivan Simonovic 人権事務総長補佐

質疑応答セッション

イラン・イスラム共和国、ラオ人民民主主義共和国、Mr. Simonovic

33. Vijay Nambiar ミャンマーに関する事務総長特別顧問

対応

ミャンマー

34. Maria Eugenia Gaxar プログラム企画、予算、会計事務総長補佐

一般討論(人種主義)(継続)

キューバ、アルジェリア、セネガル、パキスタン、サウディアラビア、パレスチナ、ヨルダン、イスラエル

答弁権行使

ラトヴィア: ロシア連邦の代表がこの人権のフォーラムを利用して、その政治的アジェンダを追求したのは残念である。昨日のロシア国家統一の日に、大勢の参加者がかぎ十字を身に着けることを許され、他の者たちは極端主義と人種主義的イデオロギーを唱えたとき驚いた。ナチの若者グループが国内で増えているが、そのような暴力と攻撃が増えていることを指摘する。

このような行事は、ロシアと地域と国際社会に危険な結果をもたらしかねない。このような行事はロシアによって非難されるべきである。ラトヴィアとしては、ナチを含めたいかなる形態の全体主義も非難し、かかわらない。全体主義的イデオロギーの表現またはプロパガンダは、ラトヴィアでは禁止されている。

リトアニア: ロシア連邦のステートメントに答えるが、述べられた記念行事が、今日の討議の中で不当に政治利用されたことを残念に思う。

エストニア: ロシア連邦の代表が述べたいくつかの問題を明確にしたい。エストニアは、全体主義体制が犯した人道違反の犯罪を非難する。第二次世界大戦を記念する年次行事は、戦争を生き抜いた退役軍人と国民に敬意を表するために行われるものである。

ロシア連邦: ロシア連邦を含め、人種主義や極端主義のない国はない。しかし、ロシア人は、ヒトラーとナチが国民のもたらした残虐行為と苦痛を決して忘れず、ネオ・ナチズムが増えることは許さないであろう。ロシア連邦は、長年、ネオ・ナチであることを違法としており、バルト海諸国の多くは、この傾向と闘う努力に沿っていないが、ロシア連邦は様々なレベルでこの害悪と闘うために努力している。ラトヴィアとエストニアは、ネオ・ナチズムに関して、国内で何が起きているかを否定するべきではない。

11月6日(火)午前 第30回会議

議事項目 67(a)(b), 68(継続)

一般討論(継続)

キルギスタン、イラン・イスラム共和国、アルバニア、マレーシア、ボリヴィア、モルディヴ、ノルウェー、パレスチナ、シリア・アラブ共和国、南スーダン、インド、コスタリカ、アルメニア、アイスランド、エジプト、アゼルバイジャン

答弁権行使

イスラエル: 政府が自国民を殺害し続けている時に、シリア代表が人権保護について語るのを聞くのは現実離れしている。アサド政権の残忍な犯罪から気をそらし、都合の悪いことは隠そうとしてイスラエルを利用することは止める時である。パレスチナ代表のコメントに対しては、あの誤ったストーリーとメントとは反対に、イスラエルはパレスチナ人の自決権の推進と2国並立の解決にコミットしている。パレスチナ代表は、イスラエルの首相がパレスチナ暫定政府大統領と前提条件なしで交渉しようとして申し出たが、繰り返し拒否されたことを述べなかった。もしパレスチナ代表が自決権について心配するのなら、我が国を裏切ることは止めて、協力を始めることであろう。

パキスタン: カシミールは国際的に認められた紛争地である。数えきれないステートメントが、国連及びその他の集会でインドによってなされてきた。カシミールの選挙に関しては、そのような選挙が安全保障理事会によってもカシミール人自身によっても拒否されてきた。どんな選挙活動も、安全保障理事会によって義務付けられた自由で公平な国民投票の代わりはできない。

パキスタンは、いわゆるパキスタンの人権状況への言及を残念に思うが、ジャンム・カシミールはインドの国内問題ではない。インドが言及したパキスタンのステートメントは、カシミール人や国際メディアが述べていることに基づいている。パキスタンは、この問題に関する安全保障理事会決議に沿って、自分の運命を選択するジャンム・カシミールの人々の権利を引き続き支援するつもりである。この問題の解決は、協力の雰囲気があって初めてできることであり、パキスタンは継続してこれにコミットを続ける。継続中の討議が進まなければならない。

アルメニア: ナゴルノ・カラバフの紛争の原因と結果を不正確に述べることによって、アゼルバイジャン代表によって誤解させようとする試みがなされたことを残念に思う。アルメニアは、いかなる攻撃も仕掛けたことはない。ナゴルノ・カラバフの人々に対して全面戦争を始め、自分たちの命を守るために武器を取り上げさせたのはアゼルバイジャンである。民族自決権を含め、法の支配、

基本的自由、人権の組織的侵害がある。

この地域の現状は、ナゴルノ・カラバフの人々を抑圧し、彼らの民族自決権を妨げるために武力を使用するというアゼルバイジャンの決定から生じている。欧州安全保障協力機構(OSCE)ミンスク・グループの枠組みで交渉するよう当事国に要請する安全へ保障理事会決議を侵害したのはアゼルバイジャンである。ナゴルノ・カラバフの選ばれた代表との直接の話し合いにかかわることをアゼルバイジャンが拒否し、アルメニアに対して敵対的態度を続けていることが、この問題の解決の主要障害である。アルメニアは、紛争の平和的解決を見出すために、ナゴルノ・カラバフの指導部と調停を利用してきた。

シリア・アラブ共和国: 人種主義政策の非難を聞いて、占領軍の代表は、自分たちが危険な状況にあることが分かったために、自国の出来事から注意をそらそうとした。その嘘に答えたいとは思わない。イスラエルは、60年以上に亘り殺害し、レイプし、人々に閉鎖を課してきた政府を代表している。今日、その代表は、自国の目的にかなった解決策を見出そうとした。シリアは、イスラエル占領軍によるゴラン高原からの立退きを公平に待っている。シリアは、かの国がそのアラブの土地の占領を追求する活動について国際社会にいつも思い出させるようにしたい。

パレスチナ: イスラエル代表のステートメントに答えるために発言しなければならないことを残念に思う。年々同じ主張がなされるが、イスラエルは現地での国際法違反を続けており、イスラエルは平和を望み、平和を愛する国家であるという間違った主張に支持を与えるものではない。イスラエルはパレスチナ人の家屋を破壊し、人々を強制移動させ、違法なセトルメントの建設と人種主義的定住者の解放を継続している。これがイスラエルの意味する平和なのだろうか。

イスラエルは誤った平和のステートメントをするために時間を浪費することは止め、その侵害をなくすべきである。イスラエルがその占領と侵害をなくして初めて、平和と安全保障が普及するであろう。

インド: 残念なことに、パキスタン代表は間違った主張をした。ジャンム・カシミールは、インドの不可欠の部分であり、そこの人々は民主的にその運命を選択した。

アゼルバイジャン: アルメニアのコメントは、国際社会を誤らせようとするこの国の意図的な努力を説明している。その主張は、国際的な法的規範と一致するものではない。アゼルバイジャン独立に続く状況とアルメニアの行動は明確である。

つまり、アルメニアは戦争を起こし、ナゴルノ・カラバフと7つの地域でアゼルバイジャンを占領し、民族浄化を行った。最も重大な犯罪は、戦争中に行われた。1993年に、安全保障理事会は、アルメニアの行動を非難し、その撤退を要請し、ナゴルノ・カラバフがアゼルバイジャンの一部であることを確認する4つの決議を採択した。国際社会は、この点でのアルメニアのいかなる試みも違反であることを明確にした。アルメニアが平和な自決権と称するものは、国際社会によっては違法な武力の使用と説明されてきた。

パキスタン: インド代表に関連する安全保障理事会決議を読むよう要請する。ジャンム・カシミール紛争を解決する唯一の方法は、国際会議でカシミール人の希望に応えることを通して対処することである。パキスタンは、この紛争の平和的解決にコミットしている。

アルメニア: アゼルバイジャンのまた新たな歪曲したステートメントに応える。占領と攻撃への言及は、根拠のないものであり、この挑発的なステートメントは、アゼルバイジャンが法的解決に関心がないことを示している。ナゴルノ・カラバフの人々は、自決の不可譲の権利を行使しており、アルメニアは、この地域で平和と安全保障を維持するために国際法を最重要視している。

アゼルバイジャン: アルメニアの最後のコメントは、いかにあの国がこの地域の平和の探求にかかわっていないかを示している。アルメニア代表は、何も新しいことは紹介しなかった。彼はアゼルバイジャンが概説したことを聞いておらず、前以て書いた偽りの文を読み上げただけである。アゼルバイジャンは、この議論に対応していない状況をわきまえないコメントを聞いただけである。

さらに、アゼルバイジャンに対して戦争を仕掛けた責任を負っていると述べたが、これはすべての非アルメニア人の証言を一掃し、単一民族文化を生み出し、法の支配と正義については口が裂けても言うべきことではない。これは紛争解決プロセスへの公開の挑戦であり、国際平和と安全保障を脅かすものである。アゼルバイジャンは、アルメニアが領土の主張を廃棄し、この地域のすべての国々と洗練された関係を築く責務があるものと信じる。

作業組織

副議長(モンテネグロ)ステートメント

11月6日(火)午後 第31回会議

議事項目 69(a)(d), 69(b)(c)(継続)

一般討論(69(a)(d))(継続)

インド, タンザニア連合共和国, ナイジェリア, モロッコ, シリア・アラブ共和国, ヴェトナム, ウクライナ, ラトヴィア

一般討論(69(b)(c))

バルバドス(カリブ海共同体(CARICOM)を代表), マレーシア(アセアンを代表), チリ(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体(CELAC)を代表), ブラジル(南部共通市場(MERCOSUR)を代表), 欧州連合(加入国クロアチア, 候補国旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国・モンテネグロ・アイスランド, 安定連合プロセス候補可能国アルバニア・ボスニア・ヘルツェゴヴィナも代表), リヒテンシュタイン, マレーシア, ブルキナファソ, ヴェネズエラ, 米国, オーストラリア, 日本, ラオ人民民主主義共和国

日本のステートメント(兒玉和夫大使): 日本は、民主化と和解の領域での最近のミャンマー政府の措置を高く評価し、生活水準を改善し、人材を育成し、インフラと施設を維持する手助けをする建設的役割を継続して果たしたいと思っている。カンボディアの人権状況は、20年前の和平合意以来徐々に改善しているが、この国は、土地の所有権の問題を含め、未だにいくつかの課題に直面している。日本は、残る課題に関して更なる努力を払うために国際社会と協力するようカンボディア政府を奨励している。日本は、朝鮮民主人民共和国の人権侵害も大変に心配しており、この国が国連人権メカニズムとの協力を拒否していることに大変失望している。

日本と朝鮮民主人民共和国との間の平壤宣言から10年が過ぎたが、拉致問題は以前未解決のままである。朝鮮民主人民共和国によって拉致された12名の日本国民は、未だに故国に戻っていない。朝鮮民主人民共和国による拉致の可能性がぬぐいきれない行方不明の他の事件もある。拉致被害者もその家族も年老いてきているので、この問題はできるだけ早く解決されるべきである。日本は、この国の人権状況にご支援をいただきたく加盟国にお願いする。さらに、日本は、シリアにおける継続する重大な人権侵害を深く懸念し、抑圧と自国民に対する暴力を止めるようシリア政府に要請する。日本は、イランと8回目の人権対話も行い、イラン政府の建設的な態度を高く評価している。しかし、この国の人権状況を心配しており、すべての条約を批准するようイラン政府に要請している。また国に特別報告者の入国を認めることにより、国際社会と協力するようにも要請する。

答弁権行使

中国: 欧州連合と米国の代表によってなされた申し立てを全面的に拒否する。双方のステートメントは悪名高い人権記録によって大きく歪曲されている。欧州連合にも米国にも自分の人権状況を見直し、対話に加わることによって他国との違いを決めるよう強く要請する。

ロシア連邦: 欧州連合代表に答えるが、7月に、政治活動に参加し、同時に外国から資金をもらっている非営利団体に関する広報にいくつかの修正が導入された。それらは、外国から資金調達を受けている非営利団体の透明性を高めることを目的としている。採択された修正は、そういった団体の外国からの資金調達を禁止するものではない。活動を隠している団体には、活動の停止以外にいかなる懲罰も説明されていない。ロシア連邦は、西欧諸国によって長年用いられてきたものを借りたのである。実際、ロシア版は幾分緩やかではあるが、この法律は外国の機関に関する米国の法律をモデルにしている。

朝鮮民主主義人民共和国: 我が国は、米国、欧州連合、オーストラリア、日本による作り事の申し立てを拒否する。これら申し立ては、半世紀以上にわたって広がった米国の敵対政策を追求して、我が国を孤立させるための政治ゲーム以外の何物でもない。我が国は、彼らに自国の人権状況を見直すよう助言する。イラク、アフガニスタンその他で民間人を殺すことも控えるよう要請する。

朝鮮民主主義人民共和国は、我が国に対する国別決議を強く拒否する。日本が唱える拉致問題は、完全に解決済みである。もしそのような問題を解決しなければならないならば、日本がその軍事的占領中に拉致した840万人の朝鮮人の運命と所在を確認するためである。日本は、前世紀に朝鮮人に対して行った未解決の人道違反の犯罪から注意をそらそうとしている。日本は、犠牲者、特に慰安婦に対して謝罪し償いをするべきである。

キューバ: 米国代表のコメントに答えるが、米国は、キューバに対する閉鎖を解除するように要請する多くの総会決議を認めなかったことに対して謝罪してもよかつたろう。詫びるどころか、委員会で誰も納得させられない議論の繰り返しがかかれた。間違ったりブレットは、人権と基本的自由に対する攻撃の結果から米国を免れさせることはない。

テロと政変を奨励することが主たる活動である世界の南の国々における傭兵を米国は支援している。米国には他国を批判する道徳的権利はない。キューバに掟を課し、政変を推進することは止め

るよう米国に要請する。米国自分の考えの正しさのために自らを犠牲にする覚悟のある国民を尊重しなければならない。嫌がらせは止めなければならない。

バーレーン: 我が国の努力に対する支援に対して欧州連合に感謝する。我が国は独立審問委員会の勧告の大部分を実施した。さらにバーレーンは、9月に普遍的定期審査の第二回目をを行い、176の勧告のうち145を完全に受け入れ、13は部分的に受け入れた。国内合意対話によって出された勧告のみならず、今、これらを実施する途上にある。このような努力はすべて、人権の推進とへごへの我が国のコミットメントを示している。

ヴェトナム: 欧州連合のステートメントに答えるが、このステートメントは、我が国の表現の自由へのいわゆる制限に言及している。表現の自由は、ヴェトナム憲法に明確に表れている。ヴェトナムには今954のメディア・アウトレットがあり、免許を受けたジャーナリストは17,000名いる。インターネットの利用者は3,000万人以上おり、東南アジアでは第一位である。我が国は、意見を表明するためにブログやインターネット・フォーラムの利用を奨励している。しかし、我が国は、表現の自由は、国の安全保障、公衆衛生、公衆道徳を保護する責務を含め、責務を伴うものと信じている。宗教的憎悪または暴力をそそのかす行為は、法の下で禁止されている。欧州連合代表は、多くの欧州諸国が、表現の自由の制限となる同様の法律を制定しているという事実配慮すべきである。

日本: 拉致問題は完全に解決したという朝鮮民主主義人民共和国代表のステートメントは不正確で、二国間協定と矛盾している。2008年8月に、両国は、拉致問題の捜査の形に関して合意した。朝鮮民主主義人民共和国は、他の国籍の国民も拉致している。過去の虐待の数に関しては、数字は全く根拠のないもので、慰安婦の問題に関しては、再びこの問題を説明するつもりはない。

朝鮮民主主義人民共和国: 日本の間違ったステートメントに対応せざるを得ない。すべてのサヴァイヴァーは死亡者の遺骨と共に国に帰った。朝鮮民主主義人民共和国はできる限りのことはしたし問題はこれを最後に解決された。朝鮮民主主義人民共和国は、過去の日本の虐待についての文書も所有している。過去の犯罪を解決せずに、日本政府は在日朝鮮人の取り締まりを続けている。我が国は再び日本に過去の犯罪の解決を要請する。

日本: 朝鮮民主主義人民共和国のステートメントにさらに詳しく反駁することは控える。知用船民主義人民共和国が、国際社会の懸念に対してなら具

体的行動で応えていないのは極めて残念である。日本は、朝鮮民主人民共和国がそういった懸念に具体的に対応することを期待する。

作業組織

副議長(リヒテンシュタイン)ステートメント

11月7日(水)午前 第32回会議

議事項目 62: 国連難民高等弁務官報告書, 難民・帰還民・国内避難民に関連する問題と人道問題

提出文書

1. 国連難民高等弁務官報告書(A/67/12)
2. 国連難民高等弁務官プログラム執行委員会報告書(A/67/12/Add.1)
3. アフリカの難民・帰還民・国内避難民への支援に関する事務総長報告書(A/67/323)

議題紹介ステートメント

1. Antonio Guterres 国連難民高等弁務官

質疑応答セッション

アフガニスタン, ロシア連邦, 米国, ノルウェー, シリア・アラブ共和国, ケニア, Mr. Guterres, モーリタニア, カメルーン, イラク, エチオピア, Mr. Guterres

一般討論

コンゴ民主共和国(南部アフリカ開発共同体(SADC)を代表), 欧州連合(加入国クロアチア, 候補国旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国・モンテネグロ・アイスランド・セルビア, 安定連合プロセス候補可能国アルバニア・ボスニア・ヘルツェゴヴィナ, EFTA 諸国リヒテンシュタイン・ノルウェー, 欧州経済領域加盟国, ウクライナ, モルドヴァ共和国, アルメニア, アゼルバイジャン, グルジアも代表), リヒテンシュタイン, セネガル, 南アフリカ, インド, 中国, タイ, ロシア連邦, 日本, エジプト, ケニア, クウェート, シリア・アラブ共和国

日本のステートメント(久島直人公使): UNHCR

が行った改革に関して, 昨年は難民, 国内避難民, 亡命者の数がわずかに減少し, 記録的な数の国内避難民が自発的に戻ってきた。他方, 自発的に帰国した難民の数は, まだ少なく, 新たな危機が倍増した。この状況で, 不安定な予見できない活動環境で作業を継続している UNHCR の職員に敬意を表し, 2011 年 1 月から 2012 年 6 月までに事務所の 6 名のスタッフの死亡にお悔やみを申し上げる。

今年 9 月 10 日に採択された総会決議は, 人間の安全保障の更なる普及と実施に勢いをつけるものと考えている。日本はそのような努力を支援し, 今年 7 月に, アフガニスタン東京会議を主催したが, これはアフガン難民に関する UNHCR 開催の同様の行事と並行して行われた。タイの Mae La キャンプからのミャンマー難民を受け入れるために日本が UNHCR と共に 3 年間の再定住パイロット・プログラムを始めたことを思い出す。このプログラムはさらに 2 年間延長され, 難民キャンプの場所も 1 箇所から 3 箇所に増えている。日本は, 1993 年に, アフリカ開発東京国際会議を始め, それ以来アフリカ開発の議論を主導してきた。日本は, UNHCR の変革を起こすアジェンダを支援し, 長引く危機に永続的解決を実現する飽くことなき努力を要請する。

作業組織

書記ステートメント

11月7日(水)午後 第33回会議

議事項目 62(継続)

一般討論(継続)

パキスタン, バングラデシュ, アンゴラ, スーダン, カナダ, キルギスタン, イラン・イスラム共和国, アルジェリア, クロアチア, セルビア, タンザニア連合共和国, 韓国, モロッコ, ウクライナ, アイルランド, イラク, モンテネグロ, グルジア, ボスニア・ヘルツェゴヴィナ, エチオピア, アゼルバイジャン, 国際赤十字委員会, 国際赤十字赤新月社連盟, 国際移動機関(IOM)

答弁権行使

ミャンマー: バングラデシュ代表が述べた問題の真実を伝えたい。長い国境線を分かち合っているので, 政府は 1970 年代にこの地域で住民投票を始め, この地域に住んでいる大半の人々が違法な移住者であるので, 生活改善のために彼らは故国に逃れた。1970 年代と 1980 年代に, ミャンマーとバングラデシュの間で協定が結ばれた。ミャンマーは帰還民のために継続して受け入れキャンプを開放していた。ミャンマーは, 2 国の移住者の問題は, 2 つの友好近隣国の間で解決されるものと信じている。

アルメニア: アゼルバイジャン代表のステートメントが, 挑発的で, 根拠のない非難と嘘を用いていることを残念に思う。アルメニアが引用した数字は, 国連難民高等弁務官事務所と国際危機グループの最近の報告書によって十分に記録されているものである。アルメニアは, 1988 年と 1990

年のアゼルバイジャンにおける大量殺戮から 50 万人が逃れた後で、難民問題に直面した初めての東欧の国である。アルメニアは最近破壊的な地震に直面したが、難民を受け入れるために最善を尽くそうとあらゆる利用できる資金を用いた。独立初年の大変に困難な条件で、アルメニアはその社会に 50 万人の難民を統合する条件を生み出し、UNHCR に賞賛された。アルメニア側では、安全保障理事会決議が要求していることをそのまま行い、難民を社会に統合する慣行をいつでも分かち合う用意がある。

アゼルバイジャン: 国際文書を注意深く読めば、アルメニア代表が関連性のないコメントをしていると納得ざることができるかと信じている。1993 年二、安全保障理事会は、アゼルバイジャンに対する武力の使用、アルメニア軍によるその領土の占領を非難し、その即時撤退を要求する 4 つの決議を採択した。理事会は、その領土の保全を再確認し、アゼルバイジャンの国境を認めた。とアルメニアが設立した分離主義者の侵入と構造の違法性は、国際レベルで数回宣言されてきた。民間人に対する攻撃と居住地域の爆撃は戦争犯罪、人道違反の犯罪、人種差別となる。

アルメニア: 残念ながら 2 回目の発言を求めるが、最近の人道法違反は 2004 年の終身刑を受けたアゼルバイジャン中尉による寮におけるアルメニア人の斧による殺害であるが、2 か月前に釈放された。それがアゼルバイジャンにおける人道法の遵守の状況である。国際法の組織的侵害が、ナゴルノ・カラバフ問題の主要な原因である。

アゼルバイジャン: 議論はアルメニアの標的を絞った間違った態度を示している。アゼルバイジャンは、ソ連に所有していた限られた領土で独立を達成した。アルメニアが戦争を始め、アゼルバイジャンを占領し、大規模な民族浄化を行った証拠はふんだんにある。1993 年、安全保障理事会は、アゼルバイジャンが占領していたすべての領土から即時の完全な無条件の撤退を要求し、その認められた国境の主権の尊重を再確認した。アルメニアによって設立された分離主義者の侵入と構造が、国際社会によって認められた。

イラク: イラク安全保障軍を通じた国の安全保障状況の改善は、国内避難民の任意の帰還を保証した。これは赤十字代表が行ったように、ファイルがほとんど閉じられることを意味し、イラクについて語る正当な理由はない。

作業組織

副議長(リヒテンシュタイン)ステートメント

11 月 8 日(木)午前 第 34 回会議

議事項目 69(b)(c)(継続)

一般討論(69(b)(c))(継続)

アラブ首長国連邦、ブラジル、キューバ、ノルウェー、アルバニア、スイス、チリ、ベラルーシ、フィリピン、メキシコ、インド、パレスチナ、パキスタン、テュニジア、カザフスタン、シリア・アラブ共和国、クウェート、カナダ、インドネシア、エチオピア、キプロス、朝鮮民主人民共和国、イラン・イスラム共和国、ホーリーシー、ギリシヤ

作業組織

副議長(リヒテンシュタイン)ステートメント

11 月 8 日(木)午後 第 35 回会議

議事項目 27(a)(b)(c), 28(a), 65(a), 66(a), 68, 69(a)(b), 103, 69(c)

決議案の紹介(継続)

8. 社会開発世界首脳会合及び第 24 回特別総会成果の実施(A/C.3/67/L.11)

主提案国: アルジェリア(G77/中国を代表)

9. 国際家族年の 20 周年記念の準備(A/C.3/67/L.12)

主提案国: アルジェリア(G77/中国を代表)

10. 第 2 回高齢者問題世界会議のフォローアップ(A/C.3/67/L.13)

主提案国: アルジェリア(G77/中国を代表)

11. 女性に対するあらゆる形態の暴力を撤廃する努力の強化(A/C.3/67/L.19)

主提案国: オランダ、フランス

共同提案国: オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、ジブティ、エストニア、フィンランド、ドイツ、ギリシヤ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、マラウイ、マルタ、メキシコ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、スロヴェニア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、トルコブルキナファソ、グルジア、グアテマラ、リベリア、マリ、モンゴル、ペルー、セネガル、セルビア、スロヴァキア、旧ユーゴスラヴ・

マケドニア共和国

12. 子どもの権利(A/C.3/67/L.23)

主提案国: ウルグアイ

共同提案国: アンティグア・バーブダ, アルゼンチン, オーストリア, バハマ, バルバドス, ベルギー, ベリーズ, ボリヴィア, ブラジル, ブルガリア, チリ, コロンビア, コスタリカ, キューバ, キプロス, チェコ共和国, デンマーク, ドミニカ, ドミニカ共和国, エクアドル, エルサルヴァドル, エストニア, フィンランド, フランス, ドイツ, ギリシャ, グレナダ, グアテマラ, グァイアナ, ハイティ, ホンデュラス, アイルランド, イタリア, ジャマイカ, ラトヴィア, リトアニア, ルクセンブルグ, マルタ, メキシコ, オランダ, ニカラグア, パナマ, パラグアイ, ペルー, ポーランド, ポルトガル, ルーマニア, セントキッツ・ネヴィス, セントルシア, セントヴィンセント・グレナディーン, スロヴァキア, スロヴェニア, スペイン, スリナム, スウェーデン, トリニダード・トバゴ, 英国, ヴェネズエラ, クロアチア, モナコ, アルバニア, ブルキナファソ, グルジア, キルギスタン, マラウイ, マリ, モンゴル, ニジェール, モルドヴァ共和国, サンマリノ, セネガル, セルビア, 旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国

13. 先住民族の権利(A/C.3/67/L.24)

主提案国: ボリヴィア

共同提案国: デンマーク, エクアドル, グアテマラ, メキシコ, ニュージーランド, ヴェネズエラ, ノルウェー, ペルー

14. 民族自決権の普遍的実現(A/C.3/67/L.29)

主提案国: パキスタン

共同提案国: アルバニア, アルジェリア, アンゴラ, アルメニア, アゼルバイジャン, バーレーン, バングラデシュ, ベラルーシ, ベナン, ボリヴィア, ブルネイ, ブルキナファソ, ブルンディ, カメルーン, 中央アフリカ共和国, 中国, コモロ, コンゴ, コーティヴウォール, エクアドル, エジプト, エルサルヴァドル, エリトリア, ガボン, ガーナ, グレナダ, ギニア, グァイアナ, ホンデュラス, イラン・イスラム共和国, ヨルダン, ケニア, クウェート, レバノン, レソト, リベリア, マラウイ, マレーシア, モザンビーク, ナミビア, ニカラグア, ニジェール, ナイジェリア, オマーン, カタール, ロシア連邦, ルワンダ, サウディアラビア, セネガル, シエラレオネ, シンガポール, ソマリア, 南アフリカ, スーダン, スワジランド, トーゴ, アラブ首長国連邦, タンザニア連

合共和国, ヴェネズエラ, ザンビア, ジンバブエ

15. 障害者権利条約とその選択議定書(A/C.3/67/L.25)

主提案国: スウェーデン, メキシコ, ニュージーランド, ボリヴィア, ブラジル, チリ, コスタリカ, クロアチア, キプロス, エクアドル, エルサルヴァドル, グアテマラ, ハイティ, ホンデュラス, アイルランド, ヨルダン, マルタ, パナマ, ポルトガル, ルーマニア, セルビア, ブルキナファソ, カメルーン, コーティヴウォール, グルジア, ラトヴィア, リベリア, マリ, モンゴル, モンテネグロ, モロッコ, ナミビア, ノルウェー, ペルー, モルドヴァ共和国, ロシア連邦, スロヴァキア, 旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国

16. 拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰(A/C.3/67/L.26)

主提案国: デンマーク

共同提案国: アルゼンチン, オーストリア, ベルギー, チリ, コスタリカ, コーティヴウォール, クロアチア, キプロス, チェコ共和国, エクアドル, エストニア, フィンランド, フランス, ドイツ, ギリシャ, ホンデュラス, ハンガリー, アイスランド, アイルランド, イタリア, ラトヴィア, リヒテンシュタイン, リトアニア, ルクセンブルグ, マルタ, メキシコ, ミクロネシア, オランダ, ノルウェー, ポーランド, ポルトガル, ルーマニア, スロヴェニア, スペイン, スウェーデン, スイス, 英国, アンドラ, アルメニア, ブラジル, グルジア, グアテマラ, モルディヴ, モンゴル, ニュージーランド, モルドヴァ共和国, スロヴァキア, トルコ, ウルグアイ, アルバニア, ボリヴィア, ブルキナファソ, マリ, パナマ, サンマリノ, セネガル, セルビア, 旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国, ウクライナ

17. 南西アジアとアラブ地域の国連人権訓練・文書化センター(A/C.3/67/L.27)

主提案国: カタール

18. 人権の推進と保護におけるオンブズマン・調停者・その他の国内人権機関の役割(A/C.3/67/L.28)

主提案国: モロッコ

共同提案国: オーストリア, ベルギー, ベナン, ブルガリア, カナダ, キプロス, チェコ共和国, デンマーク, エジプト, エストニア, フィンラン

ド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ヨルダン、リトアニア、ルクセンブルグ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、英国、コーティヴォワール、グアテマラ、マダガスカル、モンテネグロ、ニュージーランド、セルビア、スロヴァキア、スイス、タイ、トルコ、アラブ首長国連邦、米国、アルバニア、アンドラ、ブルキナファソ、カメルーン、コモロ、グルジア、日本、ラトヴィア、マリ、ペルー、モルドヴァ共和国、セネガル、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国

19. 犯罪防止・犯人の扱いのための国連アフリカ研究所(A/C.3/67/L.17/Rev.1)

主提案国: カメルーン(アフリカ諸国を代表)

一般討論(69(b)(c))(継続)

スワジランド、中国、ニュージーランド、モルドヴァ共和国、ボツワナ、セルビア、スリランカ、エリトリア、イラン・イスラム共和国、コロンビア、シンガポール、ヴェトナム、ネパール、国際移動機関

答弁権行使

シリア・アラブ共和国: 欧州連合諸国が他国に輸出する製品として病気を導入したとき、人権文化は、重病に感染している。彼らは特にローマ人やムスリム社会に対して人権を尊重する「名誉ある行為からは程遠い」ことを忘れてしまっている。シリアは、その暗い歴史に対する謝罪を聞いたことがない。先住民族の子どもたちにキリスト教徒の衣服を無理やり着せて、カナダで先住民族に対する犯罪を行っておきながら、カナダが宗教の自由の保護を呼びかけることにも驚いている。ニュージーランドにもマオリ族を保護するよう呼びかける。

トルコ: ギリシャの代表は、1963年から1974年まではなかったと委員会を信じさせようとしている。この間に、トルコ系キプロス社会は、島のわずか3%の飛び地で暮らすよう強いられた18万人を抱え、文字通り包囲状態にあったと考えられる。1963年に、トルコ系キプロス人は、政府から銃を突き付けられて追い出された。彼らから憲法上の保証を奪い去ることを意図した「民族浄化計画」が効力を発した。これはキプロスをハイジャックすることを目的とした。

ギリシャ代表のコメントに反して、唯一の占領は、ギリシャ系キプロスによる政府の何十年にも

わたる占領である。人権侵害は今日も続いている。2004年に、トルコ系キプロス人は、国連の解決案に賛成票を投じた。しかし、解決に賛成して投票したという事実にもかかわらず、彼らは未だに非人間的な制限の下で受け入れ難い孤立状態で暮らしている。この制限をなくす努力は、国連決議に反するものではない。遅滞なく直接的な経済的・商業的・社会的接触を要請する。

イスラエル: パレスチナ代表は、紛争の一方的な絵を描いた。人権を重大に侵害して、イスラエルの民間人に向けてロケットを発射しているハマスとイスラム・ジハードからの脅威を念頭に置かなければならない。イスラエルは、パレスチナ自爆テロリストがイスラエルの街に入ってくるのを防ぐ際に効果のあった防御壁を建てた。こういった条件の最中に、両サイドの罪のない民間人が苦しんでいる。

パレスチナ人が、ラマラでは移動の自由への権利があるのと同じように、イスラエルの子どもたちには、自爆テロの恐怖なしにテルアヴィヴでバスに乗る権利がある。イスラエルは、そのようなジレンマが、市民社会、メディア、世界で最も公平な司法制度の一つによって日常的に対処されている開放された社会を有している。イスラエルは、無条件での折衝を要請する。2国並立解決策への道は、エルサレムとラマラを通っている。ニューヨークを通っているのではない。

キプロス: トルコの代表が、今問題になっていることから注意をそらすために間違った非難に訴えることを選んだことを残念に思う。提起された点の答えは、数多くの国連決議に見られる。いわゆるトルコ系キプロス人の孤立という神話に対処する。キプロスの完全な国民として、彼らはキプロス人及び欧州連合国民としてのすべての権利を享受している。トルコ系キプロス人の95%は、キプロスと全欧州連合を自由に移動するためのキプロスのパスポートを利用している。彼らは全世界の領事館や外交支援を享受している。

一方的に信頼を築く措置として、キプロスはトルコ系キプロス人に無料の医療ケアを受けることを認めている。ここ数年間で、トルコ系キプロス人も経済支援として何百万ユーロから利益を受けている。言葉よりも行動がものを言っている。トルコは、国連の核心となる価値に甚だしく違反して、主権国家のかなりの部分の占領を続けている。その軍は、ギリシャ系キプロス人に基本的人権を否定している。トルコはすべての国連決議を適用し、キプロスからその軍を呼び戻し、すべての権利を回復するべきである。

日本: 朝鮮民主人民共の過去の問題に関する言

葉は根拠のないものである。日本は多くの国々で人々の苦しみを引き起こした。その事実を誠意をもって直面し、日本は、深い悔恨の念を表明し、謝罪をした。日本は、平和的手段を通してすべての問題を解決するという原則を維持してきた。財産権と主張に関しては、2002年の平壤宣言で、日本と朝鮮民主人民共和国は、正常化交渉の中で財産権と主張を討議することを決定し、一旦2国間関係が正常化したならば、両サイドが相互に1945年8月15日以前に生じたすべての財産権と主張---それぞれの国民の財産権と主張---を放棄することで合意した。

在日朝鮮人の人権に関しては、朝鮮民主人民共和国が何に言及しているのか明確ではない。日本にいる人々はすべて、国籍に関係なく、日本の法律を守らなければならない。日本国憲法は、法の下でのすべての人々の平等を保証している。日本は、差別のない社会の創造を目指してきた。日本は平壤宣言に沿って、関係を正常化する、特に拉致と核問題に対処する基本政策を追求することにコミットしている。具体的行動をとるよう朝鮮民主人民共和国に要請する。

朝鮮民主人民共和国: 我が国代表団は、根拠のないもの、我が国に対する米国の敵対政策の一部として、カナダのステートメントを強く拒否する。会議の注意をそらし、過去の犯罪の責任を避けようとする明確な試みとして、日本代表団の言葉も強く拒否する。日本の政策はただのリップ・サービスであり、補償のない謝罪の表明は何の効果もない。朝鮮民主人民共和国は、もし日本が過去を解決し、その敵対政策を止めるなら、日本との関係を正常化したいと思っている。

日本: 我が国の立場はすでに明確に説明したので、詳しい反駁は控えたい。しかし、一昨日のステートメントは繰り返したい。つまり、ただ答弁権行使をする代わりに、朝鮮民主人民共和国が国際社会の懸念に具体的行動で応えなかったのは残念である。

朝鮮民主人民共和国: 会議を誤解させる日本代表団の言葉を強く拒否する。その主たる目的は、過去の犯罪の責任を避けることである。日本政府が第二次世界大戦中の侵害に対する責任を受け入れ、性奴隷に対する補償を支払い、個々の女性に公式に謝罪し、その教育カリキュラムの改訂を通してこの問題に対する意識を高めることを強調している女性に対する暴力特別報告者の1996年の報告書について委員会に思い出してもらいたい。日本は人道違反の犯罪を認めなければならない。

作業組織

副議長(コモロ)ステートメント

11月13日(火)午後 第36回会議

議事項目 28(a), 62, 69(b), 68(継続)

決議案の紹介(継続)

20. 女性性器切除撤廃のための世界的努力の強化(A/C.3/67/L.21)

主提案国: カメルーン, ブルキナファソ(アフリカ諸国グループを代表)

21. 国連難民高等弁務官事務所(A/C.3/67/L.31)

主提案国: ノルウェー

共同提案国: ベルギー, クロアチア, キプロス, デンマーク, エジプト, エストニア, フィンランド, フランス, グルジア, ドイツ, ギリシャ, グアテマラ, ハンガリー, アイスランド, アイルランド, イスラエル, イタリア, 日本, ラトヴィア, リヒテンシュタイン, リトアニア, ルクセンブルグ, マルタ, メキシコ, モナコ, モンテネグロ, オランダ, ポーランド, ルーマニア, スロヴァキア, スロヴェニア, スペイン, スウェーデン, スイス, 米国, アンドラ, アルゼンチン, オーストラリア, オーストリア, ボスニア・ヘルツェゴヴィナ, ブラジル, ブルガリア, チェコ共和国, ケニア, ポルトガル, セルビア, 旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国, トルコ, 英国, アルバニア, コスタリカ, エクアドル, エリトリア, キルギスタン, リトアニア, マダガスカル, マリ, モーリシャス, モナコ, モンゴル, モロッコ, ペルー, ロシア連邦, ウルグアイ

22. 拷問禁止委員会(A/C.3/67/L.45)

主提案国: デンマーク

共同提案国: コスタリカ, クロアチア, チェコ共和国, フィンランド, リヒテンシュタイン, ニュージーランド, ノルウェー, スイス, キプロス, ラトヴィア, リトアニア, ルクセンブルグ, ポーランド, スウェーデン, 旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国, トルコ, アルバニア, チリ, フランス, グアテマラ, マダガスカル, マリ, モンテネグロ

決議の採択(継続)

6. 民族自決権の普遍的实现(A/C.3/67/L.29)---PBIなし

主提案国: パキスタン

追加共同提案国: ブラジル, セイシェル, タジキスタン, タイ, テュニジア, アンティグア・バ

ーブダ, ジャマイカ, ヴェトナム
採択前ステートメント: 米国
コンセンサスで決議案を採択
採択後ステートメント: スペイン, アルゼンチン,
キプロス(欧州連合を代表), 英国

答弁権行使

アルゼンチン: 第4委員会に向けた6月14日のアルゼンチン大統領のステートメントを繰り返す。このステートメントは, マルヴィナス諸島, 南ジョージア・南サンドイッチ諸島及び周りの海洋地域は, 英国によって違法に占領されているアルゼンチンの領土の一部であり, 主権紛争の問題であることを概説した。

違法な占領で, 総会は, 主権紛争の存在を認め, 平和的な解決策を見出すために, 両国に対話を始めるよう要請する決議 2065(XX)に始まる一連の決議を採択することになった。アルゼンチン領土の不可欠の部分であるこれら諸島と海洋地域のアルゼンチンの主権を再び述べる。

11月14日(水)午後 第37回会議

議事項目 64: 人権理事会報告書

提出文書

1. 人権理事会報告書(A/67/53)

議題紹介ステートメント

Laura Dupuy Lasserre(ウルグアイ)人権理事会議長

質疑応答セッション

スイス, 米国, 欧州連合, リヒテンシュタイン, 中国, シリア・アラブ共和国, キューバ, 日本, アルジェリア, 南アフリカ, メキシコ, Ms. Dupuy Lasserre

日本の質問: 日本は, 11月12日に, 2013年から2015年までの任期で理事会理事国に選ばれた。国々はどのように2回目の定期審査を最大限活用できるのか, 理事会の最近の進歩はどのように評価できるのか。

一般討論

エジプト, マレーシア, スーダン, ベラルーシ, チリ, モロッコ, インドネシア, セネガル, ウクライナ

議題別ステートメント

♀=女性によるステートメント
♂=男性によるステートメント

社会開発 ⁹	81	♀ 33(37.1%)	♂ 56(62.9%)
刑事司法 ¹⁰	56	♀ 17(30.4%)	♂ 39(69.6%)
女性 ¹¹	113	♀ 62(54.9%)	♂ 51(45.1%)
子ども ¹²	92	♀ 41(43.6%)	♂ 53(56.4%)
先住民族 ¹³	25	♀ 8(32.0%)	♂ 17(68.0%)
人権条約 ¹⁴	30	♀ 10(33.3%)	♂ 20(66.7%)
人種主義 ¹⁵	35	♀ 12(34.3%)	♂ 23(65.7%)
人権問題 ¹⁶	52	♀ 14(26.9%)	♂ 38(73.1%)
難民 ¹⁷	38	♀ 12(31.6%)	♂ 26(68.4%)
人権理事会 ¹⁸	9	♀ 0(0.0%)	♂ 9(100.0%)
総計	531	209(38.6%)	332(61.4%)

11月15日(木)午前 第38回会議

議事項目 68, 69(a)(b)(c)(継続)

決議案の紹介(継続)

23. パレスチナ人の民族自決権(A/C.3/67/L.54)

主提案国: エジプト

共同提案国: アフガニスタン, アルバニア, アルジェリア, アンティグア・バーブダ, アルメニア, オーストリア, アゼルバイジャン, バーレーン, バングラデシュ, ベルギー, ボリヴィア, ボツワナ, ブラジル, ブルネイ, ブルガリア, ブルキナファソ, 中国, コモロ, コスタリカ, キプロス, 朝鮮民主主義人民共和国, デンマーク, エクアドル, エリトリア, エチオピア, フィンランド, フランス, ガボン, ギリシャ, ギニア, ハンガリー, アイスランド, インド, インドネシア, イラク, アイルランド, ヨルダン, ケニア, クウェート, ラオ人民民主主義共和国, レソト, リビア, リヒ

⁹ 国のグループによるステートメント 8, 各国ステートメント 72, 国際団体によるステートメント 1。ステートメントをした人の数がステートメント数より多いのは, 青年代表 8 名が含まれているため。

¹⁰ 国のグループによるステートメント 7, 各国ステートメント 47, 国際団体によるステートメント 2。

¹¹ 国のグループによるステートメント 8, 各国ステートメント 99, 国際団体によるステートメント 6。

¹² 国のグループによるステートメント 6, 各国ステートメント 83, 国際団体によるステートメント 3。ステートメントをした人の中に青年代表 2 名を含む。

¹³ 国のグループによるステートメント 3, 各国ステートメント 21, 国際団体によるステートメント 1。

¹⁴ 国のグループによるステートメント 2, 各国ステートメント 28。

¹⁵ 国のグループによるステートメント 4, 各国ステートメント 31。

¹⁶ 国のグループによるステートメント 5, 各国ステートメント 46, 国際団体によるステートメント 1。

¹⁷ 国のグループによるステートメント 2, 各国ステートメント 33, 国際団体によるステートメント 3。

¹⁸ 各国ステートメント 9。

テンシュタイン, リトアニア, ルクセンブルグ, マダガスカル, マラウイ, マレーシア, モルディヴ, マリ, マルタ, モナコ, モロッコ, ミャンマー, ナミビア, ニュージーランド, ニカラグア, ニジェール, ノルウェー, オマーン, パキスタン, ポーランド, ポルトガル, カタール, ルーマニア, ロシア連邦, セントヴィンセント・グレナディーン, サウディアラビア, セネガル, スロエヴェニア, スペイン, スリランカ, スーダン, スリナム, スワジランド, スウェーデン, スイス, テュニジア, トルコ, ウガンダ, アラブ首長国連邦, ウズベキスタン, ヴェネズエラ, ヴェトナム, イエーメン, ザンビア, ジンバブエ, パレスチナ, アンドラ, アンゴラ, ベナン, ボスニア・ヘルツェゴヴィナ, ブルンディ, カーボヴェルデ, チャド, キューバ, ジブティ, エストニア, ガンビア, グァイアナ, イタリア, レバノン, モーリタニア, モンテネグロ, ペルー, セルビア, ソマリア, 南アフリカ, 旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国, 英国, コーティヴォワール, ナイジェリア, モルドヴァ共和国, サンマリノ, スロヴァキア

24. グローバル化とそれがすべての人権の完全享受に与えるインパクト(A/C.3/67/L.33)

主提案国: エジプト

共同提案国: アフガニスタン, アルジェリア, アンティグア・バーブダ, アルゼンチン, バーレーン, バングラデシュ, ボリヴィア, ボツワナ, ブルキナファソ, 中央アフリカ共和国, 中国, コモロ, コーティヴォワール, 朝鮮民主人民共和国, コンゴ民主共和国, エルサルヴァドル, エリトリア, エチオピア, ガボン, ガーナ, ギニア, ホンデュラス, インドネシア, イラク, ヨルダン, ケニア, クウェート, レソト, リベリア, リビア, マダガスカル, マラウイ, マレーシア, モルディヴ, モロッコ, ナミビア, ニジェール, オマーン, パキスタン, カタール, セントキッツ・ネヴィス, セントヴィンセント・グレナディーン, サウディアラビア, セネガル, スリランカ, スーダン, スワジランド, シリア・アラブ共和国, タジキスタン, テュニジア, ウガンダ, アラブ首長国連邦, タンザニア連合共和国, ウズベキスタン, ヴェネズエラ, ヴェトナム, イエーメン, ジンバブエ, アゼルバイジャン, ベナン, ブルンディ, カメルーン, カーボヴェルデ, チャド, キューバ, ジブティ, エクアドル, 赤道ギニア, グァイアナ, イラン・イスラム共和国, レバノン, マリ, ニカラグア, ナイジェリア, 南スーダン, ハイティ, モーリタニア, ソマリア

25. 司法行政における人権(A/C.3/67/L.34)

主提案国: オーストリア

共同提案国: アルバニア, アンドラ, アルゼンチン, アルメニア, ベルギー, ベナン, ボスニア・ヘルツェゴヴィナ, ブルガリア, チリ, クロアチア, キプロス, チェコ共和国, デンマーク, エストニア, フィンランド, フランス, グルジア, ドイツ, ギリシャ, グアテマラ, ハンガリー, アイルランド, イタリア, 日本, ラトヴィア, リヒテンシュタイン, リトアニア, ルクセンブルグ, マルタ, メキシコ, モナコ, モンテネグロ, オランダ, ノルウェー, パナマ, ペルー, ポーランド, ポルトガル, モルドヴァ共和国, ルーマニア, セルビア, スロヴァキア, スロヴェニア, スペイン, スウェーデン, スイス, 旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国, 英国, ブラジル, 中国, コスタリカ, アイスランド, イスラエル, レバノン, パラグアイ, サンマリノ, タイ, ウルグアイ, コーティヴォワール, ヨルダン, ソマリア

26. 司法外・即決または恣意的刑の執行(A/C.3/67/L.36)

主提案国: スウェーデン

共同提案国: アルゼンチン, オーストラリア, オーストリア, ベルギー, ブルガリア, カナダ, クロアチア, キプロス, チェコ共和国, デンマーク, エストニア, フィンランド, フランス, ドイツ, グアテマラ, ハンガリー, アイルランド, イタリア, ラトヴィア, リヒテンシュタイン, リトアニア, ルクセンブルグ, モナコ, モンテネグロ, ニュージーランド, ノルウェー, パナマ, ポーランド, ポルトガル, モルドヴァ共和国, スロヴェニア, スイス, 英国, アンドラ, ボスニア・ヘルツェゴヴィナ, ブラジル, チリ, ギリシャ, ホンデュラス, アイスランド, サンマリノ, セルビア, スロヴァキア, 旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国, ウルグアイ, アルバニア, グルジア, メキシコ, パラグアイ, ソマリア

27. 人権の分野での国際協力の強化(A/C.3/67/L.37)

主提案国: キューバ(非同盟諸国運動を代表)

共同提案国: アンゴラ, ナイジェリア, ロシア連邦, ソマリア

28. 人権と一方的強制措置(A/C.3/67/L.38)

主提案国: キューバ(非同盟諸国運動を代表)

29. 開発への権利(A/C.3/67/L.39)

主提案国: キューバ(非同盟諸国運動を代表)
共同提案国: 南スーダン

30. 万人によるすべての人権の完全享受のための重要な必要条件としての平和の推進(A/C.3/67/L.41)

主提案国: キューバ
共同提案国: ベラルーシ, ボリヴィア, エクアドル, ニカラグア, ロシア連邦, ヴェネズエラ, アルジェリア, ブラジル, 中国, ラオ人民民主主義共和国, ミャンマー, セントヴィンセント・グレナディーン, シリア・アラブ共和国, エリトリア, エチオピア, ヨルダン, マダガスカル, ナミビア, ナイジェリア, ソマリア, 南スーダン, トルクメニスタン

31. 食糧への権利(A/C.3/67/L.42)

主提案国: キューバ
共同提案国: ベラルーシ, ボリヴィア, ニカラグア, ロシア連邦, ヴェネズエラ, アルジェリア, ブラジル, 中国, エクアドル, グアテマラ, グレナダ, イラン・イスラム共和国, ラオ人民民主主義共和国, モナコ, ミャンマー, ナイジェリア, セントルシア, セントヴィンセント・グレナディーン, スリナム, シリア・アラブ共和国, ヴェトナム, アルバニア, アンゴラ, アンティグア・バーブダ, バハマ, バルバドス, ブルンディ, カメルーン, コモロ, コーティヴォワール, エジプト, エリトリア, エチオピア, フィジー, ギニア, グアテマラ, ハイティ, インド, ヨルダン, ケニア, レバノン, リベリア, マダガスカル, マリ, モーリタニア, モロッコ, モザンビーク, ナミビア, ナイジェリア, セントキッツ・ネヴィス, セネガル, スロヴェニア, ソマリア, 南スーダン, スワジランド, タジキスタン, トリニダード・トバゴ, テュニジア, トルクメニスタン, ウガンダ, ジンバブエ

32. 民主的で公正な国際秩序の推進(A/C.3/67/L.43)

主提案国: キューバ
共同提案国: ベラルーシ, ボリヴィア, エクアドル, ニカラグア, ロシア連邦, ヴェネズエラ, アルジェリア, ブラジル, 中国, イラン・イスラム共和国, ラオ人民民主主義共和国, ミャンマー, セントヴィンセント・グレナディーン, シリア・アラブ共和国, ヴェトナム, コーティヴォワール, エジプト, エリトリア, エチオピア, インド, マダガスカル, マリ, モーリタニア, ナミビア, ソマリア, 南スーダン

33. 死刑の利用の一時停止(A/C.3/67/L.44)

主提案国: クロアチア
共同提案国: アルバニア, アルジェリア, アンゴラ, アンゴラ, アルゼンチン, アルメニア, オーストラリア, オーストリア, ベルギー, ベナン, ボリヴィア, ボスニア・ヘルツェゴヴィナ, ブラジル, ブルガリア, チリ, コロンビア, コンゴ, コスタリカ, コーティヴォワール, キプロス, チェコ共和国, デンマーク, エクアドル, エストニア, フィンランド, フランス, ガボン, グルジア, ドイツ, ギリシャ, ギニアビサウ, ハイティ, ホンデュラス, ハンガリー, アイスランド, アイルランド, イスラエル, イタリア, ラトヴィア, リヒテンシュタイン, リトアニア, ルクセンブルグ, マルタ, マーシャル諸島, メキシコ, ミクロネシア, モナコ, モンテネグロ, モザンビーク, オランダ, のめージールランド, ノルウェー, パラオ, パナマ, フィリピン, ポーランド, モルドヴァ共和国, ルーマニア, サモア, サンマリノ, サントメプリンシペ, セルビア, スロヴァキア, スロヴェニア, スペイン, スウェーデン, スイス, 旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国, 東ティモール, トルコ, ウクライナ, 英国, ウルグアイ, ヴェヌエア, ブルンディ, カンボディア, カーボヴェルデ, キルギスタン, マリ, モンゴル, パラグアイ, ソマリア

34. 強制失踪からのすべての人の保護のための国際条約(A/C.3/67/L.53)

主提案国: フランス
共同提案国: アルバニア, アルゼンチン, オーストリア, ベルギー, ベナン, ボスニア・ヘルツェゴヴィナ, ブラジル, ブルガリア, チリ, クロアチア, キューバ, キプロス, チェコ共和国, デンマーク, エクアドル, エストニア, フィンランド, フランス, グルジア, ドイツ, グアテマラ, ハンガリー, アイスランド, アイルランド, イタリア, 日本, ラトヴィア, リヒテンシュタイン, リトアニア, ルクセンブルグ, マルタ, メキシコ, モナコ, モンテネグロ, モロッコ, オランダ, ノルウェー, ポーランド, ポルトガル, モルドヴァ共和国, ルーマニア, セネガル, スロヴァキア, スロヴェニア, スペイン, スウェーデン, スイス, 旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国, ウクライナ, 英国, ウルグアイ, ヴェネズエラ
ステートメント: イラン・イスラム共和国

35. シリア・アラブ共和国の人権状況(A/C.3/67/L.52)

主提案被告: カタール

共同提案国: ベルギー, ブルガリア, カナダ, クロアチア, チェコ共和国, エジプト, エストニア, フランス, ドイツ, ハンガリー, イタリア, クウェート, リビア, モロッコ, オランダ, サウディアラビア, スペイン, スウェーデン, トルコ, 英国, 米国, アルバニア, アンドラ, オーストラリア, オーストリア, バーレーン, ボツワナ, コモロ, コーティヴォワール, キプロス, デンマーク, フィンランド, グルジア, ギリシャ, アイスランド, アイルランド, 日本, ヨルダン, ラトヴィア, リトアニア, ルクセンブルグ, マルタ, ミクロネシア, モナコ, モンテネグロ, ニュージーランド, ノルウェー, パラオ, パナマ, ポーランド, 韓国, モルドヴァ共和国, ルーマニア, スロヴァキア, スロヴェニア, 南アフリカ, スイス, 旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国, テュニジア, アラブ首長国連邦, コロンビア, イエーメン
ステートメント: シリア・アラブ共和国

ポルトガル, モルドヴァ共和国, ルーマニア, スロヴァキア, スロヴェニア, スペイン, スウェーデン, スイス, トルコ, 英国, 米国, ウルグアイ, アルバニア, ボリヴィア, ブルキナファソ, マリ, モロッコ, パナマ, ウクライナ, ベナン, ボスニア・ヘルツェゴヴィナ, ブルガリア, イスラエル, マダガスカル, モンテネグロ, ニカラグア, ナイジェリア, パラグアイ, ペルー, 韓国, シエラレオネ, 東ティモール, ヴェネズエラ
コンセンサスで決議案を採択
採択後ステートメント: 旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国, ギリシャ

作業組織

議長(スリナム)ステートメント

決議の採択(継続)

7. 国連難民高等弁務官事務所(A/C.3/67/L.31)---

PBI なし

主提案国: ノルウェー

追加共同提案国: アルメニア, アゼルバイジャン, コロンビア, マダガスカル, ミクロネシア, ニュージーランド, タイ, 東ティモール, テュニジア, 英国, ブルキナファソ, ブルンディ, カメルーン, ホンデュラス, パラグアイ, フィリピン, モルドヴァ共和国, ウガンダ

コンセンサスで決議案を採択

採択後ステートメント: ケニア

8. 拷問その他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰(A/C.3/67/L.26/Rev.1)---

PBI なし

主提案国: ノルウェー

共同提案国: アンドラ, アルゼンチン, アルメニア, オーストラリア, オーストリア, ベルギー, ブラジル, カナダ, チリ, コスタリカ, コーティヴォワール, クロアチア, キプロス, チェコ共和国, デンマーク, エクアドル, エストニア, フィンランド, フランス, グルジア, ドイツ, ギリシャ, グアテマラ, ホンデュラス, アイスランド, アイルランド, イタリア, ラトヴィア, リヒテンシュタイン, リトアニア, ルクセンブルグ, モルディヴ, マルタ, メキシコ, ミクロネシア, モンゴル, オランダ, ニュージーランド, ポーランド,

11月16日(金)午前 第39回会議

議事項目 64, 67(a), 104, 103(継続)

決議案の紹介(継続)

36. 人権理事会報告書(A/C.3/67/L.59)

主提案国: カーボヴェルデ(アフリカ諸国グループを代表)

37. 人種差別撤廃国際条約(A/C.3/67/L.57)

主提案国: スロヴェニア

共同提案国: アルゼンチン, オーストリア, ベルギー, ボスニア・ヘルツェゴヴィナ, ブルガリア, コスタリカ, キプロス, チェコ共和国, デンマーク, エストニア, フィンランド, フランス, ドイツ, ギリシャ, ハンガリー, アイルランド, ラトヴィア, リトアニア, ルクセンブルグ, ニュージーランド, ポーランド, ポルトガル, ルーマニア, セルビア, スロヴァキア, スペイン, スウェーデン, スイス, トルコ, アンドラ, アルメニア, ベラルーシ, ベナン, チリ, クロアチア, グルジア, グアテマラ, アイスランド, イタリア, リヒテンシュタイン, マルタ, モナコ, モンテネグロ, オランダ, ナイジェリア, ノルウェーパラオ, セネガル, タイ, 旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国, アルバニア, ギニア, ハイティ, レバノン, マダガスカル, マリ, パナマ, モルドヴァ共和国, サンマリノ, 南スーダン

38. 世界麻薬問題に対する国際協力(A/C.3/67/L.14/Rev.1)

主提案国: メキシコ

共同提案国: アルゼンチン, コロンビア, コスタリカ, グアテマラ, パナマ, シンガポール, タイ, トルコ, ウルグアイ, アフガニスタン, ベリーズ, エルサルヴァドル, ホンデュラス, モンゴル, ウクライナ, ハイティ, ラオ人民民主主義共和国, マリ, フィリピン, テュニジア, タンザニア連合共和国

決議の採択(継続)

9. 人身取引禁止努力の調整の改善(A/C.3/67/L.16/Rev.1)---PBIあり

主提案国: ベラルーシ

共同提案国: バングラデシュ, インド, カザフスタン, ケニア, フィリピン, アゼルバイジャン, アルメニア, オーストリア, バーレーン, ベルギー, ブルガリア, キプロス, エジプト, エクアドル, エルサルヴァドル, ギリシャ, ハンガリー, イタリア, ラオ人民民主主義共和国, ルクセンブルグ, ニカラグア, ナイジェリア, パキスタン, ポルトガル, スペイン, スウェーデン, タジキスタン, タイ, トルクメニスタン, ウクライナ, ヴェネズエラ, ボスニア・ヘルツェゴヴィナ, コーティヴォワール, エリトリア, エチオピア, アイスランド, アイルランド, リベリア, メキシコ, モンテネグロ, モルドヴァ共和国, ロシア連邦, セルビア, スロヴェニア, スワジランド, 旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国, ウガンダ

コンセンサスで決議案を採択

採択後ステートメント: 米国, グアテマラ, ジャマイカ

11月19日(月)午後 第40回会議

議事項目 69(a)(b)(継続)

決議の採択(継続)

10. 障害者権利条約及びその選択議定書(A/C.3/67/L.25)---PBIなし, (A/C.3/67/L.30)不適用

主提案国: ニューゼaland, メキシコ・スウェーデン

共同提案国: アフガニスタン, アルバニア, アルゼンチン, オーストラリア, オーストリア, ベルギー, ボスニア・ヘルツェゴヴィナ, ブルガリア, カナダ, チェコ共和国, デンマーク, ドミニカ共和国, エジプト, エストニア, フィンランド, フランス, ギリシャ, ギニアビサウ, ハンガリー,

アイスランド, イスラエル, イタリア, ジャマイカ, リトアニア, ルクセンブルグ, マレーシア, ミャンマー, オランダ, ニカラグア, ニジェール, ナイジェリア, パラグアイ, フィリピン, ポーランド, 韓国, スロヴェニア, 南アフリカ, スペイン, スワジランド, タイ, トルコ, ウガンダ, ウクライナ, ウルグアイ, アルメニア, オーストリア, バングラデシュ, ベリーズ, ブラジル, ブルンディ, ブルキナファソ, チリ, グアテマラ, キルギスタン, モンテネグロ, ナミビア, パプアにギニア, パナマ, ペルー, サンマリノ, セネルビア, スリナム, シエラレオネ, スロヴァキア, テュニジア

口頭で修正の決議案をコンセンサスで採択。

採択後ステートメント: 米国

11. 死刑利用の一時停止(A/C.3/67/L.44/Rev.1)---PBIなし

主提案国: クロアチア

追加共同提案国: ブルンディ, カンボディア, カーボヴェルデ, キルギスタン, マリ, モザンビーク, パラグアイ, ソマリア, 南アフリカ, マダガスカル, ロシア連邦, ルワンダ, トゥヴァル, ヴェネズエラ, ドミニカ共和国

ステートメント: エジプト, グレナダ, チリ

修正案(A/C.3/67/L.62)---PBIなし

主提案国: エジプト

共同提案国: アンティグア・バーブダ, ボツワナ, ブルネイ, エリトリア, クウェート, マレーシア, シンガポール, ヴェトナム, ウガンダ, スーダン

票決前ステートメント: シンガポール, パキスタン, ガボン, アルゼンチン, エジプト

賛成 63 票, 反対 84 票, 棄権 29 票で修正案を否決

票決後ステートメント: スーダン

修正案(A/C.3/67/L.63)---PBIなし

主提案国: シンガポール

共同提案国: アンティグア・バーブダ, ボツワナ, ブルネイ, 中国, エジプト, イラン・イスラム共和国, マレーシア, ウガンダ, ヴェトナム

票決前ステートメント: キプロス, エジプト, アルバニア, インド, パキスタン

賛成 61 票, 反対 83 票, 棄権 31 票で修正案を否決

修正案(A/C.3/67/L.64)---PBIなし

主提案国: アンティグア・バーブダ

共同提案国: ボツワナ, ブルネイ, エジプト, マレーシア, シンガポール, ウガンダ, ヴェトナム

票決前ステートメント：ブラジル，スイス
賛成 54 票，反対 80 票，棄権 37 票で修正案を
否決

修正案(A/C.3/67/L.65)---PBI なし

主提案国：トリニダード・トバゴ

共同提案国：アンティグア・バーブダ，ボツワ
ナ，ブルネイ，エジプト，マレーシア，シンガポ
ール，ウガンダ，ヴェトナム

票決前ステートメント：ボツワナ，ニュージ
ーランド，メキシコ，エジプト

賛成 53 票，反対 86 票，棄権 35 票で修正案を
否決

修正案(A/C.3/67/L.66)---PBI なし

主提案国：ボツワナ

共同提案国：アンティグア・バーブダ，エジプ
ト，マレーシア，シンガポール，ウガンダ，ヴェ
トナム，ブルネイ

票決前ステートメント：インド，エジプト，セ
ルビア，ミクロネシア

賛成 55 票，反対 85 票，棄権 35 票で修正案を
否決

票決後ステートメント：ボツワナ

決議案(A/C.3/67/L.44/Rev.1)全体の票決

票決前ステートメント：クロアチア，インド，
パプアニューギニア，シリア・アラブ共和国，ヴ
ェトナム，シンガポール，スーダン

賛成 110 票，反対 39 票，棄権 36 票で決議案を
採択

票決後ステートメント：マレーシア，インドネ
シア，バングラデシュ，スリナム，日本，モロッ
コ，キューバ，エジプト，米国，ボツワナ

作業組織

議長(スリナム)ステートメント

11月20日(火)午前 第41回会議

議事項目 27, 62, 67(a)(b), 68, 69(b)64(継続)

決議案の紹介(継続)

39. 高齢者の権利と尊厳を推進・保護する包括的
で統合された国際法文書に向けて(A/C.3/67/L.9/
Rev.1)

主提案国：エルサルヴァドル

共同提案国：ボリヴィア，ブラジル，チリ，ド
ミニカ共和国，エクアドル，赤道ギニア，エリト
リア，ホンデュラス，メキシコ，ニカラグア，キ
ューバ，グアテマラ，マリ，パラグアイ

40. アフリカの難民・帰還民・避難民への支援(A/
C.3/67/L.61)

主提案国：リベリア，カーボヴェルデ(アフリカ
諸国グループを代表)

41. ナチズムの称賛：現代の形態の人種主義・人種
差別・外国人排斥・関連する不寛容を煽るある慣
行の非許容性(A/C.3/67/L.55)

主提案国：ロシア連邦

共同提案国：ベラルーシ，ボリヴィア，コーテ
ィヴォワール，キューバ，朝鮮民主人民共和国，
エリトリア，エチオピア，ガボン，ギニア，カザ
フスタン，ラオ人民民主主義共和国，レバノン，
ミャンマー，ナミビア，ニカラグア，ニジェール，
ナイジェリア，パキスタン，セイシェル，スリラ
ンカ，スーダン，シリア・アラブ共和国，タジキ
スタン，トルクメニスタン，ウガンダ，ウズベキ
スタン，ヴェネズエラ，ヴェトナム，ジンバブエ，
バングラデシュ，ベナン，イラン・イスラム共和
国，キルギスタン，モーリタニア，赤道ギニア，
南スーダン

42. 人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する
不寛容の全面撤廃のための世界的努力とダーバン
宣言と行動計画の包括的实施とフォローアップ
(A/C.3/67/L.56)

主提案国：アルジェリア(G77/中国)を代表

43. 人権を侵害し，民族自決権の行使を妨げる手
段としての傭兵の使用(A/C.3/67/L.58)

主提案国：キューバ

共同提案国：アルジェリア，ベナン，ボリヴィ
ア，ブラジル，ブルンディ，中国，コモロ，コー
ティヴォワール，朝鮮民主人民共和国，エクアド
ル，エリトリア，エチオピア，イラン・イスラム
共和国，ラオ人民民主主義共和国，ニカラグア，
ロシア連邦，セントヴィンセント・グレナディー
ン，南アフリカ，スリランカ，スワジランド，シ
リア・アラブ共和国，ヴェネズエラ，ドミニカ共
和国，エジプト，赤道ギニア，インド，セネガル，
南スーダン

44. 子どもの権利委員会(A/C.3/67/L.35)

主提案国：コスタリカ，リヒテンシュタイン，
ニューージーランド，アルゼンチン，ベナン，チリ，
クロアチア，デンマーク，ドミニカ共和国，エク
アドル，グアテマラ，ハイティ，アイスランド，
イタリア，ヨルダン，ケニア，マラウイ，モンテ
ネグロ，ナイジェリア，ノルウェー，パナマ，パ

ラグアイ、スウェーデン、タイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ウルグアイ、アルメニア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、コーティヴォワール、エルサルヴァドル、赤道ギニア、ハンガリー、マリ、ナミビア、韓国、セルビア、南スーダン、トルコ、ザンビア

45. 行方不明の人々(A/C.3/67/L.46)

主提案国: アゼルバイジャン

共同提案国: スイス、ウクライナ、米国、ウズベキスタン、アルゼンチン、ベナン、チリ、コーティヴォワール、エチオピア、フィジー、ガボン、グアテマラ、イスラエル、カザフスタン、マダガスカル、ナイジェリア、パナマ、サウディアラビア、ソマリア、ウガンダ、アルバニア、アルメニア、グルジア、ヨルダン、キルギスタン、セネガル、南スーダン、テュニジア

46. 宗教または信念の自由(A/C.3/67/L.48)

主提案国: キプロス

共同提案国: アルバニア、アンドラ、アルゼンチン、オーストリア、ベルギー、ベナン、ブラジル、ブルガリア、カナダ、クロアチア、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、グアテマラ、ハンガリー、アイスランド、イスラエル、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モンテネグロ、オランダ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、英国、米国、オーストラリア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、アイスランド、ノルウェー、サンマリノ、アルメニア、ブルンディ、ドミニカ共和国、グルジア、マリ、モナコ、フィリピン、韓国、セネガル、南スーダン

決議の採択(継続)

12. 人権理事会報告書(A/C.3/67/L.59)---PBI なし

主提案国: カーボヴェルデ

決議案を口頭で修正

ステートメント: シリア・アラブ共和国

次回会議まで検討を延期

12. 国際人種差別撤廃条約(A/C.3/67/L.57)---PBI なし

主提案国: ベルギー

追加共同提案国: アゼルバイジャン、ボリヴィア、ブラジル、中国、コーティヴォワール、ドミニカ共和国、エクアドル、赤道ギニア、ホンデ

ラス、インド、日本、キルギスタン、リベリア、ニカラグア、韓国、ウクライナ、英国、ヴェネズエラ、ヨルダン、東ティモール

口頭で修正の決議案をコンセンサスで採択

13. 人権の推進と保護におけるオンブズマン、調停者、措置の国内人権機関の役割(A/C.3/67/L.28)---PBI なし

主提案国: モロッコ

追加共同提案国: オーストラリア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、コスタリカ、クロアチア、ガボン、インド、イスラエル、モンゴル、南スーダン、ヴェネズエラ、アルゼンチン、アルメニア、アゼルバイジャン、ベリーズ、ブルンディ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、カザフスタテン、キルギスタン、レバノン、マルタ、モーリタニア、パプアニューギニア、韓国、南スーダン、ウクライナ、ウルグアイ

コンセンサスで決議案を採択

14. 司法行政における人権(A/C.3/67/L.34/Rev.1)---PBI あり

主提案国: オーストリア

追加共同提案国: ブラジル、チリ、コスタリカ、コーティヴォワール、アイスランド、イスラエル、ヨルダン、レバノン、パラグアイ、サンマリノ、ソマリア、タイ、ウルグアイ、ドミニカ共和国、エクアドル、ホンデュラス、インド、モンゴル、モロッコ、韓国、ウクライナ、マリ、フィリピン

中国は共同提案国ではない

コンセンサスで決議案を採択

採択後ステートメント: 米国

作業組織

議長(スリナム)ステートメント

11月20日(火)午後 第42回会議

議事項目 64, 69(b)(継続)

決議の採択(継続)

15. 人権理事会報告書(A/C.3/67/L.59)

主提案国: カーボヴェルデ(アフリカ諸国グループを代表)

口頭で修正の決議案をコンセンサスで採択

採択後ステートメント: シリア・アラブ共和国、キプロス(欧州連合を代表)、ベラルーシ、米国、イラン・イスラム共和国、イスラエル、スイス(アイスランド、リヒテンシュタイン、ニュージーランド、ノルウェーも代表)、コスタリカ、スリランカ、

カナダ

16. 司法外・即決・恣意的刑の執行(A/C.3/67/L.36)---PBI なし

主提案国: スウェーデン

追加共同提案国: アルメニア, コスタリカ, エクアドル, マルタ, オランダ, 韓国, スペイン, 東ティモール, ウクライナ, ヴェネズエラ,

修正案(A/C.3/67/L.67)---PBI なし

主提案国: シンガポール

共同提案国: ボツワナ, ブルネイ, 中国, イラン・イスラム共和国, ラオ人民民主主義共和国, マレーシア, ウガンダ, ヴェトナム

票決前ステートメント: スーダン(アラブ・グループを代表), スウェーデン, トリニダード・トバゴ, スイス, ノルウェー

賛成 50 票, 反対 78 票, 棄権 38 票で修正案を否決

修正案(A/C.3/67/L.68)---PBI なし

主提案国: アラブ首長国連邦(イスラム協力団体を代表)

票決前ステートメント: スウェーデン, アイルランド, 米国, ブラジル, 南アフリカ

賛成 44 票, 反対 86 票, 棄権 31 票で修正案を否決

決議案全体(A/C.3/67/L.36)

票決前ステートメント: スウェーデン, イラン・イスラム共和国, 南アフリカ, トリニダード・トバゴ, シンガポール, エジプト, グレナダ

賛成 108 票, 反対 1 票, 棄権 65 票で決議案を採択

票決後ステートメント: トリニダード・トバゴ, インド, ジャマイカ, 米国, 日本, 中国, ブルネイ

17. 拷問禁止委員会(A/C.3/67/L.45)---PBI あり(A/C.3/67/L.60)

主提案国: デンマーク

追加共同提案国: アルゼンチン, アルメニア, ベルギー, ベナン, ボリヴィア, ブラジル, ブルガリア, ドミニカ共和国, エクアドル, ホンデュラス, ハンガリー, アイスランド, アイルランド, イスラエル, イタリア, マルタ, オランダ, ペルー, 韓国, モルドヴァ共和国, ルーマニア, セルビア, スロヴァキア, スロヴェニア, ウルグアイ, ヴェネズエラ, ボスニア・ヘルツェゴヴィナ, グルジア, キルギスタン, ウクライナ

口頭で修正の決議案をコンセンサスで採択

採択後ステートメント: 米国, 英国(日本も代表), 日本

作業組織

議長(スリナム)ステートメント

11月26日(月)午前 第43回会議

議事項目 69(b)(c), 28(a)66(b), 67(a)(継続)

決議の採択(継続)

18. ミャンマーの人権状況(A/C.3/67/L.49/Rev.1)---PBI あり(A/C.3/67/L.70)

主提案国: キプロス(欧州連合を代表)

追加共同提案国: オーストラリア, カナダ, アイスランド, イスラエル, ノルウェー, スイス, リヒテンシュタイン

採択前ステートメント: カタール, セネガル, トルコ

コンセンサスで決議案を採択

採択後ステートメント: ミャンマー, 米国, イラン・イスラム共和国, カンボディア, カナダ, エジプト, シンガポール, インド, 日本, インドネシア, カメルーン, ラオ人民民主主義共和国, オーストラリア, 中国, ヴェネズエラ, タイ, アラブ首長国連邦(イスラム協力団体を代表), キューバ, イスラエル, 韓国, ニカラグア, ボリヴィア, エクアドル

日本のステートメント: 日本政府は、民主化と国内の和解において遂げられた進歩を認めて、今日の決議のコンセンサスに加わった。同時にさらに前進する手段を取るようミャンマーを奨励することが重要である。国際的取り組みは、対話と協力でなければならない。ミャンマー政府が、さらに建設的措置を取るよう希望する。世界が監視しており、日本は、進歩を遂げる際にミャンマー政府を支援し続けるつもりである。

決議案の紹介(継続)

47. 人権と極貧(A/C.3/67/L.32/Rev.1)

主提案国: ペルー

共同提案国: アルゼンチン, オーストラリア, ベルギー, チリ, コロンビア, コスタリカ, キューバ, ドミニカ共和国, エルサルヴァドル, グアテマラ, アイスランド, ケニア, メキシコ, モナコ, パナマ, パラグアイ, フィリピン, タイ, ウルグアイ, フィンランド, ニューージーランド, 韓国, トルコ, アルジェリア, アンドラ, アンティグア・バーブダ, アルメニア, オーストリア, ベラルーシ, ボリヴィア, ボスニア・ヘルツェゴヴィナ, ブルガリア, ブルキナファソ, キプロス, エクアドル, エジプト, エストニア, エチオピア, フランス, ハイティ, ハンガリー, インド, アイ

ルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、キルギスタン、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マダガスカル、マリ、モーリタニア、モンゴル、モンテネグロ、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ノルウェー、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ロシア連邦、サンマリノ、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、南スーダン、スウェーデン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、東ティモール、ヴェネズエラ

48. 移動者の人権(A/C.3/67/L.40)

主提案国: メキシコ

共同提案国: アルゼンチン、チリ、グアテマラ、ボリヴィア、エクアドル、エルサルヴァドル、インド、ナイジェリア、テュニジア、トルコ、ウルグアイ、アルジェリア、アンゴラ、アルメニア、バングラデシュ、ブルキナファソ、コロンビア、コスタリカ、コートジボワール、エチオピア、ハイティ、ホンデュラス、インドネシア、キルギスタン、マリ、モーリシャス、モロッコ、ニカラグア、パラグアイ、フィリピン、セネガル、ソマリア、南スーダン、タジキスタン、テュニジア、ウガンダ、ウルグアイ

49. 不寛容、否定的ステレオタイプ、汚名、差別、暴力のそそのかし、宗教または信念に基づく人に対する暴力との闘い(A/C.3/67/L.47)

主提案国: アラブ首長国連邦(イスラム協力団体を代表)

共同提案国: ドミニカ共和国

決議の採択(継続)

19. 女性性器切除の撤廃のための世界的努力の強化(A/C.3/67/L.21/Rev.1)---PBI なし

主提案国: カメルーン(アフリカ諸国グループを代表)

追加共同提案国: アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブルガリア、キプロス、デンマーク、エストニア、フィンランド、ドイツ、アイスランド、イスラエル、イタリア、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、モナコ、オランダ、ニュージーランド、ポーランド、ポルトガル、スロヴェニア、スウェーデン、スイス、英国、米国、アンドラ、チリ、コスタリカ、キューバ、千枝子共和国、フランス、ギリシャ、グレナダ、ハンガリー、アイスランド、日本、リヒテンシュタイン、マルタ、ペルー、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、韓国、スペイン、トルコアルバニア、オーストリア、ボリヴィア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、クロアチア、ドミニカ共和国、グルジア、グレナダ、ハイティ、ヨルダン、レバノン、モン

テネグロ、ノルウェー、パナマ、パラグアイ、フィリピン、ルーマニア、モルドヴァ共和国、サンマリノ、セルビア、スロヴァキア、東ティモール、ウクライナ、ウルグアイ

採択前ステートメント: キプロス(欧州連合、加入国クロアチア、候補国旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国・モンテネグロ・アイスランド・セルビア、候補可能安定連合プロセス国アルバニア・ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、EFTA 国リヒテンシュタインを代表)、イタリア、ケニア、ホーリーシー

コンセンサスで決議案を採択
(決議内容は別紙)

作業組織

議長(スリナム)ステートメント

11月26日(月)午後 第44回会議

議事項目 28(a), 69(b), 104(継続)

決議の採択(継続)

20. 産科フィステュラをなくす努力の支援(A/C.3/67/L.22/Rev.1)---PBI なし

主提案国、セネガル、カメルーン(アフリカ諸国グループを代表)

共同提案国: アフガニスタン、アルゼンチン、アルメニア、バングラデシュ、ベリーズ、ブータン、ボリヴィア、ブラジル、ブルガリア、中国、キューバ、朝鮮民主人民共和国、ドミニカ共和国、エルサルヴァドル、フィジー、グルジア、ドイツ、グレナダ、グアテマラ、グアイアナ、ハイティ、インド、インドネシア、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、ヨルダン、カザフスタン、マレーシア、モーリシャス、ミクロネシア、モナコ、モンゴル、ミャンマー、ネパール、ニュージーランド、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、フィリピン、ポルトガル、韓国、ロシア連邦、セントキッツ・ネヴィス、セントルシア、セントヴィンセント・グレナディーン、サウディアラビア、シンガポール、スリナム、タジキスタン、タイ、東ティモール、トルコ、ウルグアイ、ウズベキスタン、ヴァヌアトゥ、ヴェトナム、イエメン、アルバニア、アンドラ、アンティグア・バ

ーブダ, オーストラリア, オーストリア, アゼルバイジャン, バハマ, バルバドス, ベラルーシ, ベルギー, ボスニア・ヘルツェゴヴィナ, カンボディア, カナダ, コロンビア, クロアチア, キプロス, チェコ共和国, デンマーク, ドミニカ, エクアドル, エストニア, フィンランド, フランス, ギリシャ, ハンガリー, アイスランド, キルギスタン, ラトヴィア, レバノン, リヒテンシュタイン, リトアニア, ルクセンブルグ, メキシコ, モンテネグロ, オランダ, ノルウェー, パキスタン, ーランド, モルドヴァ共和国, ルーマニア, サモア, サンマリノ, セルビア, スロヴァキア, スロヴェニア, ソロモン諸島, スペイン, スウェーデン, スイス, 旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国, 英国, 米国, ヴェネズエラ, マルタ

採択前ステートメント: ペルー

コンセンサスで決議案を採択

採択後ステートメント: デンマーク, ケニア, チリ, ホーリーシー

(決議内容は別紙)

21. 人権分野における国際協力の強化(A/C.3/67/L.37)---PBI なし

主提案国: キューバ(非同盟運動諸国を代表)

共同提案国: エルサルヴァドル

口頭で修正の決議案をコンセンサスで採択

採択後ステートメント: 米国

22. 人権と一方的強制措置(A/C.3/67/L.38)---PBI なし

主提案国: キューバ(非同盟運動諸国を代表)

共同提案国: 中国

賛成 115 票, 反対 52 票, 棄権 2 票で決議案を採択

採択後ステートメント: マラウイ, スーダン

23. 強制失踪からのすべての人々の保護のための国際条約(A/C.3/67/L.53)---PBI なし

主提案国: フランス, アルゼンチン

追加共同提案国: アゼルバイジャン, ベリーズ, カメルーン, カナダ, エリトリア, ガボン, グレナダ, インド, カザフスタン, マリ, モンゴル, ニュージーランド, セントヴィンセント・グレナディーン, スイス, ウガンダ, コモロ, グレナダ, ニカラグア, ニジェール, トーゴ, ザンビア

コンセンサスで決議案を採択

24. 国連犯罪防止・刑事司法プログラム, 特にそ

の技術協力能力の強化(A/C.3/67/L.15/Rev.1)---PBI なし

主提案国: イタリア

共同提案国: アフガニスタン, アルバニア, アルジェリア, アンドラ, アンゴラ, アンティグア・バーブダ, アルゼンチン, アルメニア, オーストリア, バハマ, バルバドス, ベラルーシ, ベルギー, ベリーズ, ベナン, ブルガリア, カメルーン, チリ, 中国, コロンビア, コスタリカ, コーティヴオワール, クロアチア, キプロス, チェコ共和国, デンマーク, ドミニカ, エジプト, エリトリア, エストニア, エチオピア, フィンランド, フランス, ガボン, ドイツ, ギリシャ, グレナダ, グアテマラ, グァイアナ, ハイティ, ホンデュラス, ハンガリー, アイスランド, アイルランド, イスラエル, ジャマイカ, 日本, ヨルダン, カザフスタン, ケニア, キルギスタン, ラトヴィア, レバノン, リヒテンシュタイン, リトアニア, ルクセンブルグ, マダガスカル, マラウイ, マルタ, メキシコ, ミクロネシア, モンゴル, モンテネグロ, モロッコ, ナミビア, オランダ, ニュージーランド, ノルウェー, パナマ, パラグアイ, ペルー, フィリピン, ポーランド, ポルトガル, 韓国, モルドヴァ共和国, ルーマニア, ロシア連邦, セントキッツ・ネヴィス, セントルシア, セントヴィンセント・グレナディーン, サンマリノ, セルビア, スロヴァキア, スロヴェニア, スペイン, スリナム, スワジランド, スウェーデン, スイス, タイ, トリニダード・トバゴ, テュニジア, トルコ, ウクライナ, 英国, 米国, ウルグアイ, オーストリア, アゼルバイジャン, ブルキナファソ, ドミニカ共和国, エクアドル, エルサルヴァドル, ガンビア, グルジア, ガーナ, インド, ラ, リベリア, マレーシア, マリ, パプアニューギニア, カタール, 南スーダン, 旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国, カザフスタン

コンセンサスで決議案を採択

採択後ステートメント: ヴェネズエラ

25. 犯罪防止・犯人の取り扱いのための国連アフリカ研究所(A/C.3/67/L.17/Rev.2)---PBI あり

主提案国: カメルーン, ウガンダ(アフリカ諸国を代表)

共同提案国: ニュージーランド, セントルシア, セントヴィンセント・グレナディーン, グアテマラ

コンセンサスで決議案を採択

26. 世界麻薬問題に対する国際協力(A/C.3/67/L.14/Rev.2)---PBI あり

主提案国: /メキシコ

追加共同提案国: アフガニスタン, オーストラリア, ベリーズ, ベラルーシ, エルサルヴァドル, エリトリア, ハイティ, ホンデュラス, ラオ人民民主主義共和国, マリ, モンゴル, フィリピン, テュニジア, ウクライナ, アルバニア, オーストリア, ベルギー, ベナン, ボスニア・ヘルツェゴヴィナ, ブルキナファソ, 中国, コーティヴウォール, キプロス, ドミニカ, ドミニカ共和国, エクアドル, ギリシャ, グレナダ, アイルランド, イスラエル, イタリア, 日本, リヒテンシュタイン, マレーシア, モンテネグロ, ミャンマー, ニュージーランド, ナイジェリア, パラグアイ, ペルー, 韓国, セントルシア, セントヴィンセント・グレナディーン, スペイン, スウェーデン, トリニダード・トバゴ, 英国, 米国
コンセンサスで決議案を採択

作業組織

議長(スリナム)ステートメント

11月27日(火)午前 第45回会議

議事項目 69(c)(継続)

決議の採択(継続)

27. 朝鮮民主人民共和国の人権状況(A/C.3/67/L.50)---PBI なし

主提案国: キプロス

追加共同提案国: チリ, ナウル

採択前ステートメント: 朝鮮民主人民共和国, 中国, キューバ, 日本, ロシア連邦, ナイジェリア, ニカラグア, シリア・アラブ共和国, ヴェネズエラ, イラン・イスラム共和国

日本のステートメント: 国連は、首尾一貫して朝鮮民主人民共和国の人権状況について重大な懸念を表明してきた。人権問題は、建設的な対話を通して対処されなければならないが、このようなテキストの採択を通して朝鮮民主人民共和国にその状況を改善するよう要請することがまだ必要である。特別報告者が述べたように、この国は2000年の普遍的定期的審査の167の勧告のいずれも受け入れておらず、特別報告者と協力することに対するこの国の全体的な拒否について深く懸念している。国連人権メカニズムとの協力の拒絶に深く失望している。

拉致の問題に関しては、日本政府が拉致被害者であることを明らかにした17名の日本人学生の

うち、12名がまだ母国に帰っていない。拉致の疑惑を否定できないその他の事例もある。平壤宣言に沿って、日本は、拉致問題を含め、未決の問題の解決を求め続けるつもりであり、この点で朝鮮民主人民共和国に支援を求める。すべての代表団が本日のテキストを支援し、朝鮮民主人民共和国が国際社会によって表明された懸念に応えるよう求める。

トルコ共同提案国を辞退

コンセンサスで決議案を採択

採択後ステートメント: 朝鮮民主人民共和国, カナダ, ラオ人民民主主義共和国, シンガポール, ブラジル, 中国, エクアドル, ボリヴィア, キューバ, ヴェネズエラ

28. イラン・イスラム共和国の人権状況(A/C.3/67/L.51)---PBI なし

主提案国: カナダ

追加共同提案国: アルバニア

票決前ステートメント: ウルグアイ, カザフスタン(イスラム協力団体を代表), 朝鮮民主人民共和国, イラン・イスラム共和国, ヴェネズエラ, キューバ, シリア・アラブ共和国, エクアドル, ベラルーシ, ボリヴィア

賛成 83 票, 反対 31 票, 棄権 68 票で決議案を採択

票決後ステートメント: インドネシア, ブラジル, 中国, 日本, ニジェール, ソマリア

日本のステートメント: イランでは多くの人権の改善が必要であるという根拠で決議案に賛成票を投じた。他方、日本は、9月にイランとの対話を開催し、イランは人権条約機関に前向きに回答した。2010年の人権理事会からの123の勧告を実施するようイランを奨励する。

29. シリア・アラブ共和国の人権状況(A/C.3/67/L.52)---PBI なし

主提案国: カタール

追加共同提案国: リヒテンシュタイン, モーリタニア, ポルトガル, ヴァヌアトゥ

採択前ステートメント: シリア・アラブ共和国, ナイジェリア, ヴェネズエラ, イラン・イスラム共和国(非同盟運動を代表), パキスタン, 朝鮮民主人民共和国

南アフリカ共同提案国を辞退

賛成 132 票, 反対 12 票, 棄権 35 票で決議案を採択

採択後ステートメント: トルコ, ベラルーシ, イスラエル, キューバ, エクアドル, ジャマイカ, シリア・アラブ共和国, ブラジル, スイス, リヒテンシュタイン

作業組織

議長(スリナム)ステートメント

11月27日(火)午後 第46回会議

議事項目 69(c), 27(b), 28(a), 68(継続)

決議の採択(継続)

30. 2015年及びそれ以降に向けて障害者のためのミレニアム開発目標とその他の国際的に合意された開発目標の実現(A/C.3/67/L.10/Rev.1)---PBIあり

主提案国: フィリピン

追加共同提案国: アルゼンチン, オーストラリア, バングラデシュ, ベナン, ブルキナファソ, カメルーン, コロンビア, コンゴ, エクアドル, エジプト, エルサルヴァドル, グレナダ, グアテマラ, ホンデュラス, アイスランド, インドネシア, イスラエル, ヨルダン, マラウイ, パナマ, スワジランド, タイ, トルコ, アンドラ, アルメニア, オーストリア, ベルギー, ブルガリア, カナダ, コモロ, コスタリカ, クロアチア, キプロス, ちえうこ共和国, デンマーク, エリトリア, エストニア, エチオピア, フィンランド, フランス, ドイツ, ギリシャ, ハンガリー, インド, アイルランド, イタリア, 日本, ラトヴィア, レバノン, リトアニア, ルクセンブルグ, マルタ, メキシコ, モンゴル, オランダ, ニュージーランド, ノルウェー, パラグアイ, ペルー, ポーランド, ポルトガル, カタール, 韓国, ルーマニア, スロヴァキア, スロヴェニア, 南アフリカ, スペイン, スウェーデン, 旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国, 英国, 米国, ウルグアイ, アルバニア, アゼルバイジャン, ベラルーシ, ボリヴィア, ボスニア・ヘルツェゴヴィナ, チリ, コーティヴオワール, ドミニカ共和国, ガンビア, グルジア, ジャマイカ, キルギスタン, リベリア, マリ, モンテネグロ, ナミビア, ニカラグア, サンマリノ, セネガル, セルビア, 南スーダン, テュニジア, ウガンダ, ウクライナ

口頭で修正の決議案をコンセンサスで採択

31. 高齢者の権利と尊厳を推進・保護する包括的で統合された国際法文書に向けて(A/C.3/67/L.9/Rev.1)

主提案国: エルサルヴァドル

追加共同提案国: ベリーズ, コスタリカ, ドミニカ, ハイチ, パナマ, セネガル, 南アフリカ, スリランカ, トルクメニスタン, ヴェネズエラ,

ガボン

票決前ステートメント: スイス(ノルウェーも代表), 米国, キプロス(欧州連合を代表)

口頭で修正の決議案を賛成 53, 反対 3, 棄権 109で採択

票決後ステートメント: インド, 日本, シンガポール, パキスタン, 中国, アルゼンチン

日本のステートメント: 日本は票決を棄権した。この決議案は、加盟国による十分な討議なしに今後の法文書を決める前兆となる。

32. 女性に対するあらゆる形態の暴力を撤廃する努力の強化(A/C.3/67/L.19/Rev.1)---PBIなし

主提案国: フランス

追加共同提案国: アンドラ, アルゼンチン, アルメニア, オーストリア, ベルギー, ブルガリア, ブルキナファソ, カナダ, クロアチア, キプロス, チェコ共和国, デンマーク, エストニア, フィンランド, グルジア, ドイツ, ギリシャ, グアテマラ, ハンガリー, アイルランド, イタリア, ケニア, ラトヴィア, リベリア, リトアニア, ルクセンブルグ, マラウイ, マリ, マルタ, メキシコ, モナコ, モンゴル, モンテネグロ, ノルウェー, ペルー, ポーランド, ポルトガル, モルドヴァ共和国, ルーマニア, セルビア, スロヴァキア, スロヴェニア, 南アフリカ, スペイン, スウェーデン, タイ, 旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国, トルコ, 英国, アルジェリア, オーストラリア, アイスランド, インド, イスラエル, リヒテンシュタイン, モルディヴ, モロッコ, ニュージーランド, 韓国, スイス, 米国, アルバニア, アンティグア・バーブダ, バハマ, ベラルーシ, ベリーズ, ボスニア・ヘルツェゴヴィナ, コーティヴオワール, ドミニカ共和国, ガンビア, グレナダ, グアテマラ, ハイチ, ホンデュラス, カザフスタン, キルギスタン, レバノン, マダガスカル, マリ, モーリタニア, モンテネグロ, ニジェール, パナマ, パプアニューギニア, パラグアイ, フィリピン, サンマリノ, セネガル, 南スーダン, スリナム, スワジランド, トーゴ, テュニジア, トルクメニスタン, ウガンダ, ウクライナ, タンザニア連合共和国

採択前ステートメント: スーダン(アラブ・グループを代表)

口頭で修正の決議案をコンセンサスで採択

採択後ステートメント: チリ, パキスタン, 米国, ロシア連邦, ヴェネズエラ, ホーリーシー(決議内容は別紙)

33. 女性と女児の人身取引(A/C.3/67/L.20/Rev.1)---PBIなし

主提案国: フィリピン

共同提案国: アルメニア, ベラルーシ, ベナン, ブルキナファソ, ブルンディ, カメルーン, コンゴ, コスタリカ, エジプト, グアテマラ, ホンデュラス, アイスランド, インドネシア, イスラエル, ノルウェー, パプアニューギニア, タイ, 東ティモール, トルコ, アンドラ, オーストラリア, オーストリア, バーレーン, ベルギー, ボリヴィア, ブルガリア, カナダ, クロアチア, キプロス, チェコ共和国, デンマーク, エトスニア, エチオピア, フィンランド, フランス, ドイツ, ギリシャ, グレナダ, ハンガリー, インド, アイルランド, イタリア, ラトヴィア, レバノン, リトアニア, ルクセンブルグ, マルタ, メキシコ, オランダ, ニュージーランド, ニジェール, パラグアイ, ペルー, ポーランド, ポルトガル, カタール, 韓国, モル根ドヴァ共和国, ルーマニア, スロヴァキア, スロヴェニア, スペイン, スウェーデン, 旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国, トーゴ, 英国, タンザニア連合共和国, 米国

コンセンサスで決議案を採択
(決議内容は別紙)

34. パレスチナ人の民族自決権(A/C.3/67/L.54)---PBI なし

主提案国: エジプト

追加共同提案国: ベリーズ, ベラルーシ, チリ, コンゴ, クロアチア, チェコ共和国, ドイツ, ガーナ, グレナダ, ギニアビサウ, キルギスタン, ラトヴィア, リベリア, モーリシャス, モザンビーク, オランダ, パラグアイ, セイシェル, シエラレオネ, タジキスタン, 東ティモール, タンザニア連合共和国, ウクライナ, バルバドス, グアイアナ, コンゴ民主共和国

票決前ステートメント: イスラエル, アルゼンチン, ブラジル, 英国

賛成 173 票, 反対 6 票, 棄権 3 票で決議案を採択

採択後ステートメント: アルゼンチン, ブラジル, 英国, パレスチナ, アフガニスタン

作業組織

議長(スリナム)ステートメント

11月28日(水)午前 第47回会議

議事項目 27(a) (b)(c), 28(b), 62, 65(a), 68, 69(b)(継続)

決議の採択(継続)

35. 社会開発世界首脳会合と第24回特別総会成果の実施(A/C.3/67/L.11/Rev.1)---PBI なし

主提案国: アルジェリア

共同提案国: トルコ, キプロス, ドイツ, ギリシャ, アイルランド, イタリア, ルクセンブルグ, メキシコ, ポルトガル, 英国, ベラルーシ, カザフスタン, キルギスタン, 韓国, セルビア, 南スーダン, 旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国

口頭で修正の決議案をコンセンサスで採択
採択後ステートメント: 米国

36. 来る10年間のヴォランティア活動の統合(A/C.3/67/L.8/Rev.1)---PBI なし

主提案国: 日本, ブラジル

共同提案国: チリ, エルサルヴァドル, アイスランド, グアテマラ, イスラエル, ヨルダン, マレーシア, ニュージーランド, パナマ, タイ, オーストラリア, オーストリア, ベルギー, ブルガリア, カナダ, チリ, コスタリカ, キプロス, チェコ共和国, デンマーク, エストニア, フィンランド, フランス, ドイツ, ギリシャ, ハンガリー, インド, アイルランド, イタリア, ラトヴィア, リトアニア, ルクセンブルグ, マルタ, メキシコ, オランダ, ノルウェー, ポーランド, ポルトガル, 韓国, ルーマニア, スロヴァキア, スロヴェニア, スペイン, スウェーデン, 旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国, 英国, アルバニア, アンドラ, アルゼンチン, ポスにユア・ヘルツェゴヴィナ, ブルキナファソ, コロンビア, クロアチア, ドミニカ共和国, エジプト, ハイティ, ジャマイカ, レバノン, マダガスカル, マラウイ, マリ, モナコ, モンテネグロ, フィリピン, モルドヴァ共和国, サンマリノ, セルビア, 南スーダン, テュニジア, ウクライナ

採択前ステートメント: キューバ, ヴェネズエラ, ジャマイカ

口頭で修正の決議案をコンセンサスで採択
採択後ステートメント: ロシア連邦,

37. 国際家族年20周年遵守のための準備(A/C.3/67/L.12/Rev.1)

主提案国: アルジェリア(G77/中国を代表)

共同提案国: トルコ, アゼルバイジャン, ベラルーシ, カザフスタン, キルギスタン, ロシア連邦, ウズベキスタン

コンセンサスで決議案を採択

採択後ステートメント: キプロス(欧州連合を代表), 米国

38. 第2回高齢者問題世界会議のフォローアップ(A/C.3/67/L.13/Rev.1)---PBI なし

主提案国: アルジェリア(G77/中国を代表)

共同提案国: アンドラ, オーストリア, ベルギー, カナダ, キプロス, チェコ共和国, デンマーク, エストニア, フィンランド, フランス, ドイツ, ギリシャ, アイルランド, イタリア, ラトヴィア, リトアニア, ルクセンブルグ, マルタ, メキシコ, オランダ, ニュージーランド, ポルトガル, ルーマニア, スロヴェニア, スペイン, スウェーデン, 旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国, トルコ, 米国, アルバニア, アゼルバイジャン, ベラルーシ, ボスニア・ヘルツェゴヴィナ, ブルガリア, クロアチア, ハンガリー, アイスランド, イスラエル, キルギスタン, モナコ, モンテネグロ, ポーランド, 韓国, モルドヴァ共和国, サンマリノ, セルビア, スロヴァキア, ウクライナ, 英国

口頭で修正の決議案をコンセンサスで採択

39. 第4回世界女性会議のフォローアップ及び北京宣言と行動綱領, 第23回特別総会成果の完全実施(A/C.3/67/L.71)---PBI なし

提案者: His Excellency Henry Mac-Donald 議長(スリナム)

決議案ファシリテーターとして Ms. Dragana Scepanovic 副議長(モンテネグロ)ステートメント
コンセンサスで決議案を採択

採択後ステートメント: アルジェリア(G77/中国を代表)

(決議内容は別紙)

口頭による決定

1. 委員会は議長の提案により, 文書 A/67/38 及び A/67/227 に留意する。

決議の採択(継続)

40. アフリカの難民・帰還民・避難民への支援(A/C.3/67/L.61)---PBI なし

主提案国: カーボヴェルデ, リベリア(アフリカ諸国を代表)

共同提案国: オーストラリア, チリ, クロアチア, ギリシャ, ハイティ, ホンデュラス, アイスランド, アイルランド, イタリア, オーストリア, ベルギー, ボスニア・ヘルツェゴヴィナ, ブルガリア, コスタリカ, エストニア, フィンランド, グルジア, リトアニア, ルクセンブルグ, メキシコ, モルドヴァ共和国, モンテネグロ, ポーランド, ポルトガル, ルーマニア, セルビア, スロヴェニア, スウェーデン, 旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国, トルコ, 英国

口頭で修正の決議案をコンセンサスで採択

採択後ステートメント: キプロス(欧州連合を代

表)

41. 子どもの権利(A/C.3/67/L.23/Rev.1)---PBI あり

主提案国: ウルグアイ

決議案採択を次回会議まで延期

42. 人権を侵害し民族自決権の行使を妨げる手段としての傭兵の使用(A/C.3/67/L.58)---PBI なし

主提案国: キューバ

共同提案国: ベラルーシ, コンゴ, ガーナ, レソト, マダガスカル, マレーシア, ナミビア, ニジェール, ナイジェリア, パキスタン, ペルー, スーダン, タンザニア連合共和国, ウルグアイ, ヴァヌアトウ, ヴェトナム, ジンバブエ, ドミニカ共和国, ガンビア, モーリタニア, ソマリア, ウガンダ

票決前ステートメント: キプロス(欧州連合を代表)

賛成 122 票, 反対 52 票, 棄権 5 票で決議案を採択

採択後ステートメント: アルゼンチン, 英国

43. 南西アジア・アラブ地域国連人権訓練・文書化センター(A/C.3/67/L.27/Rev.1)---PBI あり

主提案国: カタール

共同提案国: アゼルバイジャン, バーレーン, エジプト, グレナダ, ヨルダン, クウェート, リビア, モーリタニア, モロッコ, オマーン, セントヴィンセント・グレナディーン, サウディアラビア, スーダン, テュニジア, トルコ, アラブ首長国連邦, イェーメン, カメルーン, コモロ, フィリピン, ソマリア

票決前ステートメント: シリア・アラブ共和国, 米国

賛成 149 票, 反対 1 票, 棄権 17 票で決議案を採択

採択後ステートメント: キプロス(欧州連合を代表), 日本, インドネシア

日本のステートメント: 日本政府は, この地域のセンターの役割を認めているが, 票決には棄権した。日本は通常予算の使用に用心しており, 通常予算ではなく任意の寄付が検討されるべきである。

44. 人権と極貧(A/C.3/67/L.32/Rev.1)---PBI なし

主提案国: ペルー

追加共同提案国: 中国, クロアチア, チェコ共和国, デンマーク, ドイツ, ギリシャ, 日本, ラトヴィア, マルタ, ポーランド, ルーマニア, サウディアラビア, スペイン, 英国, アルバニア,

アンドラ、アンティグア・バーブダ、アルメニア、オーストラリア、アゼルバイジャン、バングラデシュ、ベラルーシ、ベナン、ブルンディ、カメルーン、コモロ、コート・ド'イボワール、エクアドル、ガンビア、グルジア、ガーナ、グレナダ、ホンデュラス、リベリア、マレーシア、セントキッツ・ネヴィス、セネガル、シエラレオネ、南アフリカ、スリナム、チュニジア、ウクライナ

コンセンサスで決議案を採択

採択後ステートメント：米国、チリ

45. グローバル化とそれがすべての人権の完全享有に与えるインパクト(A/C.3/67/L.33)---PBI なし

主提案国：エジプト

追加共同提案国：アンゴラ、コンゴ、インド、モータニア、セント・ルシア、トーゴ、ルワンダ、ザンビア、ドミニカ共和国、ガンビア、ドミニカ共和国、フィリピン

票決前ステートメント：キプロス(欧州連合を代表)

賛成 128 票、反対 53 票、棄権 0 票で決議案を採択。

46. 開発への権利(A/C.3/67/L.39)---PBI なし

主提案国：キューバ(非同盟諸国運動を代表)

共同提案国：中国、エルサルヴァドル、セネガル

票決前ステートメント：米国、イラン・イスラム共和国

口頭で修正の決議案を賛成 147 票、反対 4 票、棄権 29 票で採択

票決後ステートメント：カナダ、英国

作業組織

議長(スリナム)ステートメント

11月28日(水)午後 第48回会議

議事項目 65, 67(b), 69, ,103, 131, 116,(継続)

決議の採択(継続)

47. 子どもの権利(A/C.3/67/L.23/Rev.1)---PBI あり

主提案国：ウルグアイ

追加共同提案国：アルバニア、アンドラ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルキナファソ、クロアチア、グルジア、アイスランド、ヨルダン、キルギスタン、マラウイ、マリ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、ニジェール、モルドヴァ共和国、サンマリノ、セネガル、セルビア、旧ユーゴスラ

ヴ・マケドニア共和国、オーストラリア、日本、モルディヴ、ニュージーランド、ノルウェー、韓国、ウクライナ、アンゴラ、アルメニア、ベラルーシ、ベナン、コート・ド'イボワール、カザフスタン、レバノン、リベリア、リヒテンシュタイン、マダガスカル、マリ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、パプアニューギニア、フィリピン、ルワンダ、スワジランド、タジキスタン、トーゴ、ウガンダ、タンザニア連合共和国、ザンビア

口頭で修正の決議案をコンセンサスで採択

採択後ステートメント：米国、カナダ、ロシア連邦、ホーリーシー

口頭での決定(継続)

2. 議長提案に基づき、委員会は、文書 A/67/41 及び A/67/291 に留意することを決定

決議の採択(継続)

48. 人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容の全面的撤廃とダーバン宣言と行動計画のフォローアップの包括的実施のための世界的努力(A/C.3/67/L.56/Rev.1)---PBI なし

主提案国：アルジェリア(G77/中国を代表)

共同提案国：ロシア連邦

票決前ステートメント：イスラエル、アルジェリア、ノルウェー(アイスランド・リヒテンシュタイン・スイスも代表)、米国、キプロス(欧州連合を代表)

口頭で修正の決議案を賛成 126 票、反対 6 票、棄権 47 票で採択

票決後ステートメント：メキシコ、チェコ共和国、ウガンダ

口頭による決定(継続)

3. 議長提案により、委員会は文書 A/67/325 及び A/67/326 に留意することを決定

決議の採択(継続)

49. 子どもの権利委員会(A/C.3/67/L.35)---PBI あり(A/C.3/67/L.69)

主提案国：コスタリカ

追加共同提案国：アルバニア、オーストリア、ブラジル、ブルガリア、フィンランド、フランス、ホンデュラス、アイルランド、イスラエル、リベリア、ルクセンブルグ、マルタ、ペルー、ポーランド、セネガル、スロヴァキア、スイス、タンザニア連合共和国、トーゴ、アルメニア、アゼルバイジャン、ブルキナファソ、キプロス、ドミニカ共和国、レバノン、リトアニア、マダガスカル、モロッコ、オランダ、ナイジェリア、ポルトガル、チュニジア、ウクライナ

決議案修正のため文書 A/C.3/67/L.69 に含まれている BPI は適用できないことが発表される

口頭で修正の決議案をコンセンサスで採択

採択後ステートメント: ロシア連邦, 日本, 英国, 米国

日本のステートメント: 委員会は大きな積み残しに直面しており, そのために日本政府はコンセンサスに加わった。しかし, テキストが遅い段階で出され, 討議の機会がほとんどなかったことを残念に思う。積み残しの問題には長期的解決策を探ることが重要である。

50. 移動者の保護(A/C.3/67/L.40/Rev.1)---PBI なし

主提案国: メキシコ

追加共同提案国: エクアドル, インドネシア, トルコ, ウルグアイ, ブラジル, ペルー, ポルトガル, アンゴラ, アルメニア, バングラデシュ, ベラルーシ, ブルキナファソ, エジプト, ニカラグア, フィリピン, テュニジア, ウガンダ

口頭で修正の決議案をコンセンサスで採択

51. 万人によるすべての人権の完全享受のための重要な要件としての平和の推進(A/C.3/67/L.41)---PBI なし

主提案国: キューバ

追加共同提案国: バングラデシュ, ベナン, ブルンディ, カメルーン, コモロ, コンゴ, コーティヴウォール, 朝鮮民主人民共和国, エルサルヴァドル, グレナダ, インド, イラン・イスラム共和国, ジャマイカ, ケニア, レソト, リベリア, マラウイ, マリ, ニジェール, スリランカ, スーダン, スワジランド, ヴァヌアトウ, ヴェトナム, ジンバブエ, アンゴラ, セネガル

票決前ステートメント: キプロス(欧州連合を代表), 米国

賛成 121 票, 反対 53 票, 棄権 5 票で決議案を採択

票決後ステートメント: トルクメニスタン, エチオピア

52. 食糧への権利(A/C.3/67/L.42/Rev.1)---PBI なし

主提案国: キューバ

追加共同提案国: アルバニア, アルジェリア, アンゴラ, アンティグア・バーブダ, オーストラリア, バハマ, バルバドス, ベラルーシ, ボリヴィア, ブラジル, ブルキナファソ, ブルンディ, カメルーン, チリ, 中国, コモロ, コーティヴウォール, 朝鮮民主人民共和国, コンゴ民主共和国,

ジブティ, ドミニカ共和国, エクアドル, エジプト, エリトリア, エチオピア, フィジー, グレナダ, グアテマラ, ギニア, グァイアナ, ハイティ, ホンデュラス, アイスランド, インド, インドネシア, イラン・イスラム共和国, ヨルダン, ケニア, ラオ人民民主主義共和国, レバノン, リベリア, マダガスカル, マリ, モーリタニア, モナコ, モザンビーク, ミャンマー, ナミビア, ナイジェリア, セントキッツ・ネヴィス, セントルシア, セントヴィンセント・グレナディーン, セネガル, スロヴェニア, ソマリア, 南スーダン, スーダン, スリナム, スワジランド, シリア・アラブ共和国, タジキスタン, トリニダード・トバゴ, テュニジア, トルクメニスタン, ウガンダ, ヴェトナム, ジンバブエ, アフガニスタン, アルメニア, オーストリア, バーレーン, バングラデシュ, ベルギー, ベリーズ, ベナン, ボツワナ, カンボディア, 中央アフリカ共和国, コスタリカ, キプロス, エルサルヴァドル, フィンランド, フランス, ドイツ, ガーナ, ギリシャ, ギニアビサウ, アイルランド, イタリア, ジャマイカ, ケニア, クウェート, キルギスタン, レソト, リベリア, リヒテンシュタイン, マラウイ, マレーシア, マルタ, メキシコ, ナウル, ネパール, オランダ, ニューゼーランド, ニジェール, ナイジェリア, ノルウェー, オマーン, パキスタン, パプアニューギニア, ペルー, フィリピン, ポーランド, ポルトガル, カタール, 韓国, ルーマニア, ルワンダ, サモア, サウディアラビア, シエラレオネ, スロヴェニア, ソロモン諸島, 南アフリカ, スペイン, スリランカ, タイ, 旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国, テュニジア, トルコ, タンザニア連合共和国, ヴァヌアトウ, イエーメン, アンドラ, アンゴラ, アゼルバイジャン, ボスニア・ヘルツェゴヴィナ, クロアチア, コンゴ, コンゴ民主共和国, エジプト, 日本, リトアニア, マリ, モンゴル, モンテネグロ, パラグアイ, モルドヴァ共和国, サンマリノ, セルビア, 南スーダン, トーゴ, テュニジア, ウガンダ, ウクライナ, アラブ首長国連邦, 英国, ザンビア

口頭で修正の決議案をコンセンサスで採択
採択後ステートメント: 米国, カナダ

53. 民主的で公正な国際秩序の推進(A/C.3/67/L.43)---PBI なし

主提案国: キューバ

追加共同提案国: バングラデシュ, ベナン, ブルキナファソ, ブルンディ, カメルーン, コモロ, コンゴ, コンゴ民主共和国, ドミニカ共和国, エルサルヴァドル, ガーナ, インドネシア, ジャマ

イカ、レソト、マレーシア、マラウイ、ニジェール、ナイジェリア、パキスタン、セネガル、スリランカ、スーダン、スワジランド、ヴァヌアトウ、ジンバブエ、アルメニア

票決前ステートメント：キプロス(欧州連合を代表)

口頭で修正の決議案を賛成 121 票、反対 52 票、棄権 7 票で採択

54. 行方不明の人々(A/C.3/67/L.46)---PBI なし

主提案国：アゼルバイジャン

追加共同提案国：アンドラ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、エジプト、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハイティ、ハンガリー、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、ペルー、ポーランド、ポルトガル、カタール、モルドヴァ、ルーマニア、セルビア、スロヴェニア、スペイン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ベラルーシ、ボリヴィア、ブラジル、コスタリカ、エクアドル、パラグアイ、ウルグアイ、ヴェネズエラ

コンセンサスで決議案を採択

55. 宗教または信念に基づく不寛容、否定的ステレオタイプ、汚名、差別、暴力のそそのかし、人に対する暴力との闘い(A/C.3/67/L.47)---PBI なし

主提案国：アラブ首長国連邦(アラブ協力団体を代表)

共同提案国：オーストラリア、ブラジル、ニュージーランド、タイ、ウルグアイ

採択前ステートメント：キプロス(欧州連合を代表)

口頭で修正の決議案をコンセンサスで採択
採択後ステートメント：米国

56. 宗教または信念の自由(A/C.3/67/L.48)---PBI なし

主提案国：キプロス

追加共同提案国：オーストラリア、チリ、コスタリカ、ドミニカ共和国、日本、マダガスカル、モナコ、ニュージーランド、パラグアイ、韓国、タイ、ウクライナ、ブルキナファソ、コーティヴオワール、レバノン、パプアニューギニア

採択前ステートメント：イラン・イスラム共和国

口頭で修正の決議案をコンセンサスで採択
採択後ステートメント：トルコ、キプロス

口頭による決定(継続)

4. 議長提案に基づき、委員会は以下の文書に留意

することを決定：A/67/40(Vol.I), A/67/40(Vol.II), A/67/264, A/67/269, A/67/222, A/67/159, A/67/56, A/67/293, A/67/285, A/67/287, A/67/396, A/67/292, A/67/289, A/67/304, A/67/286, A/67/310, A/67/368, A/67/178, A/67/305, A/67/302, A/67/380, A/67/357, A/67/379。

決議の採択(継続)

57. 国連腐敗防止条約に従って、腐敗の慣行及び腐敗の儲けの送金を防止し、これと闘い、資産回復を促進し、そのような資産を正当な所有者、特に出所国に戻すこと(A/C.3/67/L.28/Rev.1)---PBI なし

主提案国：コロンビア

共同提案国：オーストラリア、エジプト、ペルー、テュニジア、コスタリカ、グアテマラ、エルサルヴァドル、イスラエル、メキシコ、フィリピン、ロシア連邦、トルコ、ウクライナ、米国、アルメニア、コーティヴオワール、エクアドル、キルギスタン、モーリタニア、モンゴル、モロッコ、ナイジェリア、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、セネガル、南スーダン、タイ、ヴェネズエラ

口頭で修正の決議案をコンセンサスで採択

採択後ステートメント：リヒテンシュタイン、スイス(ノルウェーも代表)

口頭による決定(継続)

5. 議長提案に基づき、委員会は、文書 A/67/97 及び A/67/218 に留意することを決定

決定の採択(継続)

2. プログラム企画(A/C.3/67/L.73)

提案者：His Excellency Henry L.

Mac-Donald(スリナム)議長

Co-facilitator の Mr. Monzer Selim(エジプト)

口頭でテキストを修正

Co-facilitator の Mr. Roberto de Leon(メキシコ)ステートメント

採択前ステートメント：カーボヴェルデ(アフリカ諸国を代表)、トリニダード・トバゴ(カリブ海共同体を代表)、

口頭で修正の決定案を賛成 161 票、反対 3 票、棄権 7 票で採択

採択後ステートメント：キプロス(欧州連合を代表)、イスラエル、ロシア連邦、オーストラリア、キューバ、中国、米国、スイス

提案の採択

1. 委員会議長提出の第 68 回総会第 3 委員会の暫

定作業計画(A/C.3/67/L.72)

提案をコンセンサスで採択

書記の発表

プログラム企画予算部は、11月27日の第46回
会議で項目27(b)の下で採択された決議A/C.3/67/
L.10/Rev.1のPBI(programme budget
implications)についての口頭によるステートメン
トを撤回

ステートメント: フィリピン

第3委員会閉会

ステートメント: 英国, エジプト

閉会あいさつ: 議長(スリナム)

以 上